おおのうら

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野 巌
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 32

S46.7.7

"われわれの公認候補は
"光田金重"氏です

昭和四六年度
上期々末手当
一五〇、〇〇〇円を要求
先行大手五社、22日実力行使！

昭和四六年上期々末手当は 炭労今十七社一斉に、七月二日 一五〇、〇〇〇円の要求書を提出した、この回答は一三日に行われる炭労六五回大会に戦術が審議されるが 戦術を含めて確認を得たい 本格的交渉にはいる。

戦術は大手先行五社が二二日に二四時間、二七日から四八時間の実力を背景とした戦術設定を行っている。

したがってわれわれの場合も 大会決定を待ってやることになるが 従来からの慣行から考えると、大手五社が[illegible]して四八時間をおいてストライキを設定することになる。又、妥結額は昨年下期大手と同額（九六、〇〇〇円）を[illegible]した実績からして、大手五社の先行妥結を目標にして斗いを進めることとなる。支払い日については昨年下期の内容からして 全額早期支払いを目途とする

要求の内容については 額が一五〇、〇〇〇円（一二六、〇〇〇円前期）と変ったが、他の内容は従来と変りない。

四、五月の差額金、組合の借り入れにより
七月一九日（月）に同時支払いで確認！

四月、五月の差額金支払いについては、其の後鋭意交渉を続けてきたが、会社は五月分について八月以降しか支払いが出来ないところから 組合は借り入れ（総会での事後承認となる）によって 七月の一九日（月）（一八日が日曜のため）に、給料払いと同時に 四、五月分（一人当り平均 八三七一円 月額）を一括して支払うようにした。

なお、臨時夫の場合も 五月分を同じく支払いが出来るようにさせた。

八月一日（日）定期大会
組合の当面のスケジュール

七月
一日～七日 鉱山保安週間
二日 昭和四六年上期々末手当 要求書提出
七日 炭労代表者会議
九日～十日 予、決算 第一小委員会
一三日 第六五回 炭労臨時大会
一七日 臨時総会
二二日 大手先行五社 二四スト
二七日 〃 四八スト
大手解決後、われわれの期末交渉

八月
一日 定期大会
一年間の運動方針を審議するので
代議員は全員参加しよう・・・・

医師会の健保総辞退問題
鞍手郡下は従来通りの取扱い

医師会の健保総辞退は、健康保険に加入の"皆さん"に大変迷惑をかけているが、医療制度の改正とか解決の糸口をつかみつつあるが 医師会の反発は"医は算術"かと医師会の暴挙を批判している。

日本健康保険組合も 労働組合と同じく本問題に取り組んでいるが、自民党や政府の当局に対処して いろいろと折衝した結果

鞍手郡下の医者は 健保について
従来通りの取扱いでやることと決定した

したがって、医者にかかることもあるので問題になりそうな時は 健保組合か 労働組合に早急に申し入れて下さい。迷惑のかからないようにします。

貝島大之浦労働組合
編集発行人　矢野　潤
福岡県鞍手郡宮田町
電話1305

NO32

六月分生産奨励金配分
採炭　一二四円　掘進　八七円
仕繰　一二四円　坑外　七二円
一律配分　一六五円

S.46.7.20

第六二回臨時総会報告!!

七月一七日午後三時三〇分より組合会議室に於て、第六二回臨時総会を開催した。議題を追って内容の報告とします。

一号議案、五、六月分会計報告。

経議会、雑備費、斗争準備費等について、予算内で消化をする様要望があり、確認された。

二号議案、炭労臨時大会報告。

1. 住友問題について　住友三山の合理化に伴い、会社と組合の対決となり、閉山か、継続かで組合員投票を行い、最終的には、三山共存派の方向で決定を見、賃金五%アップ　その他大巾な合理化案を了解し、いちおうのけりがつく。炭労決定として、三山に対する反対の斗争方針として、労働協約復元斗争と組んで斗いを起すことに問題があるとし、八月大会にて結論を出すことで意思の統一をした。

2. 参議院選挙の総括　山本忠義を立てて全国的な運動を展開して来たが、全国的に投票率の低さと斗い取り組のおくれ、かてて加えて選挙戦中に社会党の十三人のうち九人か10人当選すれば成功だという発言等新人は不利な闘い条件下の斗いであった。云えることは炭労の得る所は満足とはいかなくとも高く評価される実績を示している。其の反面北海道での伸びが思わしくなかった。

福岡、四三、五三四、佐賀一一、〇二八、長崎一八、三八〇、熊本一六、五六六、大分二三、二一四、宮崎五、〇一四、鹿児島二、九八六、山口八、五七〇、兵庫五、五七六、大阪六、七九〇、静岡一五、四四〇、神奈川七、三〇九、東京一〇、四七九、北海道八九、五六七、その他の県一〇三、八三三、総計三六一、三八二票で五四位となる。

3. 期末手当斗争について　今期は一五万円を要求して斗うと組むことを炭労第四回臨時大会で確認し、先行団体（住友三山を先行から一時的措置として除外）で斗いを組む。七月一九日第一回目の交渉を持ち二〇分間交渉打切り。二〇日午前一一時から第二回目の交渉を予定している。第一波二一日早朝から二四スト、第二波二六日早朝より四八ストをかまえて交渉中。

尚、当山では期末配分の説明を行い、執行部一任の確認をする。

4. 三池CO斗争について　三八年一一月九日三川坑における爆発事故によるCO斗争が終局を迎えた。一症度の入院患者　月額一五、〇〇〇円（税込）　二症度以下の入院患者月額、九、〇〇〇円（税込）　通院患者月額一、五〇〇円（税込）以上の様に、入院通院患者について金額の改定をし、その他細部取きめをして永いと争に終止符をうった。

5. 役員辞任の件

九州地方本部委員長、森岡義勇氏の辞任、福岡県炭鉱年金協理事に就任した。

三号議案、資金借入れの件

今次、賃上げに伴い、四五百万円の資金を当倉より借り入れ、一九日に支払いとを決確認した。

四号議案、平和斗争の件

平和斗争を推進するにあたり、斗争委員会を設置して行くことにあたり、池田首相訪米反対を確認した。いよいよ日時が迫まり、選対機構の発足を日程にのせて確認した。

道対機構

委員長＝組合長、事務局長＝書記長、教宣担当＝労働部長

居住区機構

※地区、正副責任者は、正副分会長が担当

※行動班は それぞれの地区で代議員を中心に組合員をそれぞれ20名単位で多く編成のこと。

職場機構

※職場正副責任者は、正副分会長の担当

※会合は職場で組合会議等を開催し積極的に行う。

四、その他の項

1、寮食費値上げの件

諸物価高により寮食費、入寮費の値上げを申入れの事に、種々論議の結果、会社、個人と折衝行って求む割合が双方負担を確認した。

※六五〇円を八五〇円に、アップ分は一〇〇円双方で負担する

（入寮費 一八〇を三五〇円に、アップ分の一七〇円は、九〇円が個人負担、八〇円が会社負担

2、住友鉱業、歌志内ガス爆発について。

七月一七日午前九時三〇分頃、歌志内鉱 四二五レベル、昇川東八番層の払跡においてガス爆発があり〇人にのぼる犠牲者を出す大事故が発生した。現在救出作業中である。

以上

第二大之浦より転入者（五月二八日付）

八月一八日控除金明細について

(一) 加入金 六〇〇円 (二) 積立金 二〇〇円 次回より積立金は五〇〇円

(三) 政策斗争カンパ、最終回の分のみ 三〇〇円

(四) 六月稼動賃金に対する組合費

※政策斗争カンパは、一人当り一、八〇〇円であったが、今回の転入者も、既に出されている秋へ向けての斗争も一緒斗うという基本的な考えに立って最終回の徴収のみをするように致しました。

宮田町議 光田金重 合同選対機構

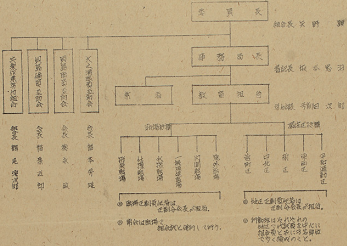
委員長
組合長 矢野 顕
事務局長
書記長 坂本忠治
票看
教宣担当
労仂部長 寺前田次郎
共栄作業労仂組合
組合長 鮮尾栄次郎
貝島礦員互助会
会長 稲葉五郎
貝島職員互助会
会長 徳永 誠
大之浦職員互助会
会長 福本秀雄
職場機構
採炭職場
仕操職場
水採職場
一般運搬職場
内間職場
坑外職場
居住区機構
宮町区
中北区
南区
東西区
平和通勤区
◎職場正副責任者は正副分会長が担当。
◎常会は職場で組合会議と併行して行う。
◎地区正副責任者は正副分会長が担当。
◎行動班はそれぞれの地区で代議員を中心に組合員と共に3名単位で多く編成のこと。

式次

一、開会のあいさつ
一、経過報告
一、役員選任
一、会長あいさつ
一、候補者あいさつ
一、激励のことば
一、謝詞
一、乾杯
一、万才三唱
一、閉会のあいさつ

光田金重 後援会役員（案）

会長	共栄作業株式会社	社長	岡部亀寿
副会長	大之浦炭礦株式会社	所長	田城 登
〃	貝島炭礦株式会社	労働課長	井上利光
〃	〃	労務課長	原田利夫
〃	共栄作業株式会社	労務課長	岡田喜次
事務局長	大之浦炭礦株式会社	総務部長	村上安寿

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 [illegible]
福岡県鞍手郡宮田町
電光1305

NO. 35

人車運行
団交圣過 報告

S 36.9.22

人車運行に関する交渉圣過

人車運行に関する問題については、昨年の闘争においてわれわれは、実力行使を要素として「一〇月運行」の確約を行った。そのことは、六一回臨時大会で報告したところである。

その後、人車問題については具体的に交渉に入り、具体的な工事日程等の計画提出を求めてきた。もちろんその間に部分的には具体化した問題もあったが、基本的な問題となると平行線をたどった。しかし、会社は八月はじめに具体的な人員配置を行うこととなり、われわれもこれに対処して問題のほり下げをした。

又、九月一日の職場会長会議の決議から、三日、四日と団体交渉をかさねてきた

― 会社提案内容 ―

一、人車運行区間
大之浦斜坑々口より、上部坑道坑口上方までとする。

二、営業開始 一〇月一〇日に行いたい。

三、入・昇坑対象職種
職員、鉱員、業者とし、随時入坑者を除く。

四、九月六日より一〇月三日まで人車道床整備のため、新上部仕繰 三、新北仕繰 二、ロング仕繰 二、斜坑仕繰 五、計一二名を差出してもらいたい。

五、新上部坑道までしか運行出来ない理由、

1、大之浦斜坑は設計上人車運行を考えて設計をしていなかったが、諸般の事情により人車を割込んだ。

2、旧坑底附近まで運行する考えで検討したが、現時点では不可能と考えられる。
その理由は、旧坑底附近は採掘の影響を受けて、坑道維持に困難している。

3、竪坑下の主ポンプ座が、重圧のため使用不能になり、一〇月末、北水平坑口より五〇メートル位置に新ポンプ座を計画し、現在掘進作業中であるが、これに伴い一〇吋の押上げ管三本を緊急に敷設しなければならないので人車との関係で現状では無理である。（一〇月末までには一〇吋二本の押上げ管を張る）

三日の団交の中では、ことあたらしい問題となるものは出ず、中途半端な考え方では納得がいかないので、再検討するよう交渉を打切る。

四日の団交の中で新しくポイントを一本側の問題が出てきた。しかし、何とか改良の道はあるはずだと突上げを行い、交渉を打切った。

会社提案に対し、組合は会社の姿勢を追求しながら今日までの説明では、技術面、保安面の抽象的説明であることから、二二日再度団体交渉をもった。

会社は、人車運行について組合の主張される「坑底近くまで」という観点にたって検討をしてきたが、次のような問題点が支障となって関係官庁の認可も困難な現状である。しかし、上部坑道入口までは坑道面拡、車道新設等の修正をして、運行可能な状態としている。しかしこれも総合的の改善について、安全な運行可能として、問題を残している。

と、前置きして、

うらへつづく

◎ 上部坑道入口以降の運行に支障となる理由

一、坑道が狭険（四四〇米～五四〇米間、運行米　四六七米）となっている。

二、ポイントを一本ケン方式にしなければならない。（別紙　参照）

尤も平坑道は回数が少く、坑道幅員も一本ケン方式にして無理はない。保安上にも問題はない。

しかし、その他の分岐については、経費になるのと対面線方式を取らなければならないために、五ツの分岐を重量約一三〇Kのケンを設けて、交互に操作をしなければならない。

又、経費になるため、保安上にも問題があり、搬送能力にも支障をきたすことになる。

三、待合所を設けるについて。

1、人車乗車まで安全な坑道を設けなければならない。

2、人道からの通路を設け、通気を取って環境を良くしなければならない。

3、待合所内に、坑車を通してはならない。

四、鉄製客車は、木製客車のように、車輛とレールの余裕がないため、脱線、割り込みの原因となる。

分岐

ポイントであれば　五・二六米で曲線が取れるが、一本剣であれば　三・七五米で曲線を取ることとなり、重量は一三〇Kgとなる

又、鉄車の重量からして思わぬ無理が生ずることが考えられる

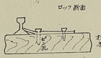
ロック断面

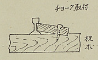
チョーク取付

採掘計画に伴う　卸移動

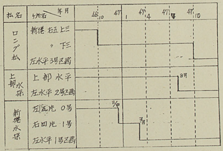

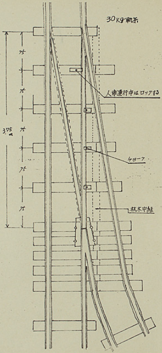
30Kg軌条
人車運行中はロックする
チョーク
枕木中継
75
75
75
75
75
75
3.75m

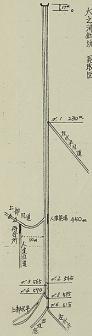
17m
No.1 230m
左水平風道
上部風道
人車乗場 450m
待合所
50m
人道風道
No.3 565
No.4 570
No.2 546
No.5 595
No.6 615
上部水平
旧坑
左水平

大之浦斜坑　見取図

闘斗情報

大手先行四社　一〇八、五〇〇円妥結

到達グループ（貝島 新明治）ただちに戦術設定

昭和四六年上期々末手当斗争は、炭労大会終了後ただちに大手先行四社（住友は災害その他で先行から外した）で本格的交渉にはいり、回を重ねてきたが、二三日の二四時間ストライキを背景とした交渉を、二二日精力的に進めた。その結果、午後一一時五〇分に至り妥結に達し、ストライキを中止した。

※妥結内容は次の通り。（くわしい内容については別途報告）

妥結額　一〇八、五〇〇円　前期との差　一二、五〇〇円　その前の差　一三、三〇〇円

うち、団体親睦金　一、七〇〇円　月割額　一八、〇八三円

以降入山者

四月雇入 ― 一九、三〇〇円　五月雇入 ― 一五、三〇〇円

六月雇入 ― 一一、七〇〇円　七月雇入 ― 七、五〇〇円

期中停年退職者

一二月 ― 七、五〇〇円　一月 ― 一一、七〇〇円

二月 ― 一五、三〇〇円　三月 ― 一九、三〇〇円

先行四社の妥結に伴い到達グループの、貝島、新明治（九州関係）も支部代表者会議の中で大手四社が二一日に解決した場合、二四日の正午迄の期限付回答を求め、二六日（日曜日）に第一波の二四ストライキを構えるよう意志統一していた。

したがって、右記日程を目途に、精力的に交渉を進める。

二四日　午後一時　経営協議会　午後五時　斗争委員会

二五日　交渉の経過については、マイクにて情宣、組合事ム所に関係者は当直

住友歌志内のガス突出事故に
炭労指令下各支部23日に抗議行動

一七日午前九時すぎ、北海道歌志内炭鉱で発生したガス突出事故は、二〇日午前中に最後の遺体を収容、三〇名の犠牲者と若干の負傷者を出す炭鉱災害でも指折りの大事故となった。

炭労及び歌志内支部では、今次災害の内容から政府並に住友資本に対し、生産本位の保安体制を追求するとともに、社葬を行う二三日に各支部抗議行動として、中斗発一三九号指令を次のように発している。

＝中斗発　一三九号指令＝

住友歌志内　二四時間スト、赤平奔別　一時間五〇分スト

その他の支部は政府及び住友資本に抗議をするとともに坑口情宣を行うこと。又、保安討議の体制確立を各支部ごとに行え、

＝指標＝　ガス突出、ガス爆発、坑内火災等の予防に、万全を期す。

※　四、五月分差額金に対する組合費控除は、七月分の精算払いから、徴収します。

※　訂正とお詫び ―

ニュース32号、総会報告中、2号議案の三項の闘斗報告の戦術設定、大手四社先行の二一日第一波とあるは二二日の第一波でありますので訂正しお詫び致します。

炭労新聞

発行所
日本炭鉱労働組合
東京都新宿区
市ヶ谷河田町9
編集兼発行人　野呂 潔

討論集会特集

この資料は組合員（会費納入人員）五人に一枚を基準に各支部に送りますので、よろしく活用ください。

われわれはかく闘う

討論集会
オルグ資料

はじめに

炭労第六六回大会は、夏から秋にむけての闘いの方針を決定した。

それは、きびしい情勢の中で、われわれは今日までの闘いの教訓にもとづき、1、生命を守るための保安闘争、2、炭鉱労働者と地域住民の生活と権利を守るための政策闘争・閉山合理化反対闘争、そうして、3、欺まん的な沖縄返還協定反対闘争をはじめ、勤労国民の切実な生活要求にもとづく総評の秋季統一闘争に積極的に取組むことを決定した。

このような中で、アメリカのニクソン声明によるドルショック問題はマスコミを通じて大々的に報道されている。政府・独占は、この円・ドル問題と不況を労働者国民の犠牲によって乗りきろうとすることは明らかである。

しかしながら、現在のドルショックの問題なり、中国の国連加盟問題など、自民党政府にたいする労働者国民のいかりは増大しており、院内における野党共闘の発展、そうして自民党内部の対立も表面化し、佐藤自民党政府はまさに屋台骨がゆすぶられているのが実情である。

われわれ炭労もこのような情勢の中で闘われる労働者国民と共に闘かっていかなければならない。

政策闘争としての体制委員会は、九月九日以降再開されており、すでに政策要求を提出しており、今後具体的に闘いに取組んでいかなければならない。

同時に、住友三山に対する住友石炭の攻撃は最悪の事態をむかえ、炭鉱全体に重大な影響を及ぼす問題として炭労がより結束を固め政策闘争、閉山合理化反対闘争を強めなければならない。

ここに石炭政策闘争の具体的な方針をはじめ、今後炭労の運動方針の骨子を提起し、討議を通して中闘において運動方針を作成、十一月の臨時大会において方針の決定を行なうこととする。

一、われわれをとりまく情勢

（一）、一般情勢

ニクソン米大統領の訪中声明とこれにつづくドル防衛措置は、全世界にはかりしれぬ衝撃をあたえた。

国際基準通貨としてのドルの威信と強力な工業力を背景に、アメリカは戦後世界の政治、経済を支配しつづけてきたが、これは同時にアメリカの核戦力に象徴される軍事的支配をも意味していた。だが、ドルと核の傘の下に援けられ、かつ支配された各国が、ドルの実力を凌駕せんばかりの経済力を備えるに至って矛盾は深まり、他方、ベトナム侵略戦争の失敗に典型的に示された社会主義諸国敵視政策の破綻によって、ドルと核による戦後世界支配体制は実態を欠く虚像と化した。

ニクソン訪中声明とドル防衛措置は、虚像の上にたつ支配体制が、アメリカ自身の命とりとなりかねない事態を招くに至った現実の告白であり、戦後世界史の大転換を自ら宣言したにひとしい。歴史はいまあらたな舞台の幕明けを迎えた。

虚像の下に「経済大国」にのしあがった国資本主義は、ショックに次ぐショックで醜いあがきの渦中にある。低賃金を武器とした高度成長によって「円の価値を高めた」結果が、円切上げの強い要求となってはね返ってきている現実から逃れようと必死にもがいているのが、われわれをとりまく現実である。

資源のほとんどを海外に依存するというハンディをもつわが国が、驚くべき経済成長を達成し、強力な国際競争力を身につけるに至った最大の秘密は、一言でいえば、〝勤勉〟と称される過重労働と低賃金に甘んじる豊富な労働力の存在にある。従って、遠からず実現せざるをえない円切上げのデメリットも、資本はそのしわよせを一層苛酷な合理化に求めることは想像に難くなく、はげしい不況宣伝はその前奏曲といってさしつかえない。

円切上げにともなう物価引下げという国民の期待するメリットも資本は認めはしないであろうし、景気浮揚策のひとつとしてとられるはずの大幅所得減税も、賃上げ抑制による実質賃下げ攻勢によって、われわれの暮しをなにほどうるおすものになるかは疑わしい。いわゆる高度成長政策の基調がいささかでも変更される気配はいまのところない。事実多くの経済観測は「実質成長率は一時的低下にとどまる」という見方で一致している。

アジアの経済支配をめざす海外膨張政策は逆に拍車をかけられようし、「アジアの憲兵」役を買って出た以上、軍国主義復活の日程も基本に変化はないであろうから、司法の反動化、教育支配、治安対策、憲法改悪など一連の反動路線も推進されこそすれ、弱まるような事態は現在予想されない。

だが、歴史のあらたな舞台の幕明けに背を向けるこのような政策が、なんらの抵抗もなくおしすすめられるとは、わが国支配層といえども信じてはいないであろう。事実わが国のいわゆる財界主流の眼は中国を指向しているし、この財界の動向を敏感に反映して政府予党の動揺はいちぢるしい。支配層内部の矛盾は日とともに深まるであろう。

このような事態に呼応して、社会党を中心とする野党各派は結束して反政府闘争を強化し、総評を中心とする労働者階級の闘いも、反合理化、生活防衛日中国交回復、公害追及などを中心に盛り上りをつよめつつある。

われわれの運動は、このような激動する情勢の下で展開される。われわれに直接間接関連のある石炭需要の動向も、輸出の停滞による企業活動の不活発先行き見通し難による産業全般の萎縮傾向などから鉄鋼の操短体制はさらに長期化するであろうし、電力消費なども低調化する可能性があるなど、不安定要素が加わることは否めないが、前述のようにこの状態が長期にわたって持続するという観測はみられない。逆に、今度のような突発的事態に直面して、国内エネルギー資源に対する再認識という傾向も生れるであろうし、われわれは目前の事象に目を奪われて、徒らに一喜一憂してはならない。

（二）、石炭情勢

1、石炭産業においては、ここ十年余の間、嵐のようなスクラップ化が推進されてきている。この結果、第一次石炭政策の発足前（昭和三六年）五七四鉱あった炭鉱は、その八七％が閉山され、現在七〇炭鉱をのこすのみとなっている。これにともなって、二一万二〇〇〇名（昭三六）いた炭鉱労働者のうち、一七万名ちかい人びとが職場を追われてきているのである。

いっぽう、生産規模についてみると、「五〇〇〇万トン体制の確保」がわが国石炭産業の年来の課題として、合理化基本計画のなかでも明確に位置づけられてきた。しかし第四次石炭政策体制下にはいってこの基本計画は急遽変更され、四八年度には三六〇〇万トン体制に縮小することが方向づけられている。のみならず、本年度の合理化実施計画では、これに先行して年間生産量を三四〇〇万トンに切り下げることが、われわれの猛反対をおし切って決定されている。

ともあれ、このようなスクラップ政策の強行により、過去一〇年間におけるスクラップ量は、年間生産量にして累計四七五〇万トン——現行生産量の一・四倍——にも達しているのが実態である。

2、このようなスクラップ化は、今日までの四次にわたる石炭政策にもとづいて推進されたものであることはいうまでもない。

第一～四次の石炭政策は、いずれも「スクラップ・アンド・ビルド」方式を標榜するものであった。しかし実際に政策実施の過程では、スクラップ化が極度に先行し、まさに「スクラップ・アンド・スクラップ」政策として展開されてきたものであり、前述のような破局的な閉山を招来したわけである。

ここで、政府が「抜本的安定策」というふれこみで策定した第三次石炭政策（四一年八月）およびこれが僅々二年余で早くも破綻に瀕した段階で示された第四次石炭政策（四四年一月）についてその政策内容をみてゆくと

第一に、石炭産業の長期安定化の展望が明示されていないばかりか、当面のビルド対策のカナメともいうべき労働力問題、保安問題をめぐる抜本的解決策が何一つ提示されていないこと。

第二に、その反面、従来からの一般閉山制度を強化することとあわせて、企業ぐるみ閉山を促進するため特別閉山制度が新設されるなど、スクラップ促進策がいちだんと強調されていること。

第三に、「経営基盤の確立」「企業再建」あるいは「需要の確保」という大義名分のもとに、元利補給金、再建交付金、増加引取交付金等の形で石炭企業や金融機関、電力、鉄鋼資本に対する救済、補償措置を大々的にうち出していること。

等々の特徴点をもっている。それは、いいかえれば、「縮小・撤退」を基本路線としつつも、そのなかで私企業体制を温存し、これに甚大な国民の税金をつぎこんで個別企業の「再建」をはかろうというものにほかならないのである。

3、第四次政策がこのように「私企業救済策」に終始する以上、石炭産業全体の安定化が達成されないのは、むしろ当然のことといえるが、はたせるかな同政策実施後二年をいでずして石炭危機は、ぬきさしならないところまで深刻化するにいたり個別の企業ぐるみ閉山をはじめとして、多数の炭鉱が閉山においこまれる結果となった。このようななかで、政府も政策の見通しにふみ切らざるを

えないこととなったのである。

昨年一二月の中間答申は、このような背景のもとで提示されたものであった。それは、基本的には第四次石炭政策の基調をそのままうけつぐものであったが、わが国石炭産業が長期にわたる原料炭の供給源として、産業政策上「必要産業」である旨の位置づけを明確にするいっぽう、労働力問題解決のカギである「労働条件の大幅改善」という課題にも目を向けるなど、一定の前進の側面をもつものであった。

しかし政府は、この中間答申の提起した「必要産業」という位置づけにふさわしい具体的対策を何一つ実行にうつさず、石炭産とその個別企業の危機をいっそう深刻化させてきているのが現状である。

4、かくして中間答申後、日炭、常磐などの大企業をはじめとして閉山が依然相次いだが、とくに本年春ごろより、原料炭を産出する超大手の一社、住友石炭においても企業危機がにわかに表面化し現在きわめて憂慮すべき局面をむかえている。

この住友の企業危機問題は、基本的には「私企業救済策」に終始してきた今日までの石炭政策が必然的にもたらした〝結末〟であり、この意味で「私企業の限界」を端的に示したものにほかならないのである。

ともあれ、この住友問題の帰すう如何では、石炭産業の生産規模は、三、〇〇〇万トン以下の体制に転落することとなり、わが国石炭産業の将来に重大な影響を及ぼすことは必至であると判断されるのである。

このような情勢の中で体制委員会が再開されるにいたったが、われわれは大会決定の方針にもとづき政策闘争を強力に推進していかなければならない。

二、運動の基調

（一）、今後二カ年の主要な闘争課題はなにか

1、生命とくらしを守るたたかいを第一の課題としてとりくむ。

炭労は今日まで「生命を守るたたかい」を運動の最大の課題として位置づけ、たたかいをすすめてきたが、今日なお石炭産業における保安状況が本質的には何ら好転していない現状にかんがみ、今後もこの基本姿勢を堅持してゆく。そして職場・支部における日常的な保安闘争を基本とし、山元、地区・地方、中央の各段階に応じた保安闘争を展開してゆく。とくに全国的な課題については産業別統一闘争として推進する。

同時に、この「生命を守るたたかい」と併行して、炭鉱労働にふさわしい労働条件の獲得をめざし、賃金闘争・期末手当闘争を産業別統一闘争として推進していく。また福祉条件の向上を求めるたたかいを「くらしを守るたたかい」の一側面としてたたかってゆく。

これらの闘争課題は、直接生命とくらしを守ることを目的とすると同時に、第四次石炭政策をうち破り、真に石炭政策の長期安定化を実現するたたかいの一翼を形成するものであり、この観点からも、このたたかいを重視してゆく。

2、石炭産業の長期安定化をめざすたたかいに全力をあげてとりくむ。

「石炭情勢」において詳しくふれたとおり、今日までの石炭政策推進の過程で、石炭産業の危機はいっそう深刻化し、現在まさに「私企業の限界」に到達している現状にかんがみ、石炭産業の長期安定化をめざして強力なたたかいを組織してゆく。

このため、「石炭産業の国有化」の旗を高くかかげつつ、当面、私企業体制をうち破ること、現行石炭政策の基調を変更し、長期の展望をもつ第五次石炭政策を確立すること等を求めて対政府闘争を組むとともに強力な対資本闘争を産業別統一闘争として展開する。

3、石炭政策闘争と結合しつつ、個別の閉山・合理化攻撃に対し、これをうち破るたたかいを推進する。

第四次石炭政策のもとで、今日まではげしい閉山・合理化攻撃が集中されてきており、現状のまま推移すれば、この攻撃は今後いっそう強化されるものと判断される。いっぽう炭労はすでに、政策要求のなかで、「閉山縮小の停止」を中心とした反閉山・反合理化の要求を政府・石炭資本に提示したたかいをすすめてきている。このような現状をふまえ、今後も石炭政策闘争と結合しつつ、個別の合理化攻撃に対しては、「独走から統一へ」の基本路線に立って閉山をおそれず強力なたたかいを推進していく。

4、全国民・労働者の先頭に立って、平和と独立、民主主義を守る幅広いたたかいを推進していく。

当面する政治課題である「アメリカのベトナム侵略戦争反対」「沖縄協定の批准阻止」「日中国交回復」等の問題をとらえ、総評に結集しつつ、全国民・労働者の先頭に立ってたたかいをすすめていく。

（二）、たえず原点にたちかえり、運動を点検・総括し前進の方向を確立するために

炭労第六六回定期大会は、最近におけるたたかいの経験を総括し、七点にわたる「たたかいの教訓」を確認している。すなわち

①　方針と実践の不一致は、われわれの組織を単に形だけのものにさせつつある。

②　大衆闘争路線と組合民主主義は、何時の場合でも組合にとって基本である。

③　われわれは今後とも「独走から統一へ」という合理化反対闘争の基本を堅持する。

④　「閉山をおそれず」たたかう方針について掘り下げた意思統一をはかる必要がある。

⑤　われわれは系統的な組合員教育にとりくまなければならない。

⑥　われわれは従来にも増して政策闘争を強める。しかし同時に、運動の体質改善も急務である。

⑦　われわれは、今までの共闘のあり方を見直さなければならない。

等々である。

この教訓は、今後の運動の前進にとっても重要なものである。したがって、これをカガミとして、たえず原点にたちかえって運動を点検・総括し、前進の方向を確立してゆくこととする。

三、今後の闘争方針

（一）、石炭政策闘争

1、経過

1、中央行動

炭労は第六六回定期大会に引続き、各支部の代表者によって、要求にもとづいて、体制委員のメンバーに対して要請行動を行なった。

2、体制委員会再開

体制委員会の早期開催については、春闘の段階からわれわれは通産当局に要求してきたところであるが、住友再建問題、内閣改造、通産当局の人事移動等が行なわれ、おくれて、九月九日より再開の運びとなった。

3、通産省交渉

この体制委員会開催にあたって、通産当局の意向をたしかめるために両角次官に会見し、住友石炭の危機と石炭産業をどのようにしようと考えているかをただした。次官は、石炭産業は大切な産業であり長期的に考えていきたい。住友問題についても、体制委員会の中で含めて検討してもらいたいとの回答が行なわれた。

4、体制委員会対策

われわれは体制委員会にのぞむにあたって、労働三団体（炭労・全炭鉱・炭職協）ができるかぎり歩調をあわせながら進めることがのぞましいとの立場で打合せを行なってきているが、九月八日には、①中間答申に対して政府の無策を追及する②石炭産業の危機状態に対処するために答申はおそくとも十一月中には出させる。等の意思統一を行ない、これにもとずいて再開第一回の体制委員会において里谷委員長をはじめ労働側より強調してきた。

続いて九月十日には、労働三団体として石炭協会に中入れを行ない、石炭産業に従事する当事者が、政府や体制委員会に真剣に意見反映を行なうべきであり、経営者が、限界にきている現在の私企業体制の変革にふみきるべきだと主張を行なったが、協会側は、体制問題は検討中であるとの態度であった。

引続いて十三日に再度会談を行なったが、協会側は政府に対して資金確保の要請を行なうのみであり、われわれとして、今日までの私企業に対する政策の破綻を乗りきるための協会側の態度を強く指摘してきたところである。

このように、労働三団体の行動を通じて、第二回の体制委員会にのぞむにあたり、炭労は企画会議や執行委員会を行ないながら、更に労働三団体として、①中間答申の「必要産業」を基調に現状出炭規模を最低に長期安定の方向を出させる。②そのために需要の確保と供給の安定をはかること③それらの政策確立のために現在の個別私企業体制変革を行なうべきである。等の意思統一を行ない、体制委員会で主張し、以降は小委員会（労使代表参加）で検討される運びとなった。

2、今後の闘争推進

われわれは夏から秋にむけての方針を決定しており、次のことを追加する。

1、要求について

対政府・資本の要求については大会決定事項はその通りとするが、現在の個別私企業体制を批判し、政府並びに石炭資本に対して「個別私企業体制の変革」と「第五次政策の早期確立」を要求する。

それは、大会方針の中にもあるように、炭労は今日石炭産業の戦略路線として国有化を指向しているが、国有化の実現は客観的にも近々に期待することは困難であるとしているところである。もちろん、国有・公社化について放棄することはできないし、対政府要求として提出しているところであるが、今日までの経過をふりかえるに、

①　産業の安定をめざして長期間にわたって討議した結果国有・公社化にむかって苦しい闘いを続けてきた。

②　その過程では、まさに局面打開の戦術として「総下山」だとか「閉山を恐れず」と、いくたの批判の中からも炭鉱労働者の意思結集を行なってきたが、第一次から第三次政策と妥協し、今では第四次政策の中でしか生きていけない。

③　昨年の中間答申は、不満ながらも、その集約の成果としてうけとめ、十一項目にわたる対策の

実現を図るためたたかってきたが、政府と資本は第四次政策に固執し、財政的にもなんらの助成もほどこされず、閉山が続出している。

④ この実態から、破れえぬ厚い壁とさえ感じられていた第四次政策の変更闘争は四九年以降の政策持続へと傾けている。

⑤ しかし、われわれが今日までねばり強く闘い続け主張してきた通り、その政策の欠陥は、個別対策を行なってきたにもかかわらず、住友石炭の現実が示す最悪の事態へと発展してきた。

⑥ このことは、炭鉱労働者の最大の努力と協力にも拘らず、私企業体制の存続に自決を迫られている私企業がそれ自体の弱体化を露呈したといわざるをえないし、炭労の闘争指標は正しかったというべきである。

⑦ このように政策欠陥は最悪の事態をむかえているにも拘らず、抜本的政策変更の動きは依然として具体化せず、ひとり炭労だけが実情を反映し体制委員会再開へと要求闘争を続けてきた。

⑧ この間、岡田提言があったのみで、炭労が国有・公社化を提案した時期と対比して、今昔の感があるほどの無関心状態である。石炭産業の危機感についても、無責任に放言されているだけであり、再建の意欲はおろか、現実任せの無抵抗ぶりである。

⑨ 炭労の闘争はつねに産業の安定と長期展望を自らの手でつかむ努力をしてきた。しかも現実はきびしく日本経済が不況の大嵐を迎えようとしている現状にある。だが、われわれは一段と態勢を固め、従来にもまして闘争の決意をせざるを得ない事態に直面した。

2、闘争推進と戦術の強化

① これらの情勢と現状を直視するとき、現状の私企業体制の限界は産業の崩かいであることを確認し、現在までの政策欠陥の指摘を前面にたて、労働者不在の私企業存続の政策を打ち破ることに全力をあげるべきだと判断した。

従って、闘争の総力を体制委員会、対政府交渉にもむけるが、対資本交渉に結集すべきであると決意した。

② いまや石炭産業の位置づけは石炭労働者自身のうえにある。現在の私企業体制が続くかぎり撤退作戦でしかなく、産業の安定は至難な道であるであるならば、労働者自らが産業を放棄せざるを得ないという戦術が生まれてくるであろう。

③ 具体的には、緊急対策を含む資金確保対策を指標にした石炭協会の政策要求とは相いれない事態となり、六六回大会決定の戦術規模は当然として拡大され、反復実施する。

このことは、四九年以降の長期安定政策の早期実現と石炭産業体制変革を期する闘争へと発展させねばならない。

④ 今後の産業体制変革の方向については、闘争推進の中から情勢を把握し、具体的に明示していく。

⑤ 具体的闘争推進については中央闘争委員会が別途指令する。

3、共闘体制の強化

内外情勢の激動のなかで、佐藤自民党政府の屋台骨がゆすぶられており、労働者国民のいかりがこれにむけて闘われるときに、われわれがこれらの情勢の中で闘うのは当然であり、共闘強化は重要なことである。

① 社会党、総評との体制強化

われわれは今日まで、社会党、総評との間に国有化闘争推進本部を設置し、三者一体の闘争推進をはかってきたが、今日までの経過と現状をさらに意志統一し、密接な連携のもとに体制を強化し院内外の闘争を推進する。これは更に各野党共闘の方向にも発展させるよう努力する。

② 炭鉱労働三団体の共闘体制

石炭政策闘争については、石炭協会、体制委員会対策として前述のごとく同一歩調で闘いを進めるべく討議を行なってきており、今後はさらに諸行動についても共闘推進について努力する。

③ 産炭地共闘推進

六六回大会の方針にもとずき、炭労の独善を排して共闘を発展させる。

(二)、閉山合理化反対闘争

われわれが今日まで政転闘争から国有化闘争へと真剣に推進した過程において多くの炭鉱が閉山されてきたように、資本主義体制の中にあって合理化攻撃は必至であり、さけることのできない闘いである

したがって、閉山合理化提案に対しては、

1、労働条件引下げ、首切り反対

2、閉山提案に対しては反対闘争を基本として、生活と雇用の確保を要求して闘う。

3、分離、縮小についてはこれを合理化とみなし、労働条件の確保や将来展望の関係を追求し、具体的に闘う。

4、具体的には、六六回大会の方針にもとずき閉山を恐れずを基調に、当該支部独走から全体の統一闘争へと発展させる。

この場合、全体の統一闘争は可能な限り体制確立が早期にはかられなければならない。

(三)、職場闘争

1、われわれは今日まで、職場のたたかいを炭鉱労働運動の土台にすることを意思統一してきた。

2、そうして、「生命を守るたたかい」の基本を日常的な保安闘争におき、これを大衆闘争として発展させる方向を一貫して追及した。

3、職場の中にはたくさんの不満や要求がある。

4、経過として、三指標のたたかいや、最低の条件として一週一度の一時間一斉休けいの提起を行なってきた。

5、だが、石炭産業の不安定な諸々の要因もかさなって、現在では職場のとりくみは極めて不十分である。

6、地下産業という悪環境と労働強化の中で労働者が団結してとりくむ要素をもちながら、最近は仲間意識が欠けている面もあると思われる。

7、もちろん、職場闘争のとりくみは画一的、形式的にとりくむことは問題もある。実態調査の経過もあり、今後十分な討議を経て職場の闘いにとりくむこととする。

(四)、生命を守るたたかい

石炭産業における労働災害の発生状況をみると、落ばん、機材取扱中事故、坑内運搬事故などが各職場で多発しているばかりでなく、ガス爆発、ガス突出などの重大災害も依然続発してきている。のみならず、採掘現場の深部移行、生産増強政策の推進にともなう保安体制がたちおくれ、重大災害の発生要因はますます増大してきているのが現状である。

このような現状をふまえ、つぎの基本的なかまえにたって、具体的な「生命を守るたたかい」を展開していく。すなわち

〈基本的なかまえ〉

第一に、「生命を守るたたかい」を炭鉱労働運動の第一の課題として位置づけ、合理化反対闘争、石炭政策闘争と結合してたたかう。

第二に、「生命を守るたたかい」の基本を各職場・支部における日常的な保安闘争におき、これに一人一人の組合員を参加させ、大衆闘争として発展させていく。

第三に、各職場、支部における日常的な保安闘争を着実につみ重ねるなかで、闘争の領域を拡大し、労働条件や労働時間の改善、権利の拡大等を課題とした職場闘争に発展させていく。

第四に、このたたかいを基礎として、全支部共通の問題については、適時産業別統一要求を設定し、対政府・対資本闘争を展開していく。また適時炭労の統一指導の課題を設定し、全国的なたたかいを組む。

〈具体的なたたかい〉

1、各職場・支部におけるたたかい

(1) 職場の全員による日常的な保安点検、保安常駐者・補佐員等による日常的な巡回点検を実施し不安全箇所はただちに改善を要求してたたかう。会社側が改善に応じない場合は、作業停止をかける等強硬な措置をとる。

(2) 支部執行部、保安常駐者、補佐員、職場代表等で「支部保安点検班」を編成し、定期的な保安総点検をおこない、改善闘争を組む。

(3) 年次保安計画に対する事前協議制を確立し、保安計画のなかに坑内骨格構造の改善、高温対策近代的災害防止対策等の確立に関する組合側の要求を反映してゆく。このため、各支部は予め会社側に対し「保安計画をめぐる事前協議」を要求しその制度を確立する。

(4) 組合機関紙、「情報」等で保安情況を常に組合員に周知させ、また組合の考え方、方針を明示してゆく。

(5) 以上のたたかいの前進をはかるため、統一的な「保安闘争指針」を作成し、各支部に配布する

2、保安統一要求にもとずく産業別統一闘争

(1) 鉱山保安法規の改正闘争

炭労は昨年秋以降、八項目の「緊急改正」要求をかかげたたかってきたが、坑内温度の引下げ、坑内照明の設置、保安管理体制の強化、坑内骨格構造の改善等の問題は最終結論をうるにいたっていない。またその後提出した「ガス突出予防対策に関する法規改正」要求についても現在審議過程にある。

したがって、今後これらの改正闘争と精力的にとりくむとともに、新たにつぎのとおり「鉱山保安法の抜本的改正」闘争をとりあげてゆく。

〈鉱山保安法規の抜本的改正闘争〉

① 早急に、政府をして抜本的見直し作業にとりくませ、改正素材を出させる。

② これと併行して、炭労としても重点項目を設定し、独自の検討をすすめてゆく。

また政府から改正素材が提示された段階で、これに対する炭労の対置案を設定し、改正要求として集約する。

③ この作業のため「鉱山保安法規改正対策委員会」をひきつづき存置してゆく。

(2) 保安日の充実強化のたたかい

① 保安日の充実強化のため、一〇月以降、既定の要求（二時間）にもとづいて、石炭政策闘争と結合しつつ、対政府闘争を推進する。これと併行して対資本闘争を展開してゆく。

② このたたかいの山場を明年春闘におき、それまでの間、対政府・対資本闘争の推移とにらみ合わせ、各支部においてつき上げ闘争を組織してゆく。

③ また、各支部ごとに保安日に対するとりくみの現状と問題点を総括し、その内容を充実してゆくたたかいを組む。

(3) 災害補償の充実のたたかい

① 適切な時期を設定し、災害補償引上げの要求にもとづいて対資本統一闘争を推進する。

② この場合、抗議ストライキに対する実質的な規制を排除してゆく。

3、炭労の統一指導にもとずくたたかい

(1) 保安点検月間の推進

① 当面の保安闘争の中心課題の一つとして、一一月段階に「保安点検月間」を設定し、全支部一斉に保安闘争を推進する。

具体的実施要領は、一〇月中旬、北海道・九州で支部保安部長会議を開催し、職場を基礎とした大衆的な保安点検闘争を推進する。このため中央本部から各支部・職場に統一的な「保安点検調査表」を配布し、大衆討議を通じて明らかとなった保安

上の問題点を記入し、各支部ごとに集約する。各支部は、これにもとずいて保安改善要求を確立しストライキを背景とした保安改善闘争をくむ。

③　以上の一一月段階の保安月間をめぐる各支部の経験を整理し、以降適切な時期を設定して「保安点検月間」を設けてゆく。

(2)　炭労保安調査団の派遣

①　各炭鉱における深部移行、生産増強にともなう保安上の問題点、坑内骨格構造上の問題点、近代的災害防止対策確立上の問題点等について、その実態を把握し、改善の方向を確立するため、炭労保安調査団を各支部に派遣する。

入坑調査の結果集約された結論については、対政府・対資本統一要求に組み上げ、統一闘争で解決する。

②　この保安調査団は、炭労中央本部、地方本部地区および支部代表をもって構成するものとし、第一回入坑調査を明年一～二月の間に実施する。

これ以降の入坑調査については、各地方・支部の意向を集約し、別途決定する。

4、重大災害発生時の抗議ストライキ

(1)　死亡一名以上の罹災者をだし、かつ「抗議ストライキの基準」に該当する場合は、当該支部は各方一時間五〇分以上の規模の抗議ストライキを実施する。

「抗議ストライキの基準」は従来のものを適用する。

(2)　ガス・炭じん爆発、ガス突出、坑内火災、自然発火等の災害により、多数の犠牲者をだした場合は、当該支部および当該企業連傘下支部の抗議ストライキを中心として、炭労全支部の抗議ストライキをもってたたかう。

具体的な実施方法は、第六六回大会の確認決定したところによる。

5、重大災害をめぐる刑事責任の追及

(1)　多数の犠牲者をだした重大災害に際しては、会社側の刑事責任をきびしく追及してゆく。

(2)　このため当該支部は、炭労中央、地方本部と連けいのうえ災害原因の究明を徹底的におこない告訴・告発に必要な資料を蒐集する。

6、労働災害をめぐる損害賠償請求問題の取扱い

労働災害をめぐり当事者（本人、家族など）から、損害賠償請求の訴えがおこなわれた場合は、当該支部および炭労中央・地方本部はこれを援助してゆく。

7、その他の活動

(1)　保安討論集会の開催

①　七二年春闘終了後、適切な時期をとらえ保安委員、補佐員および職場活動家等を対象とした「保安討論集会」を実施する。

②　この討論集会のテーマは、保安に関する技術問題だけに限定せず、「労働運動として保安闘争をどうすすめるか」といった問題についても討議を深めることとする。

③　この経験を総括し、適切な時期に第二次の討論集会を企画する。

(2)　鉱業労働災害防止協会、日本労働者安全センター等の活用

保安教育、技術指導等の面で鉱業労働災害防止協会の活用をはかってゆく。同時に、同協会の運営強化をはかるため、政府に対し必要な要求を提示し、たたかう。

なお日本労働者安全センターを、名実ともにわが国の安全運動のセンターとするため、これに参加し、必要な活動をおこなう。

五、労働条件引上げのたたかい

1、賃金闘争

炭鉱労働者の低賃金を打ち破って大幅な賃上げを実現する唯一の道は、全炭鉱労働者の力を真に職場から結集し、大きな大衆闘争を組んでぶつかる以外にないことは明らかである。また、このような闘争を組織するなかでこそ、炭鉱労働運動の再建という緊急で重大な課題も達成されるし、石炭政策を転換し、国有化をたたかいとる力も蓄積されるのである

年ごとの賃金闘争の具体方針は、それぞれ、年度ごとにあきらかにしていくが、賃金闘争の成功のために、基本として確立しておくべき点は、つぎの諸点である

①　低賃金打破、大幅賃上げの目的にむかって、われわれの力を集中的に投入する。この際、賃金を成功裡にたたかうことが、石炭政策転換、国有化の基本条件をつくりあげる重要な一点であるという立場でとりくむ。

②　このたたかいの中心にすわる要求内容は、大衆的な基盤のうえでねり上げて決定する。

③　大手・中小などに多面的に打ちこまれてきている賃金上の差別撤廃をたたかいとり、可能な限りの統一労働条件をめざす。

④　大衆討議を徹底して行ない、長期にたえる強じんな統一闘争体制を確立し、このなかで頑強な長期ストをやりぬけるよう闘争資金の積立、生活対策なども準備する。

⑤　このたたかいを、春闘にたちあがる全労働者との団結強化の方向でたたかい、日本の低賃金構造にいどむ大きな階級闘争の一環として位置づける

2、最低賃金闘争

(1)　炭鉱の最低賃金要求闘争

①　産業別協定による最低賃金＝われわれは、基本として統一労働条件をめざしているが、石炭産業の再編成が必至であるという情勢のもとで最低賃金協定は、極めて重要なたたかいの目標となる。われわれは、この重要性の認識のうえでこの目標をたたかっていく。

②　最賃法一六条による炭鉱最低賃金＝現行「最低賃金法」第一六条によってきめられた炭鉱最低賃金は、坑内夫についてのみの保障であって、炭鉱の低賃金が集中的にあらわれている坑外夫や請負組夫には適用されないばかりか、中小の労働者には格差が前提となっている。

われわれは、総評と十分意思統一のうえで、額の引上げと、坑外夫、請負組夫の適用、中小労働者の格差排除のたたかいにとりくむ。

(2)　全国全産業一律最低賃金制確立のたたかい＝われわれは、総評・春闘共闘の戦線にいっそう積極的に参加し、ニセ最賃法を打破して、真の全国全産業一律最低賃金制確立のため先頭にたって努力する必要がある。

3、期末手当闘争

われわれは、地下産業にふさわしい期末手当の獲得をめざして、たたかいの度に上積みをかちとって行く。と同時に大手中小の格差の排除のために努力する。

たたかい方については、戦力の効果的な発揮を考慮し、内部の体制をつよめ、相手に大きな打撃をあたえるような戦術行使を慎重に考慮してきめる。

4、退職手当闘争

われわれは、退職手当引上げを切実は要求としてもっている。ことに、閉山攻撃が激しく、自分の意思によらない退職が強要され、退職手当引上げが重大な関心事となっている。しかし、毎年のたたかいのなかでは、必ずしも十分な成果をあげていない。

われわれは、炭鉱の退職手当を他産業なみにひきあげることをめざし、同時に、協定の細部についても、統一労働条件の確立のたち場でとりくむ。

退職手当闘争のカベは、賃金のカベよりもさらに厚い。したがってこのカベを打破するためには、相応の決意と体制を必要とする。われわれは、退職手当の闘争指標を主要な柱の一つとして、賃金などとは別に単独で強力にたたかう。

5、救護隊手当闘争

一九七二年度から炭労の統一要求、統一闘争でたたかうことを方針として、具体的な要求、たたかい方、たたかいの時期などについては中央闘争委員会で検討する。

六、福祉関係についての闘い

1、社会保障闘争

社会保障は労働者階級の基本的権利として今日まで闘ってきた。われわれが健康で快適な生活をおくるため、全産業労働者に共通する課題として闘いを組まなければならない。

総評では、第四二回大会で国民全体の共通指標として、医療、年金、物価、減税、公害、失業保障、児童手当の拡充等を日常不断に闘うことを決定している。われわれはこの共通指標にもとづく闘いの場に積極的に参加し、具体的な行動を推進する。

(1)　医療保険改正闘争

医療保険問題については、日本医師会の保険医総辞退により、医療の混乱で国民の被害は大変なものであった。七月二七日、事態は収拾されたものの、今後は、中医協での診療報酬引き上げをめぐる審議や、社会保険審議会等で審議がもたれ、重要な段階をむかえている。また、政府、自民党もこの答申をまって、来年度の通常国会に「抜本改正」を提起してくることはまちがいない。しかしこの内容は、今日までの経緯から反国民的、反労働者的なものであろう。このため「抜本改正」をめぐってかつてないきびしい情勢をむかえることは必至であり、秋から年末にむけての大衆行動など、総評を中心にした、ストライキを含む統一行動を強化することが早急に要請されるので、具体的には教宣活動を含め、強力な闘いを今後とりくんでいく。

(2)　厚生年金闘争

厚生年金を当面は三万円年金の完全実施、スライド制の導入、給付諸条件の改善等、次期の再計算期である四九年をまたずに改正させることを要求する。

このたたかいは、他の公的年金に直接ひびくばかりでなく、わが国の社会保険、社会保障制度のあり方に大きな影響をもたらす闘いになる。したがって、政府にたいするたたかい、国会にたいするたたかいを、各支部、各地域の段階からつみあげて強力な闘いを組織する。

(3)　労災関係改正闘争

労働災害のたたかいは、災害に対する政府と資本の責任を追求する一方、費用負担と補償を求める闘いであると同時に、労働者の権利意識をもたせる重要な闘いでもある。

労働省は昨年二月、通勤途上災害調査会を発足させ、労災審議会で審議がおこなわれている。

今後、この通勤途上災害、一酸化炭素中毒法、腰痛症、熱中症そしてじん肺法と職業病の範囲を拡大すると共に、現存する法律に対しては内容の充実をかちとるため、総評のなかにあって闘いをすすめる。

2、炭鉱年金改善闘争

炭鉱年金は昭和四七年一〇月から受給権者に対して年金が支給されるが、老後の保障と労務者確保の対策からはほど遠く、非常に低額なもので、最近物価上昇、国民全体の生活水準を考えてみるならば、魅力あるものは言い難い。すでに炭鉱年金改善の闘いについては、第二回中央委員会（一九七〇・四・七）に方針を確認し、第六四回大会（一九七一・三・八）で論議を深め要求を決定した。さらに、炭労、全炭鉱、炭職協の三団体が統一した要求をもって、五月一八日、対資本・政府にそれぞれ要求書を提出した。今後はストライキを構えて要求の獲得のために、三団体が十分な協議を経た上で時期設定をし、対資本交渉を行ないこれと併行して通産省、体制委員会を含め交渉を強化していく。

3、じん肺協定闘争

じん肺協定は、毎年部分的に若干の積み上げにとどまっているのが実情である。したがって、今後は抜本的改善をめざし、産業別として統一した協定の実現に努める。

4、福利厚生闘争

住宅の新築と環境の整備に重点をおいた闘いを組織する。そのため、各支部、企業連等を通じた調査活動をあわせて行ない、政府交渉を推進していく。また山元及び産炭地域における病院体制はきわめて不十分であり、時として人命にかかわる重大事もおこりかねない。したがって、今後は労災病院の分院設立等も考慮に入れた運動を展開する。

5、遺族対策について

遺族対策については、遺家族の生活権の確保、安定職場の獲得、子弟の教育と医療の保障、住宅の確保、無災害職場の確立等を目標にして闘っていく。そのため、年二回程度、地方での会合をもつほか、支部は必要に応じて集会や役員会を開催していく。

6、物価引下げと減税の闘い

毎年物価の値上り、重税に対しては労働者の反対要求がもりあがり、広汎な闘いとしてひろがっている。われわれは総評の共通指標にもとずいて物価、税金、公害など国民的諸要求と結びつけ、具体的活動は各地域で、市民運動の規模で闘わなければその効果はあらわれないので、それぞれの事情を加味した独創的な活動を含め進めていく。

七、組織・闘争体制の強化

1、組織対策

(1) 組織強化について

① 準鉱員、臨時夫、謝礼夫の組織化について（従来通りの方針にもとづき活動を強化する）

② 第二会社、関連企業と炭労加盟の促進について（従来通りの方針にもとづき活動を強化する）

③ 中立組合の炭労加盟促進について（従来通りの方針にもとづき活動を強化する）

④ 主婦会の指導育成について（従来通りの方針にもとずき活動を強化する）

(2) 地域共闘の確立について

九州と北海道の地域の条件は大きく異なっている。したがって、画一的に産炭地共闘を組織するというのではなく、道県地区の実情にあわせ幅広い共闘組織の確立につとめる。

また、共闘を組むにあたっては、六六回大会で意思統一した教訓と決定にもとずき、全国民的、全労働者的なたたかいへの発展を心掛ける。

(3) 大衆闘争路線の確立

組合員の間からオルグのあり方について多くの批判が出されている。下部と指導部との密着をはかり、相互が十分納得の上でたたかいにとりくむという大衆闘争路線を確立するため、オルグの際は必ず繰込みや現場に下るようにし、組合員との接触につとめる。

(4) 単一化の促進について

機構対策に関する答申（第六四回大会、七一・二）にもとずく労働条件、福利問題などの統一闘争を準備するため、三井、三菱、住友、北炭、太平洋の五社を中心に専門委員会を年内に発足させ協約、諸協定などの検討と項目整理の作業をすすめる。

(5) 離職者対策の強化

ドルショックによる不況風が吹きはじめ、雇用情勢は急速に悪化してきており、中高年齢層の再就職が深刻になることは必至の情勢である。政府体制委員会の中には、離職者対策は後向きとする意見が根強くあるが、われわれは失業に反対し雇用を確保するたたかいをより一層重視し、適切な対策をとらせていくようにする。

(6) 青年・婦人対策について

次代を担う青年労働者を組織し、そのエネルギーを正しく活動、発展させることは労働組合運動のみならずすべての分野にわたって重要である。

したがって、この問題については、従来の方針を踏襲し、一定の青年（婦人）労働者を擁する支部には必ず組織を確立し、その機能が正しく発揮できるよう指導、援助を行なう。

2、意識調査について

今年度の主要な活動の一つとして組合員の意識調査にとりくむ。

意識調査は今次第九回参議院選挙闘争の総括の中で実施が確認されたものであるが、組合員の意識を全体として把握するためには、少なくとも主要な意識領域のいくつかについては多面的にとりあげ、分析することによって意識構造を明らかにする必要がある。

したがって、単に選挙という狭い観点からではなく、生活意識、仕事意識、組合意識、労使関係意識、政治意識等々を総体として調査し、各領域の連関を分析することによって意識構造を把握する。

また、調査は、炭鉱労働運動を改善し、より一歩前進させるという大きな観点にたってとりくんでいく。具体的には、

① 設問の作成、調査結果の集計、分析にあたっては学識経験者、専門調査機関の協力を得るものとする。

② 調査の時期は七二年春闘に入る前の一～二月を予定する。

③ 調査対象は全組合員とすることが理想であるが、作業、経費などの制約があるため、対象者調査の方法なども含めて検討し、その上で具体化をはかる。

3、教宣活動

(1) 機関紙活動の強化

中央指導部と組合員を直接結ぶ唯一の定期刊行物である炭労新聞の役割を再確認し、その強化改善をはかる。

① 内容の改善＝発行条件（月数回）からみても速報性は期し難いので、解説を中心とした重点編集方針をとり、極力読み易い表現に改める。とくに発行定日の厳守には留意する。

② 通信、提稿体制の確立＝通信員制度の復活をはかり、山元からの通信体制を確立するとともにとくに中央各専門部は担当分野について責任をもって提稿にあたる。

③ 地方版の発行＝地域共闘強化などの観点から年数回程度、地方版を発行する。

(2) 速報体制の確立

組織の有機的連携の強化と情報伝達の敏速化をはかるため、中央から支部にいたる情報体制を確立する。

① 中央＝緊急を要するものについては電話を活用するが、通常の情報伝達手段として新たに情報を発行、中央の動静を不断に周知徹底させていく

② 地本＝従来の情報発行体制を強化し、中央の情報との重複を極力さけつつ、当該地方の動静を中心に収録。

③ 支部＝中央、地本の情報を積極的に活用し、組織全体の動向をそれぞれの支部情報に収録、全組合員に伝達する。各支部はその情報をできれば週毎にまとめて中央・地本に送付する。中央は支部情報の改善強化について指導援助する。

(3) 学習、教育活動

幹部、中間機関要員、新組合員ならびに一般組合員をそれぞれ対象とした組織的な学習、教育活動を次のように実施する。

① 幹部、中間機関要員＝年間計画（月一回もしくは隔月一回）をたて、系統的な学習、研修を実施するため労働学校を開催する。

② 新組合員、組合員＝各支部が実施する新組合員教育を支部の重要な業務のひとつとして義務化する。組合員教育は数名のメンバーからなる教宣委員会を設け、具体的な援助方法を検討。機関紙による連載講座、テキスト（或いは教育資料）作成なども計画する。

(4) カベ新聞の活用

各支部は視覚に訴える教宣活動の一環として繰込み、掲示をフルに活用して、少くとも月一回カベ新聞を発行する。

場当り主義に陥りがちな教宣体制を改め三ヵ月乃至半年程度以前に中央の概括的な教宣計画を明示して地本、支部の受け入れ体制の確立をはかる

(6) サークル活動の強化

困難なカベのあることは事実だが、可能な限り育成強化に努力する。

八、財政確立について

ストライキを重点として闘争を推進するとの方針から、これにともなう闘争予算は、従来の中央動員等の関係経費は大幅に支出減となる。従って今後の行動の中心となる対政府交渉等に要する経費並びに地方段階における行動経費等については七一石炭政策闘争会計（既に決定済の一八〇〇円カンパ）の中で賄い、闘争強化にともなう支部・地域段階の経費については支部闘争費による負担の決意にたち、積極的な闘いを展開する。このことは、炭労財政の実態と大きな関係があり、既に第六六回定期大会で提起した財政確立に関する中間答申案の通り、組織運営、闘争基盤確立のうえからも重大な苦境にあることを理解され、財政再建の地歩をきずき、運動の強力な前進をはかるため、当面の財政確立に要する資金の一五〇〇円カンパについて本大会において是非決定願いたい。したがって財政確立に関する方針は財政特別対策委員会で検討のうえ諮問する最終答申であることを理解されたい。

九、平和と民主主義を守る闘い

われわれは平和と民主主義を守るために沖縄の核・軍事基地ぬきの即時返還、安保条約の廃棄、日中国交回復、アメリカのベトナム侵略反対をはじめ、軍事基地撤去、司法反動化、教育の反動化など一切の軍国主義復活につながる企みを阻止するため、いっそう奮闘する。

闘争の推進にあたっては、原則的に総評の方針を堅持し、単に労働組合のたたかいにとどめることなく、民主諸団体をはじめ、広く国民を結集するため積極的に努力する。

沖縄返還協定批准阻止をはじめとする当面の闘争について

いまわれわれが当面する最も重要なたたかいは、一〇月臨時国会における沖縄返還協定批准阻止と日中国交回復の実現をめざすたたかいである。これについてわれわれは、第六六回大会で総評の秋季年末闘争方針のもとにストライキを含む統一行動をもってたたかうことを決定している。

したがって、一一月一九日の統一行動日には、総評傘下の労働者とともに全山一時間のストライキをもって参加する。また一〇・二一国際反戦デーには職場集会を行ない、ベトナム人民に連帯の意志と、米日政府に対し抗議の意志を表明する。具体的には中闘で決定し指示する。

十、革新政党との連携強化

われわれは今日まで政策のうえで最も共通点の多い社会党を支持してきた。しかし、院内における野党共闘にみられるように、社会、公明、民社の共闘そして社会、共産の共闘というかたちですすんでいる。この共闘の発展こそが真に国民の生活を守り、わが国の平和と独立をまもる「とりで」となってい

ることは事実である。

しかし、この共闘の推進役であり中核となっているのはつねに社会党であること、またわれわれの方針と一致する政党は社会党である。したがって今後とも社会党を支持する。

他の共産、公明、民社の各政党とも方針上一致する場合は協力して闘う。

一一、平和闘争について

平和闘争は、われわれ労働者の生活を守り、平和を守る闘いと結びついている。つまり、われわれの要求を根本的に解決するためには国の政治を変革させなければならない。その意味で、今後も中央、地方、地区において平和闘争に積極的に取り組んでいく。

また、この平和闘争に炭鉱労働者の代表も積極的に立起せしめ、国会に送りだすよう努力する。石炭産業を一番よく理解できるのは炭鉱労働者であり、今日まで石炭政策の闘いでわが政治局員が院内外で果たしてきた役割りは極めて大である。従って今後も機会あるたびに、一人でも多くの代表を国会に送りだす。

一二、労働戦線の統一と炭鉱労働戦線の統一について

1、労働戦線の統一については、従来通り総評の四原則にもとづいて推進する。

2、炭鉱労働者の戦線統一の問題についても、政策闘争を契機に努力する。

住友閉山合理化反対闘争の推進に関する指令

一、経過と現状

1、第六四回臨時大会（三月八〜十日）は「住友問題は石炭産業全体の浮沈にかかわる重大問題である」との意志統一をはかり、春闘と結合して闘いをすすめてきた。

2、第一波、五月二一日二四時間ストライキ、第二波、五月二五、二六日四八時間のストライキを設定して炭労全体の総力をあげて闘った。第二波四八時間ストライキのなかで、住友石炭の最終的な回答をひきだした。しかし、この内容は住友三山の組合員にとってまことに苛酷なものであった。

3、そのため、この最終回答をもって事態を収拾せざるを得ないとした炭労の判断をめぐって三山の機関は紛糾し、多くの曲折を経て七月初旬にようやく事態の収拾をはかり、七月一〇日再建協定に調印したのである。

4、この再建協定が発足して間もない七月一七日、歌志内鉱において不幸にして三〇名の犠牲者をだす重大災害が発生した。三〇名という数多くの尊い犠牲者をだしたことはもちろんであるが災害発生の現場が登川区域という歌志内にとっては原料炭を採掘するいわばヤマの生命線であっただけに組合員と家族に与えたショックは相当大きなものであった。

5、登川区域におけるガス突出は一昨年につづく事故であり、労働組合は、完全な保安対策が施されない限り登川区域での操業には応じないとの機関決定をした。一方、通産省保安局は災害学術調査団を編成し、この対策にのりだした。このような経過をたどって今一つの文珠区域の操業を開始したのは八月二六日である。

6、奔別は会社の当初の計画では七月一日に新会社として発足させる予定であった。しかし事態収拾が遅れたため新会社の発足は九月一日になった。また、再建協定による新会社の条件が悪く、月に一〇、〇〇〇円から一五、〇〇〇円もの減収になるため労働意欲は減退し、ヤマの将来に対する不安もつのり退職者がめだった。このため日産二、〇〇〇トンから三、〇〇〇トンという状態が続いた。

7、このような経緯から再建計画では、上期に三山で日産一二、三六〇トンであったが、その実績は一〇、五三〇トンであった。

このため当初四六年度で六三億の資金不足であったものに一層の拍車をかけることになった。

8、このため七月一六日に開催した経理審査会で、①合理化の諸対策の実施がおくれたこと、②四〜七月間の減産、③七〜三月間も減産が予想される。④退職者数（退手支払）についても見直しを行わざるを得ない等々の事情から資金計画の見直しを行った結果、四六年度の資金不足は一〇六億と試算した。

9、この一〇六億の負担は、国が五七億、住友グループ四九億（うち六億は住友石炭の企業努力による）と決定した。

10、しかし、これらの過程のなかで、春の段階におけるわれわれの闘いとの関係で重大な問題点が発生した。奔別の分離はわれわれの到底容認できるものではなかったが、法律は現存していても予算がついていない「再建資金」を奔別に導入し、ヤマの再建をはかるというのが分離の条件であった。しかもその額は三〇億ということで社会党石橋書記長、自民党田中幹事長会談、炭労政治局員をふくむ総がかりのなかで獲得した一つの成果であった。それが、この経理審査会の段階では陽の目をみなかったのである。

11、しかもこの事実はわれわれに知らされずに事態は推移し、九月に入ってからこのことを知るに至った。国の五七億という金額は変らないが、その内容は、約四〇億は鉱区の売却であり、残る一七億は近代化資金と整備資金であり、云わば通常のベースで助成を得られるものである。

12、これは全体の資金計画に深刻な打撃を与えたことはまちがいない。政府の約束不履行はきびしく追及しなければならないが、同時にわれわれの闘いの過程における詰めの甘さ、またその後における監視の不充分さを深く自己批判しなければならない。

これはまさに奔別をなぜ分離したのか、また再建協定をなぜ締結しなければならなかったかを深刻に問われなければならない事態である。

二、今次会社提案の背景とその骨格

㈠　提案の背景

経過と現状について述べたことに加え、二山の閉山と赤平の存続について会社はつぎのような理由をあげている。

1、歌志内災害に対する学術調査団の結論が九月七日に明らかにされた。この対策を実施すると、採炭開始までに早くて七ヵ月程度の期間が必要であること。人員面で八〇名以上の人員が不足し、災害の直後でもあり充足ができないこと。また仮りにこの人員が充足できても、明年三月末までに七億の資金不足におち入る。

2、奔別鉱は当面日産四、〇〇〇トンの到達目標をたてたがこれが達成されなかった。この最大の原因は労働条件の低下と、ヤマの将来に見切りをつけて退職するものが続出し、新会社発足の九月一日にはいって一日で一三〇名の退職者をだすに至った。再建計画では坑内人員が一、三三四人必要だがすでに二三〇名不足する事態であり、なおこの退職現象は進行状態にあり、四、〇〇〇トン体制はできないとの判断にたたざるを得ない。したがってこのまま推移すれば明年三月末までに一五億の赤字を生むと同時に資金不足におち入る。

3、歌志内、奔別における減産に加え、赤平の減産もあってグループからの四三億はすでに八月末で使い果し、さらに八億の借入れを期待している。国の資金は約一二億の近代化資金と整備資金を使っており、鉱区売却は今後に残されている。このほか政府に対して再三助成方を要請してきたが、これまでのものが最大であり、これ以上は援助できないという態度である。このような資金状況から一〇月の資金対策に頭を悩ましており、一三日の鉱員賃金の支払いは労働金庫からの借入れに期待せざるを得ない状況にある。

特にこの段階で鉱区の売却をしてその資金を運転資金にまわした場合、先行きの明るくない歌志内、奔別にあっては退職金も支払えないという事態を招くが、このような不幸な事態を避けたいと考えている。

4、以上のことから歌志内、奔別の二山を閉山し、赤平で集中的な生産を行う。そのため歌志内、奔別から七〇〇人の転かんを期待している。悪くても四〇〇人の転かんは実現し、一〇月中旬には日産六、五〇〇トン、一二月には七、〇〇〇トン体制にもっていきたい。そうすれば明年における原料五〇〇円アップ等を折込み、黒字に転化することは可能であり、労働条件は人並みなものは確保できると考えている。

㈡　提案の骨格

今次提案の骨格は大要次のようなものである。

〈歌志内、奔別の閉山と退職諸条件について〉

1、歌志内、奔別の二山を一〇月一〇日をもって閉山し、全員を解雇する。

2、退職手当は協定による業務上都合解雇とし、閉山交付金との関連を考慮して支払う。

3、餞別金は一人当り平均九六、〇〇〇円（含予告手当見合）を支給する。

4、身障者および殉職者未亡人に対し、三〇、〇〇〇円を特別加給する。

5、退職者には四七年三月末日まで社宅の利用を認める。その他の福利関係の取扱いについては別途協議する。

6、就職対策本部を設置して就職斡せんにつとめる。

7、歌志内、奔別の鉱員のうち適格者については直接員を中心にして全員赤平礦に受け入れる。採用決定者は一〇月末日までに赤平礦に赴任するものとし、受け入れに伴う諸条件は一〇月末日までに赴任したものに適用する。

8、転かん者の退職手当の計算に当っては、歌志内奔別における勤続年数の二分の一の利益を通算する。

9、就業準備金をつぎにより支給する。

採炭員、掘進員、または充填員として受け入れる者	一〇万円
仕繰員、運搬員として受け入れる者	八万円
間接員（除運搬員）として受け入れる者	五万円

但し、独身者および満五三歳以上の者の場合はそれぞれ半額とする。また、受け入れ後一年以内に退職したものについては全額返済するものとする

〈赤平の操業計画〉

1、七五〇レベルまでの投資はほぼ終っており、炭量は六、八二〇万トンと豊富である。また美唄、若鍋層での原料炭比は六九・二で、夕張、登川は

四三・八、平均で六〇・五と比率がよく将来展望はある。

2、新しい切羽を五本用意しており面長は合計で五四〇米ある。この切羽にはピックマンが一六六人必要であり、出炭は一日六七〇車約二、〇〇〇トンを見込んでいる。但し、転かん者の実情を考慮してピックマンの能率は九月の実績で七・三車だが、ここでは五・四車で試算した。

3　そのほかに二二本の切羽でピックマンが不足しており、七三人をここに番割りしたい。ここでは三〇〇車の増となり日産五〇〇トンの出炭増となる。そのほか沿層掘進で五〇〇トンの出炭を見込んでいる。

4　赤平では現在の人員計画が大幅に下まわっている。ここに歌志内、奔別の二山から七〇〇人を受入れた場合は採炭、三二〇人、掘進、一〇〇人、その他二八〇人と番割りする予定である。

5　歌志内、奔別からの人員の転かんで約二、〇〇〇トンの増産は見込めるが、配転の情勢の困難さや出炭の歩留り等を考え、配転人員を四〇〇人として日産七、〇〇〇トンの計画を策定した。

6　また資金面では一〇月をなんとか労働金庫等の借り入れおよび企業努力等で切りぬける。但し一二月になれば再び八億七千万円程度の資金不足をきたすことになるが、三月末では赤平の鉱区を一部売却する予定でありこれにより何とか切抜ける見通しをもっている。

7　また四七年度には七、〇〇〇トン体制でいき、原料炭五〇〇円のアップを見込んで八億四千万円の黒字になるつまりトン当り四〇〇円の黒字になる見通しをもっている。

このような見通しをもっているので、労働条件等は人並みのものを支給するようにしたい。

三、今後の闘争推進について

住友の今次閉山提案にいたるまでの経過と現状の情勢については、以上ふれたとおりであるが、この経過と現状をふまえて、今後の住友三山の閉山・合理化反対闘争についてはつぎの基本方針にたって具体的なたたかいを推進する。

1、闘争路線の確立

春闘段階でたたかわれた住友の合理化問題の収拾にあたり、「春闘総括」は復元闘争の推進を提起したところであり、これをうけて、第六六回定期大会（八月二五日〜二七日）は「夏から秋にかけてのたたかい」の一つの柱として、この復元闘争を位置づけてたたかうことを決定している。しかし、今回の閉山・合理化提案を契機として事態は一変し、同大会以前の状態にもどったものと確認せざるをえない。

したがって住友の閉山・合理化提案をめぐる今後の闘争路線は、政府と住友資本に対する「責任追及」と「閉山合理化の阻止」を指標とした合理化反対闘争として推進していく。

2、全体闘争との関係

今次住友の閉山提案は、それ自体住友一社に対するつき上げ闘争だけでは十分な成果が期待できない。またこの問題は、石炭産業全体に甚大な打撃を与えることは必至であると判断される。

したがって、①石炭産業の長期安定化をめざす炭労全体の石炭政策闘争と十分結合しつつたたかいを推進する。②住友三山の独走体制の確立を経て、炭労の全体闘争としてつつんでいく。

3、住友三山の山元事情に対する配慮

現在住友三山の組合員・家族の間には、春闘段階における労働諸条件の切下げ問題をめぐり、経営者に対する大きな不信感がうずまいている。同時にこれは、炭労の指導に対する不信感へと発展してきている。さらに歌志内炭鉱のガス突出（七月一七日）を契機として、「危険な坑内ではもう働きたくない」という不安な気持が、同支部を中心として高まっている。そのうえ現在石炭産業の長期展望がまったく確立されていないことからくる先行き不安も、いっそう強まってきているのが現状である。

したがって今後の闘争指導にあたっては、このような住友三山山元の複雑な組合員感情を十分正しくふまえ、適切な闘争指導をおこなうこととする。

4、具体的な闘争推進について

①　本闘争の具体的な推進にあたっては、中央闘争委員会の直接指導のもと、現地の適切な闘争推進をはかるため、対策委員会を北海道地方本部内に常設する。

※対策委員会の構成

対策委員長	森田（中央副委員長）
〃　副委員長	小笠原（道本部委員長）
〃　〃	川合（住炭連会長）
〃　事務局長	斉藤（道本部事務局長）
〃　事務局次長	木村（中央事務局次長）
〃　〃	茂木（道本部組織教宣部長）
〃　〃	藤原（住炭連事務局長）
対策委員	古賀（九本指導部長）
〃	住友三山委員長・書記長
〃	各地区協議長

但し、各地区協議長中、常設の対策委員の構成委員は赤平、三笠、歌志内の各議長とする。

②　対政府、対資本闘争

住友三山の再建協定を強要した政府と住友石炭に対して徹底的な責任追及を行なうと同時に、閉山提案の撤回をもとめる。

③　体制委員会対策

住友石炭の今次提案は石炭産業全体の危機の象徴であり、第四次政策の破綻そのものである。したがって、住友再建を含め、石炭産業の長期安定のため第五次政策を早急に確立することを強く反映せしめる。

④　共闘推進

第五次政策の確立をめざして、現在、炭労、全炭鉱、炭職協の三団体で可能なかぎりの闘争推進をはかっており、住友の閉山・合理化反対闘争そのものが政策闘争である立場で共闘体制をよびかけるとともに、総評、社会党の指導と協力を要請し、更には産炭地共闘の強化推進をはかる。

以上、第一回中央闘争委員会は今日までの闘争と情勢をふまえ、全組織をあげて闘うことを決定し、左記の通り指令する。

記

一、闘争指標
1、政府、住友資本に対する責任追及
2、閉山反対

二、対策委員会は九月二五日第一回対策委員会を開催し、具体的な闘争推進をはかれ。

三、本闘争推進のため住友炭連傘下三支部は闘争体制確立に万全を期せ。

四、炭労全支部は本闘争を全体闘争としての立場に立って体制確立に万全を期せ。

五、共闘体制の強化

本闘争推進にあたり、各地方本部、各支部は炭婦協との闘う体制確立をはじめ、産炭地共闘、自治体ぐるみの体制確立をはかれ。

以上

非常事態宣言

住友石炭は本日、同資本傘下三山中、奔別・歌志内両炭鉱の閉山をわれわれに提案した。

住友三山労働者に耐えがたい犠牲を強要する再建協定をおしつけてから僅々一、二ヵ月、「責任をもって再建にあたる」と称したその舌の根の乾かぬうちに、このような恥知らずの提案を臆面もなく発表した無責任極まる住友資本の態度をわれわれは断じて容認することはできない。

他方、この住友三山再建計画を実質的に指導した政府は、われわれの度重なる要求にもかかわらず悪化する事態を推移するままにまかせた。住友二山の今日の事態を招いた一半の責任は政府当局にあるといっても過言ではなく、われわれはあらためて政府の重大な責任を糾弾する。

住友の事態は、われわれが今日まで指摘してきたように、現行私企業体制下における政策助成の限界を象徴的に示したものにほかならない。第四次石炭政策はいまや完全に破綻するに至った。政府はこの際、住友二山の閉山を中止させる具体的措置を講じるとともに、「必要産業」としての石炭産業の長期安定を期し、現行私企業体制の廃止を前提とした第五次石炭政策を早急に確立しなければならない。同時に石炭資本は個別私企業体制返上の意思を明らかにし、新政策の即時確立のため積極的な協力体制を示すべきである。

事態は一刻の猶余も許さぬほど切迫している。出炭総量が三千万トン以下に落ちこんだ場合の石炭産業の前途は想像するに難くないところであろう。石炭産業の維持、発展に自ら最大の責務を自覚するわれわれ炭鉱労働者は、ここに非常事態を宣言し、政府・資本の責任追及、ならびに住友二山の閉山反対と新たな体制にもとづく第五次石炭政策の早急確立を求めて、全力をあげて闘いに立ちあがる決意を明らかにする。

全労働者・国民各位の積極的な支持を訴える。

一九七一年九月二〇日

日本炭鉱労働組合

附属資料

四六年下期期末手当闘争方針（案）

1、要求について

鉱員の要求は、前期同様一人当り平均一五〇、〇〇〇円とする。職員は前期期末手当額に鉱員上昇率を乗じた額を上積みした額とする。

昨年の要求は、全組合員を対象にしたアンケート調査の結果を討議して決定したものであり、また、半年のずれはあるが、この要求には組合員の実感が反映されているし、前期の妥結額は一〇八五〇〇円で、要求額とまだかなりのへだたりがある。したがって、今期は一五〇、〇〇〇円を要求し、満額獲得をめざして努力することとする。

その他の事項については前期要求どおりとする

2、たたかい方について

全体を先行グループと到達グループにわけてたたかいを進める。

先行グループは三井・三菱・北炭・太平洋の各支部とし、その他の支部は到達グループとする。

大会終了後、ただちに要求書を提出し、先行闘争については、三井・三菱・北炭・太平洋の各社と集合交渉を確立し、交渉を進め、第一波実力行使一一月二六日二四時間ストライキ、第二波二九日四八時間ストライキを決行し解決に努力する。なお、第三波以降の実力行使については中央闘争委員会で決定する。

到達グループについては、先行グループ解決後実力行使の日時を決定するが、規模は先行グループと同様とする。

なお、先行グループの各支部代表者は、集合交渉に参加するものとする。

メモ

九州地方 石炭政策 活動者會議討論集会

S46 10 4 915

・田谷委員長あいさつ。

中央本部会議は此に関する協定問題について、閣山が論議中に出され、山元には計った作業のない。

協定問題の整備資金は五六億の投資され、一億しか出ていない。したがって総額四五億という金は、未払となり、政府買上げが、政府資本との切替によって自由にされ、組合員の最低の補償しかされていない。

弐五次石炭政策を早急に決定する体制を作ることとは、昭和四九年次降の問題などはずれ、今から編成させよう。そうして、長期安定の方向に付けなければならない。又体制委員会に反映をしなければならない。

長崎県評あいさつ（平田）

山口長崎県会議員あいさつ

一、講演、

ドル・ショックに揺ぐ日本経済と石炭問題。

九州大学教授、小島恒久氏。

対外的に①ドルと金の交換禁止。②10%の輸入課徴金。

対内的に①賃上げ ②物価、賃金の九〇日ストップする。

◎ドル危機の原因としては、米国は貿易収支が赤字となった。次に海外援助が増大していった。③軍事援助。④日本、西ドイツと同じ額に対する、ベトナムの支援をしている④外国投資、⑤チャイナ期に対って失業者が増えて、政権不評を買われるため、エローグーラという判子を求める流出資を作った。

口際通貨基金（IMF）体制ーで金が使われて来たが、ドルと使うことで使められて今日まで来た。

外貨は金、ドルで持っている。その外にはフランスは半々であるのに日本は
一三三 大体億の内金は七億である。

アメリカは外口に五〇〇億のドルに対し、金は一〇〇億しかない。

円の切り上げによって、アメリカは輸出競争力が良くなる要求であり、非関税障壁をこう引いたが課徴金である。

◎日本は変動相場制。ためらい従来まで固定相場といって約1/20。

変動相場制をもうけていた。新聞はこれを変動円という。

ドル支援に貿易関税には国民の血税をつぎこんで、沖縄で残ったドルに対しては返還据をこうようになっているが、おそらく、減らされるだろう

ドル危機と予想される事として。

①失業の増大。②円の切り上げ③不況倒産。

◎円切り上げによる日本経済に及ぼす影響。

◎円切上げによる労働者に及ぼす影響。

不況を起こしてくる。（一ンが云われている。

ドル・ショックをこう受ける従来の合理化を出す（本格的合理化）

賃金を抑えるけいこうが春の中の中に出て来るだろう。

物価問題については、実質的には低下するようだが、低下げをするようなことドけないだろう。したがって現状維持が一杯だ

中央本部は延びたが、物価は上がる。今年の予算が九兆であるが、来年度一般会計は一〇兆といわれ公債を一兆円程考えている。

◎世界のエネルギー需要情勢

日本のエネルギー政策は一貫して出されたことがない。イギリスは一五年ぐらいの計画を持っている。

50年 27億トン　67年 66億　80年 100～120　2000年 200～250と云われてる。

これには原子力を考えられるが、原子力は使用にはまだまだ。したがって、石油に依存することになると、75年頃にエネルギーの大革命が来る。

石炭は不足になると感じることが求められ展望が出て来る。

他口では長期的な計算がされている。

エネルギー 昭和45年 21370億 Kナトル

輸入炭 8470万

50年 1億1930 43850

60年 2億250 9.3330 10 2770

石炭産業を必要産業とする根力な姿勢が必要である。

◎デノミセーション

便乗物価高がおこってくる。

おゝのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 36.

ニュース三五号中の訂正。
「おゝのうら」三五号三頁の採炭計画に伴う切羽動図で ロング払の上三尺が一〇月から下三になっているのを一一月に訂正します

S.36.9.30

炭労＝住友問題で政府の責任を追及

内部で検討して可能な援助を＝石炭局長

住友石炭の合理化については、すでにマスコミを通じて報道されているが、今年の春に労働条件の大巾引下げと奔別砿業所の分離という苛酷な合理化を飲んだにもかかわらず、退職者の続出と歌志内砿業所のガス突出によって会社側は、「現状のまゝでは再建出来ないので、奔別と歌志内を閉山して、赤平砿業所だけで操業していきたい」という大変な合理化を提示してきた。

したがって炭労は九月二一日中央執行委員全員が通産省に乗り込み、石炭局長、石炭部長ほか関係課長に対し、厳重に抗議を行った。

炭労側が行った主な質問と抗議は次のとおり。

「会社は、昨日突然歌志内と奔別の二山の閉山を提案してきた。再建のために大幅な賃下げをもうけいれたわれわれに相談もなしに、一方的に、最終的態度として示したが、われわれはこれを容認できない。

春の再建協定を結ぶにあたって、政府から再建資金の適用を前提に論議した。政府は再建資金の導入を約束したと考えている。その上で、組合は再建のために大幅な賃下げをのんだのだ。にもかかわらず、再建資金をださないのはいかなる理由か。

住友グループから五〇億、政府から一一億円住友石炭に融資し、これを三カ月もたたないうちに使い果たしたというが、何に使ったのか使途を明らかにせよ。昨年弥生鉱区の売却の場合も同じだ。現在の住友石炭の危機を招いた原因はどこにあるのか、責任はどこにあるのか。

住友石炭の提案に対し、組合員は不況下の閉山でもあり、深刻にうけとめている。二山を閉山したあと、赤平は黒字になる見とおしはあるのか。そのことを保証できるのか。」

以上に対して通産省は、

「住友石炭は資金繰りが悪化しており、一八日に通産省に正式な役員会で決めたことではないが二山を閉山したいという意向をもらしていた。会社の提案にもとずいてよく相談して結論をだしてほしい。会社から相談をうけても、政府としてはどう援助するかというだけで、会社に再建せよと命令するようなことはできない。経営方針をきめるのは会社である。

再建資金の適用について、当時申し入れがあったことは事実だ。しかし、予算の裏付けがないものを政府は約束するはずがない。当時、再建に必要な資金（五三億円から八〇億円と変り、最終的には一〇六億円）を提示させ、政府とグループで半々融資しようときめたまでだ。

住友石炭の資金の使途について、まだ調査していないが、運転のための必要資金だと思う。未払金を払わなければ、資材の購入もできない状態になれば、予想以上の支払いがあっても仕方のないことだ。それに加えて歌志内の災害、奔別の計画を下まわる出炭などによるものと考えられる。弥生鉱区売却の当時も経理審査会でその使途について論議になったが、決して乱費したとは考えられない。労資が話し合ってきめたことについて政府としてできる限りの援助はする。」

と答えた。これに対し炭労は、

「投資を行なえば立派に再建できる炭鉱を切り捨てることには反対だ。赤平についても納得のいく再建策を示すべきだ。これ以上労働者に犠牲をおわせることには反対だ。政府は炭労の意向を十分くんで方策を示せ。」

と追及。石炭局長は「内部で検討する」ことを約した。

また、田中通産大臣に対する会見申し入れについては「実現に努力する」と回答。これを機に折衝を終了した

共同募金についての恊力要請！

本年も　十月一日から十二月末日まで　共同募金運動期間がもうけられて、各戸割当となっています。

労組は機関の確認後に恊力を要請することとなりますが、実施が十月一日ですから赤い羽根は隣組を通じて配布をします

この資金の使途は左記のような使い方がされますが、当地の場合、納入金の数倍に及ぶ資金が児童福祉施設費として還元され、遊園地の各々の遊園具となっています。

ことしは　このように　使います

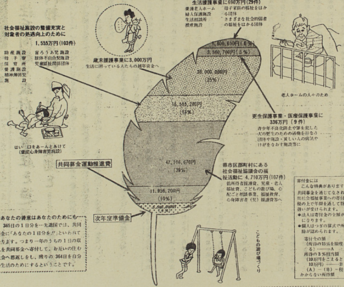

あなたの善意はあなたのためにも

365日の１日分を…先進国では、共同募金に「あなたの１日分を‼」といわれております。つまり一年のうちの１日の収入を共同募金へ寄付して、お互いの住む社会へ恩返しをし、残りの 364日を自分の生活のためにするということです。

寄付金には
こんな特典があります‼

共同募金を通じてなされる民間社会福祉事業への寄付は、税の上で年間を通して特別な扱いが受けられます。

- 法人は寄付金の全額が損金になります。
- 個人はつぎの算式で所得控除が認められます。

寄付金の額
（所得の15％を限度とする）………A
所得の３％相当額
（10万円をこえるときは10万円）………B
（A）－（B）＝税金のかからない所得額

おおのうら

貝島大之浦労働組合
（編集発行人） 矢野 [illegible]
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO 37

九月分生産奨励給
一人当り 平均 五、一〇〇円
配分については 次号にて通知します

S46.10.1

九月分出炭実績 二九、四六〇屯
一〇月分出炭計画 二七、六〇〇屯を確認

九月は、八月の出炭低調を盛返すため、各卸とも出炭体制を調え九月出炭目標二七、四〇〇屯に取組んで来た、村上卸水採の盤圧により計画おくれ月末にはロング払の古洞の増大等問題はあったが、新巻水採の順調な出炭にカバーされ計画を上廻る好成績をおさめることが出来た。

一〇月分については、故障、セット落し等のない操業に慎重を期すことを要望し、出炭計画二交方稼動で二七、六〇〇屯を生産委員会で確認した。

＝各卸情況＝

ロング＝切羽面の管理状況は良好であるが、鉄柱カッペ等の強化が必要である。

上卸水採＝盤圧のため現場情況は悪化していたが、四日間採炭を中止し稼動には入ったが
　今後共充分な努力を必要とする。

新巻水採＝枠の状態が固くなってきた、充分な対策が必要である。

花水子間坑＝水出の問題については検討して組合に回答する。

キャップランプの性能について＝キャップ社の品質の向上と、補充等により
　解決をしていく。

＝防災成績＝

八月の負傷者数については最終的には一六人となり、其の不幸率も〇、八一二と大巾に悪くなっています。九月については幸い二〇日迄にわずか二名で二七日現在で一三名の負傷者数となっています。

＝内容＝ 重傷 六 軽傷 七 計 一三名
原因＝ 落ばん 四 転倒 三 取扱、落倒物 各二 機械、
　運搬装置 各一
部位＝ 足 八 手 四 顔 一

＝一〇月の公休日＝
三、一〇、一七、二四、三一日の五日間

＝保安日＝ 一〇月一二日
各現場切羽の点検 ケーブルの保ご

昭和46年10月　　**出炭計画表**

個所	払長	在籍	就業率	就業	能率	出炭/日	日数	月出炭量
新巻右五尾上三尺払計	125	109	82	89	5.00	445	26	11.570
採炭出炭計	125	109	82	89	5.00	445	26	11.570
新巻 水採出炭計						210	26	5.460
村上卸水採出炭計						210	26	5.460
水採出炭計						420	26	10.920
仕繰出炭計						20	26	520
合計						885	26	23.010
	885×26×1.2＝27.600屯							

掘進計画表

一般掘進計画

個所	人員	規格	延米	
左水平	7×3=21	13A	125	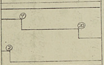
左水平1号ハイキ	6×3=	13A	27	
左水平1号ポケット	5×3=15	2.5RA	20	
左水平1号人道	5×3=	11A	27	
右五片下三ゲート	4×3=12	7×8	6	
右五片下三尺払作		7×8	115	
	48		320	延米当/人 0.27

新上部掘進計画

個所	人員	規格	延米	
NO5　1卸	6×3=18 2×2=4	7×8	23	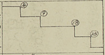
NO5　払1柾	〃	7×8	35	
NO5　払2柾	〃	7×8	50	
NO5　3昇1柾	〃	7×8	40	
NO5　4昇	〃	7×8	38	
	22		186	延米当/人 0.40

新捲卸掘進計画

個所	人員	規格	延米	
3号区画　2昇	5×3=15 3×2=6	7×8	45	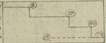
5号区画	〃	7×8	95	
5号区画　1昇	〃	7×8	20	
5号区画　2昇	〃	7×8	27	
	21		187	延米当/人 0.41

◈労務担当者が次のように変ります◈

（敬称略）

内勤、南区	田仲 課長代理	広川
東面区	小原 区長	山口
中北区	野見山 〃	吉良
菱町	広内 〃	山田
平和通勤	〃	小川

おおのうら
貝島大之浦労働組合
（編集発行人） 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No. 38

人車問題交渉
経過報告

S46.10.2

人車問題

会社は 二四日社内検査、30、31、1日総合検査 を提示

具体的な問題を含めて反論＝組合

人車の運行問題については、運行距離の問題で会社と対立して、平行線をたどった折衝となっていたが、前回のニュースでお知らせしていたように、揚炭能力、ポイント構造、待合所の三点に問題がしぼられて、ポイントの構造を改めることによって脱線の要素となり、或は一三〇人の一本側を交互に操作しなければならない難点が引いては揚炭能力に影響を来たすこととなり、われわれの労働条件を含んだ利害にも関連して来ることや、又、待合所の設置位置が法規で許可になる限界から判断されるのは、上部風道の現在計画されている地点しか考えられない等

以上の論拠を9月23日の職場正副分会長会議で技術的に充分掘り下げた検討を行った。しかしながら最終的に組合としては、不可能であるとの判断に立って、会社が提案している「上部風道入口」までの運行という観点から、ただちに、各部の仕繰人員の応援を依頼、作業計画の中に織り込んだ、その関連からは当初予定していた実施期日よりは若干遅れるとは考えていたが、九月三〇日に開いた第五回団交では、二四日の社内検査十月三〇、三一、十一月一日の三日間で総合検査という案を提示、安全な運行ということでのぞみたい……

これに対し組合としては時期を早めること、遅れた原因を追及、反論したが、10月1日再度職場正副分会長会議を招集、慎重審議を重ねたが、今後具体的に要求を含めて交渉に臨むこととした

（会社の提示内容は次頁の通り）

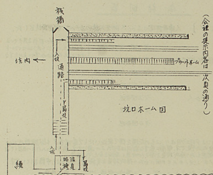

坑口ホーム図

炭労の新役員 次の通り決る!!

中央執行委員長	里谷和夫	（北炭平和）
副 〃	森田久雄	（三菱大夕張）
書記局長	宮本健治	（貝島支部）
書記局次長（総務、財政）	小田桐幸男	（清水沢支部）
〃（労対、保安）	植村喜勝	（三菱大夕張）
〃（福祉、政治、法対）	木村勝郎	（住友赤平）
〃（組織、教宣、共斗）	野呂 潔	（三井芦別）
九州地方本部		
委員長	山田道夫	（三菱高島）
書記部長	古賀経徳	（三井三池）

炭労五六回大会で新役員が決りました。当労組出身の宮本氏はそのまゝで、九州は二名となりました。決定通知が大変遅れましたことを深く御詫び致します。

人車運行に関する件

労組申入れ事項	会社回答
1. 人車乗降場及び詰合所と検身所に関する項	〔別紙 1〕 人車乗降場は400K側を入坑、450K側を昇坑とした。
(1) 人車乗場に通ずる経路及びプラットホームの位置と構造について	第1図、第3図参照 ｛階段の巾は50糎位を考えている。プラットホーム（上、下共）はコンクリートブロックを埋め込みすべり止めをする。
(2) 検身所の位置及び構造について	現在の捲揚事ム所内で行う　第1図参照
(3) 坑口より上部風道間の正確な距離と風道入口のプラットホームの構造	第2図、第4図参照
(4) 上部風道口プラットホームより人車詰合所迄の正確な距離	第4図参照
(5) 人車詰合所内外の構造及び収容能力	収容能力 70人　第2図参照
(6) 新捲事ム所より詰合所間の正確な距離	第4図参照
(7) 新捲事ム所より大之浦斜坑廻りで風道入口ホーム迄に至る正確な距離	第4図参照
2. 道床整備及び其の他附帯する作業計画に関する項	道床整備には9月27日より12名の応援を得て実施いたして居りますが、社内検査の24日までには完成の予定です。整備に要する期間は別紙2の通りです。尚ゲリ石入れにつきましては水災との関連もあり竣成検査を控えての手直し期間を含んでいます 10月30.31日、11月1日の三日間にわたり竣成検査を実施していただくよう申請をしています。
(1) 道床整備に要する期間について	
(2) 詰合所、プラットホーム、入昇坑口整備に要する期間について	詰合所 10/20　プラットホーム 10/24　入昇坑口整備 10/7 （完工予定）
3. 入昇坑に対する時間帯に関する項	
(1) 甲、乙、丙方、各職種入昇坑に対する時間帯について	別紙 参照
(2) 仮水平排気作業員に対する人車使用の件について	途中停車は行わない。
(3) 規定の時間帯に乗車出来ない作業員の取扱いについて	人車運行の時間に乗車出来るよう検討中です（電工、鉄管工など前はけを含めて） 残業をした場合は歩いていただきます。
(4) 各方人車運行回数と入坑時間の変更について	別紙3参照 入坑時間の変更、甲方ロング6^{00}が6.30。乙方ロング15^{00}其の他14^{00}が15^{00} 丙方22^{00}が22.30
4. 坑内運搬員の労働密度と揚炭の過密度について	現時点で比べると若干過密になりますが出炭最盛期と比較すると過密ではありません。
(1) 人車運行に伴い揚炭の過密度化と運搬員労働密度による考え方	
(2) 人車々掌、教育と車掌配置について	車掌は斜坑の捲取夫でお願いしたい。その車掌の教育は指定鉱山労働者であるので社内教育を行う。 配置は、車掌1名　余剰人員は他の作業に振向けます。
5. 其の他 付随する問題	其の他、付随するもんだいがあれば話合います。
6. 必要なものには、図面を添付、提出されたい	図面など要請があれば、提出します。

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 39

S46.10.6

体制委員会へ向けての 中央情勢報告！

住友問題で 大矢参議院議員と懇談

九月三〇日午前一一時半、里谷委員長と宮本事務局長は参議院議員会館に炭労政治局員の大矢正参議院議員を訪ね、住友問題について協議をおこなった結果、斗争体制の確立を前提として、細部にわたって意思統一をおこなった。

この協議では、最初に炭労本部側から、二九日にひらかれた奔別、歌志内両支部の大会決定について報告し、大矢議員からは次のような説明があった。

大矢議員はまず、住友石炭の十月の資金繰りについて述べるとともに、政府・石炭鉱業審議会の責任において石炭対策の根本問題を討議させるようにする考え方であることをあきらかにした。さらに、赤平鉱の存続保証と奔別、歌志内両鉱についても検討をするとともに、産炭地対策もおろそかにさせない考え方なども明らかにした。

なお、一〇月八日にひらかれる参議院商工委員会では、大矢議員から田中通産大臣に見解を質すことになっているため、炭労との間に、事前に細部にわたる検討をおこなうことも申し合わせた。

体制改革案を早急に提示せよ！
労働三団体が連名で経営者側に申し入れ、

炭労、全炭鉱、炭職協の炭鉱関係労働三団体は、一〇月一日午前一〇時半から石炭協会と鉱業連合会を訪ね、「生死をかけた新たな石炭政策の確立のため、その不可欠の前提となる体制改革案を業界みずから提起すべきだ。その趣旨による具体案を体制委員会の小委員会開催までに提示せよ」と連名で強く申入れた（申入書別項参照）。

三団体側の代表は炭労が里谷委員長と宮本事務局長、全炭鉱が早立書記長、炭職協が越智議長の四人、経営者側は代表して協会の長宗専務、横尾局長、鵜部労務部長が出席した。

三団体を代表して炭労里谷委員長が、申入書を手交し、「体制改革の具体案を体制委小委員会開催時点までに提示せよ」と要求したが、協会側は「期限をつけられることは理解できない」と主張したため対立、協会側は結局「本日の企画委員会にはかって回答する」と答え、提示期日についてはその回答待ちとなった。

経営者は積極的に行動せよ ＝ 炭労から強硬発言

ひきつづいて炭労の里谷委員長から、「九月二〇日の住友二山の閉山提案は納得できない。このようなことで三千万トンすら割るような事態に業界はどう対処するつもりか。もはや第四次石炭政策は破綻したのだ。従って、赤平鉱をふくむ長期安定策については、他の炭鉱もふくめ重大な岐路に立っているということを認識すべきではないか。経営者は、産炭地対策をおしすすめ、石炭産業再建のため懸命に努力している地方自治体の態度に学ぶ必要がある。協会なかんずく大手の社長は、以上の見地に立って政府その他に住友救済の行動を起せ」と強硬な発言がおこなわれ、これに対して協会側も「われわれも大臣や次官に陳情はしてきているが、九月二〇日以降は行動していないので、ご趣旨を尊重したい」と率直に応じる回答をおこなった。

〈申　入　書〉

土壇場にある石炭産業にとって、新たな石炭政策の確立、実施は、文字通り生、死をかけた問題であり、それだけに、石炭界一丸となって大胆に、かつ鋭く再建対策を主張せねばならないが、所謂受け皿としての体制問題について、本来これを示すべき立場にある石炭経営陣の具体案が示されないため、対策要求に迫力を欠くところとなっております。

も早や今日の石炭に対するシビアな情勢は、いまのままの体制で助成の強化を求めるだけでは動かし難いところとなっており、その意味で、石炭産業全体としての合理的体制改革案を業界自ら大胆に提起すべきであり、それがもし、個別企業のエゴによって取纒められないとすれば、助成策の思い切った前進は期し得られぬものと言わざるを得ません。

よって、貴職の責任において右主旨による体制改革の具体案を取纒め、体制委小委員会の論議時点までに提示されるよう、玆に申入れます。

以上

お知らせ

石炭情勢は　住友問題を中心にして　非常に緊迫した情勢になりました。　中央では炭労を中心にした労仂三団体が　政府、石炭経営者に対し　体制改革の要求をつきつけ行動を展開しています。

したがって　今後日を追っていろいろな情報が入って来ます。　組合ではその都度ニュースでみなさんにお知らせ致しますので　良く読んで下さい。

おおのうら

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野 巖
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

N.O.40

S46.10.11

九月分生産奨励給個人配分!!
採炭　二七八四円　内　間一八六〇円
仕繰　二五四四円　坑外一五三三円
一律配分　三九五円

人車問題引続き会社と交渉中―！

人車運行に要する時間帯計画表　別紙3

	入坑時間	運行回数	職種と人員		昇坑時間	運行回数	方別と職種	運行回数計	運行所要時間（人車運行停止時間）		
			職種	人員					自	至	所要時間
甲方	6時30分	1	ロング採炭	32	6時30分	2	丙方の全職種	6	6時15分	7時30分	1時間15分
	7時00分	3	其の他 直接支 内間 業者	160							
乙方	14時30分	2	全職種	111	14時30分	1	甲方のロング採炭	6	（14時15分） 14時25分	15時30分	1時間05分
					15時00分	3	甲方の其の他 直接支 内間 業者				
丙方	22時30分	2	全職種	93	22時30分	2	乙方の全職種	4	22時15分	23時30分	1時間15分
計		8		396		8		16	※各方共運行前後各5分程度の準備時間を含む		3時間45分 （215分）

※甲方のロングが定時昇坑の場合、請求があれば運行をする。{乙方の（14時15分）}

※ニュース38号で報告をしておりましたが図面については紙面の都合で1部しかのっていませんでしたので追加分として報告致します。なお、此の資料に基づき職場分会長会議を行った次第、さらに会社と交渉を行っている段階です。

交通戦争はさらに悪化してます

法令講習会には是非参加しよう

交通災害の上昇に伴って交通法規は厳しくなるばかりですが、それに伴った法規改正もさらにむつかしく改められ、次の要領で講習会が開かれます。参加もれのないように全員講習を受けて下さい。

日時　十月二七日
　　　午後六時～七時三〇分
場所　体育館

※尚、乙方の人については十一月一日四坑会館に参加下さい。

別紙2

人車坑道工事計画

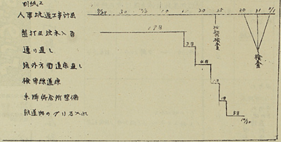

別紙1

第3図

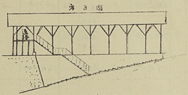

人車人道桟橋見取図

坑内見取図 第4図

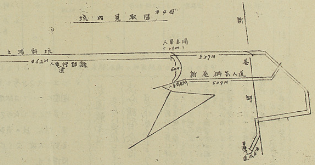
大之浦斜坑
462M
人車待避道
人車乗場
19M
527M
60M
新巻排気人道
509M
新
巻
卸

坑内第2図

人車待合所及乗場見取図

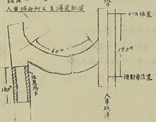
60M
180M
休憩椅子
揚
コース位置
19.0M
後部車位置
人車坑道

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No. 41

昭和46年10月18日

住友問題対政府交渉経過報告

（炭労情報 10 9号より）

住友閉山阻止へ努力を要請

委員長ら原労相と会見！

里谷委員長、小笠原道炭労委員長、木村次長の三名は、十一日午前九時五十五分から二十分間、院内で原労働大臣と会い、住友閉山阻止と赤平の長期安定について積極的に努力するよう要請した。

この交渉の冒頭、炭労側から、住友再建にあたって政府が約束した再建資金を結局出さず、資本も再建前に多額の資金を使ってしまうなど、二山の閉山案が提案されるに至った経緯を説明し、「このまま二山が閉山になるようなことになれば、退手の確保だって心配だし、ドルショックによる不況激化のなかで高年令者の労働者の再雇用は極めて難しいばかりか、赤平にしたって転就人員が集るかどうか分らない。せめて僅かに残る優良鉱である何とか奔別を縮小してでも残すようにするとともに、赤平の長期安定のために積極的に努力してもらいたい」と要請した。さらに、「このような情勢にかんがみ、第五次石炭政策を早急にきめ、十一月危には体制もはっきり示し、希望の見出せる方向をあきらかにしてもらいたい」と政策の早急確立についても強く申し入れた。

これに対し労相は「残れるものは残していかなければならないし、閉山しない方がいいのだから、皆さんの意のあるところを田中通産大臣にも閣議の前か後に話して相談する」と協力する意向をあきらかにした。

なお、里谷委員長と小笠原道委員長の二人は労相との会見後ただちに通産省を訪れ、体制委員会の早期開催と第五次政策の早急樹立について申し入れをおこなった。

制度内可能な救済措置をとる

―参議院商工委員会で田中通産相が答弁―

十月八日、参議院商工委員会が午後から再開されたが、この委員会は、炭労、住友三山、産炭地自治体代表ら二十余人をはじめ約四十人が傍聴するなかでおこなわれ、大矢委員によるセン維問題に関する執拗な追及がおこなわれたあと、ひきつづき、大矢、阿具根の両委員（共に炭労政治局員）から石炭問題に関して、田中通産大臣の見解を求めた。

これに対し通産大臣は、

①いろいろ調査させたが、奔別、歌志内の両鉱については閉山以外になく、残る赤平の存続、発展に努力を集中したいと考えている。②労働者の退職条件については制度的に可能な最良の措置をしたい。③閉山によって打撃をうける産炭地域への援助等については自治庁、道庁等にも意見をきき、遺憾ないようにしたい。④石炭は数少ない国の資源であり、これを活用しなければならない。たんに国際的な競争力だけで判断すべきでなく、地域政策ともあわせ検討したい。旨の答弁をおこないその見解を明らかにした。

「人事問題」うらへ……

人車運行問題 会社回答遅れる

ダイヤ編成を中心に折衝中.

人車問題については 既報の通り 十月二十四日 会社内検査 十月三十日 三十一日 十一月一日 総合検査という行程で作業が進められている. われわれとしても それに乗って交渉を進めているが、その中心というのは、

1. 人車運行時間 特に入坑時間の関連.
2. 時間外歩行の処置
3. 揚炭と併用した運行の力強化の処置
4. 入坑手順及び指導標の関係について、その他

以上 四点について質問をして 前回の交渉を打切ったが 会社は 検討中ということで 十五日回答が今日まで延々となっている. そのような中で十八日には、坑内関係の代議員会を開き 特に入坑時間の問題を中心に論議した. したがって 以上の四点を焦点として交渉を煮つめて行く.

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集
発行人 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No.42

住友問題特集号
（炭労情報 No.10号より）

S46.12.19

体制委小委を早急にひらけ！
住友再建に前向きで取り組め！

―炭労代表が通産省に抗議と要求―

炭労代表は、一二日午後五時から通産省、荘鉱山石炭局長らと会い、体制委小委員会の早期開催ならびに住友の再建問題をめぐり交渉をおこなった。

はじめに炭労宮本事務局長から「住友の再建問題をめぐり、さきに再建資金その他の取扱いの経緯について貴方の説明をうけたが、とうてい納得できるものではない。また住友石炭から提示されている合理化案で、赤平が再建できるとは考えられない。いっぽう石炭政策全般の問題として、当初の計画ではすでに体制委小委員会が開催されている時期であるが、いっこうに開催される気配もない。いったい通産省として現状の危機的状態を、どううけとめているのか。政府として責任ある手だてを即刻明示せよ」と要求するとともに、里谷委員長から別項の「抗議」を手渡した。

これに対して荘鉱山石炭局長から「体制委小委員会を早急に開催するつもりでいたが、その後住友問題がおこったため、局の作業メンバーはそちらの方にかかりっ切りとなり、小委員会の準備作業に入れなかった。住友の再建計画については、まだ正式に会社側からの説明がないが、ひと区切りついた以降で説明があると思うので、それにもとづいて作業に入るつもりだ。いずれにせよ、最大限努力して一〇月末に小委員会開催にこぎつけたいと考えているが、場合によっては、一一月にずれこむこともあろうかと考える」との回答がおこなわれた。

これに対して、炭労側から

―体制委では、対策を短期のものと長期のものに分け、前者については一一月中にも結論をだすということで意思統一したはずだ。そんな作業日程で一一月末までに結論がだせるのか。

―通産大臣は、二山の閉山はやむをえないといっているが、現地では試験炭鉱として残すという話もとんでいる。いずれにしても、この辺の問題について今から議論をつめておかないと後手になる。早急に小委員会を開らけ。もっと労働者を尊重する政策を遂行せよ。

―政府としていったい石炭産業をどうするつもりか、早く検討に入れ。このままでは無責任のそしりはまぬがれない。現地では、電力や鉄鋼資本が「国内炭はもういらない」と放言しているが、こういう放言をゆるしておいて良いのか、もっと取締れ。

―住友問題がおきたので、作業に入れなかったというが、住友が片づいたあと、別の会社で再建問題がおこれば、また体制委小委員会がのびることになる。これでは永久に開催されないことになるのではないか。

―赤平の再建について、会社の再建計画ではとうてい再建できるとは思わない。通産省として確乎とした方策を示せ。

―赤平の再建問題については、七〇〇〇トン体制を割った場合はこうする、炭価五〇〇円引上げがダメになった場合はこうするというように、きめこまかい対策をたてろ。

―再建問題を労資の協力体制だけにまかせず、通産省としても前向きの解決策を提起せよ。とくに住友石炭は、当事者能力がまったくないので「行政の限界」にとらわれず、もっとたちいった指導をやれ。

等々の追及をおこなった。これに対して鉱山石炭局側から――

1. 「国内炭はいらない」というのは、まったく個人的な放言にすぎないと考えるが、これとても一つの考

見であり、封じようがない。国の政策としてどうなのかは、今後体制委で検討されることとなる。

2. 赤平の再建問題については、会社から局に対してまだ正式提示がない。しかし考え方として、所要の人員が確保され、生産能率が一定水準により確保されれば、再建の見とおしはあると考える。ただ予定の生産量、生産能率が維持できるのかといわれても、通産省として責任をおうというスジではない。それはあくまで労資の問題あるいは技術上の問題である。

3. 通産省としては、四六年度については現行の法律制度と予算の範囲内でやるほかないが、その巾の中で最大限の努力をはらう。四七年度以降の問題については、体制委で充分検討のうえ、方向を出してもらいたい。

との補足説明がおこなわれた。

以上の話しあいのあと、最後に①体制委小委員会は、極力今月末までに開催にこぎつける。②今後、住友再建問題をめぐり、石炭局～炭労間で話しあいが必要となることも考えられるので、その場合は話しあいをすすめる、との結論を双方で確認し、この日の交渉をうち切った。

なお、この日の交渉には、炭労側から里谷委員長、森田副委員長、宮本事務局長、野呂・木村・植村各次長、石炭局側から荘鉱山石炭局長、青木石炭部長ほかが出席した。〈午後五時四〇分終了〉

抗　議

去る九月二〇日住友石炭は、奔別、歌志内鉱を閉山し、赤平鉱一山の存続を中心とした合理化案を提起した。この提案は炭鉱労働者だけでなく、地域住民に大きなショックを与えた。また、住友問題の帰趨は今後の石炭産業に大きな影響を与えるものと判断する。石炭政策の確立、奔別、歌志内鉱の閉山反対、赤平鉱の長期安定操業の確立は、いまや住友三山の組合員と家族だけでなく、炭労全体の、そして産炭地域住民全体の強い願望である。

われわれは住友石炭の再建と、今日の住友石炭の企業危機を招いている第四次政策を変更し、石炭産業の長期安定策の早期確立を要求し、貴方と再三交渉してきた。特に、再開された体制委員会で緊急課題としてこの問題を審議するよう申入れてきたが、貴方の誠意ある回答を得られないだけでなく、十月十日を目途に開催が予定されていた小委員会でさえ開催しようとしていない。われわれはこのような貴方の態度にたいし厳重に抗議する。

われわれは、①第五次石炭政策の早期確立（体制委員会の審議促進）、②奔別、歌志内鉱の閉山提案にたいする責任追及と抗議、③赤平鉱の長期安定操業の確立のため、住友三支部は一〇月一三日二四時間ストライキ、その他の全支部は同日各方昇坑時一時間ストライキを決行し、抗議するものである。

以　上

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野
福岡県鞍手郡宮田町
電光1305

NO.43

中央交渉特集号

炭労情報 No.12、No.13号より

住友反閉山合理化斗争

21日第一波二十四時間ストを指令
退職諸条件と赤平の長期安定策を要求

炭労中斗委員会は十八日、住友閉山合理化反対斗争について、指令第七号にあるように、二山の退職諸条件と赤平の長期安定操業体制に関する要求を決定するとともに、要求獲得のため住友三山は二十一日に二十四時間スト、二十三日以降無期限ストに突入する、という斗争方針を決定した。

この決定にしたがって、炭労は同夜午後七時から住友石炭と団体交渉をおこない、会社側に奔別、歌志内二山の退職諸条件の要求および赤平の長期安定操業体制についての要求を提示した。炭労交渉団は要求内容について具体的な説明をおこなうとともに、二山の退職条件に関連する資料ならびに赤平の長期安定操業体制に関連する資料の提出を会社側に求めたが、会社側は「過大な要求だが、これは全体の資金繰りとも関連するし、十月交付金というのは赤平の安定にもつながるものなので早急な解決が必要だ。会社としても要求を早急に検討する」と回答した。

炭労交渉団は、「円満解決を望むが、それができなければ先にズレることもある」と誠意ある回答を促した。

きびしい奔別、歌志内の退職条件、赤平の長期安定の途

住友問題で炭労政治局員と炭労三役が協議

一〇月一八日午後四時から阿具根、大矢、岡田の三政治局員と炭労里谷委員長、森田副委員長、小笠原道炭労委員長、木村次長が石炭政策問題と当面する住友問題について打合せを行った。

炭労から、①体制委員会の再開が遅れているが、これは住友問題を切離して対処しようとする通産省の考えが強く反映しているようだが、過日の荘鉱山石炭局長との交渉の中で今月下旬には再開したいとの答えを得た。②体制問題について炭労は個別私企業体制を打ち破り第五次石炭政策の早期確立をはかりたいという方針を下部討議しており一一月大会で決定したいと考えている。③住友問題は今まで閉山反対、赤平の長期安定を求めて斗ってきたが、住友三山の組合員の意向もあり、今日中央斗争委員会を開催して退職諸条件の確立と赤平の長期安定を指標とした斗いをすすめることとし、具体的には前掲のとおりストライキをもって斗う。④この住友斗争はきわめてきびしい条件の中で斗わなければならないので政治局員の特段の協力をいただきたい。との要請をした。

これに対して政治局員から、つぎのような態度が明らかにされた。

一、炭労が打ちだしている個別私企業体制を変革するという方向で早期に第五次石炭政策を斗う方針に賛成だ。

二、住友問題は複雑な事情があるようで通産当局も、住友石炭が何を考えているのかわからないと云っている。ましてや閉山交付金を奔別がトン当り四、五〇〇円、歌志内がトン当り五、〇〇〇円で試算していることはあまりにも高額で、実現性に乏しいと思われる節もあり、従来いくたの閉山があったがこのような実績はない。

三、閉山交付金の金額は住友石炭が示したものなのだから、あくまでもその実現を迫って炭労が斗うべきだ。われわれ政治局員はそれ以外の分野で組合員の利益につながるよう努力をしていきたい。

これらの内容をめぐって話合いを進めたが、奔別、歌志内の閉山に伴う退職諸条件の獲得、完全雇用、赤平の長期安定の確立はいづれもきびしい情勢におかれているので交渉の経過を政治局員に逐一報告をし対策を講じていくこととした。

不安定要素を逆にうきぼり

住友団交　赤平の長期安定で会社回答

炭労組合による住友石炭との二度目の交渉が、十九日午後一時すぎからおこなわれた。

この交渉では会社側は奔別、歌志内二山の閉山諸条件についてはふれず、赤平の長期安定操業体制についてだけ回答した。回答では、二山からの転鉱を十一月中に完了することによって同月中に七千トン体制は達成できるとし、原料炭の出炭比を一％アップすることによって三十円程コストが違ってくることなどの説明があったが、二山閉山にともなう負担増で特に問題となる賃金関係については、まず閉山交付金の査定を会社の希望額で極めて主観的に考えていること、さらに炭価と補給金のアップを前提にして賃金計画を算定していることなど、赤平の先行きについてむしろ不安定要素が多いことをうきぼりする結果となった。炭労交渉団は前日の交渉席上、具体的な資料にもとずく計画の説明を求めていたが、これまでとほとんど変らない抽象的かつ主観的な説明しかおこなわない会社側の態度をつよく非難し、納得できる回答を次回でおこなうようながして、午後五時この日の交渉をうちきった。

なお、この日の交渉団は前日と同様、炭労側が森田副委員長（住友対策委員会委員長）、小笠原道炭労委員長（同副委員長）、木村中央本部事務局次長（同次長）、川合住炭連会長（同副委員長）、藤原同事務局長（同次長）、及び三山組合長、尾長など、会社側は武岡専務以下。

〃誠意ある解決策を示せ〃

炭労政治局員、田中通産大臣に強硬申入れ

炭労政治局では、十九日前日の政治局会議の申合わせにもとづき住友問題の解決等を通産大臣に申入れるとともに、ひきつづき荘石炭局長ら幹部と会談、申入れをおこなった。

田中通産大臣との会見は、阿具根、大矢、岡田の三政治局員と竹田現照参議院議員の四氏によって衆議院本会議の終了後おこなわれ、まず政治局員側から次の申入れをおこなった。

通産大臣に会見し、住友問題に関し次の申入れをおこなった。

① 衆参両院で住友存置について政府の対策を追求してきたが、十月十八日奔別、歌志内両鉱の条件交渉、赤平鉱の長期安定確立をきめざるをえない事態になった。

② 現状の不況下のもとで、閉山決定は退職手当、再就職、産炭地対策等、難しい問題が山積している。担当大臣としてこの最悪条件考慮し、政府の施策として満足のゆく解決策を示すべきである。

③ 赤平鉱についても、不安条件だけが伝えられ、万全な安定策が示されていない。赤平鉱の長期安定が具体化しないときは大きな政治的社会的問題になるだろう。と、事態の重大性を指摘し、担当大臣としての誠意ある回答を迫った。

これに対し、田中通産大臣は、「もっともなことであるので、ただちに大蔵省、通産省に指示し、具体策を示す」と確約をしたが、その後大臣室において、田中、大矢会談が再度おこなわれた。

田中通産大臣からは、「先程の申入れについては、充分な検討をおこなわせる。可能な限り要求に近ずけるようにしたい。」と回答があった。

午後三時二〇分頃、田中通産大臣の回答にもとずき、政治局員の三名は、荘鉱山石炭局長以下通産省幹部と会談し、具体的作業の促進について申入れをおこない、局側もこれを諒承した。その後引き続いて、政治局員と谷委員長とは石炭部長室で大臣会談以降の経過を検討し、住友問題解決について、今後も連携を強め、納得のゆく斗争を推進することを確認した。

通産、労働両省に要求提出

組谷委員長と宮本事務局長は、十九日午後、通産、労働両省を訪れ、七号指令にともなう住友対策についての対政府要求を提出した。

通産省交渉は、省側から鉱山石炭局長、石炭部長、炭政課長らが出席し、午後二時半から約一時間にわたっておこなわれ、局長から「解決に努力する」という回答があった。労働省交渉は失対部長が出席し、午後四時から三十分ほどおこなわれ、「中央に離職者センター（仮称）を設置せよ。」という要求については疑問がある。他の六点については努力したい」との回答があった。

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO. 44.

S46.10.26.

人車問題 交渉圣過

組合＝本来の入坑時間で検討
揚炭又は作業本意な時間帯＝会社

人車運行の問題は去る十三日の臨時総会に於て作業の進捗状況と運行距離が新上部風道までしの延長で[illegible]されて会議について報告をし、その後のニュースでお知らせしたところであるが、二〇日、二一日、二三日と精力的な交渉をもち重要な問題の解決にあたってきた。　しかし、その内容は全く対立の形となり、特に直接われわれの入坑時間に関係ある運行ダイヤでは、われわれは本来の入坑時間を主張しているのに対し、会社は、揚炭の関係な時間に[illegible]採炭の支障のないよう、或いは作業システムの変らない時間帯ということで提案、組合は少なくとも揚炭に支障があるいかぎりでは問題があるが、入坑時間を変えずに揚炭時間もとれる時間帯で交渉している。

その他、会社回答としては、

一、人車運行時間帯について
　左の通り。

二、坑内の移動について

イ、坑内回移動（内線、内電）については、七時の人車で入坑をしてもらう。指定場所は適当な場所を考える。

ロ、器材、材料は従業員が、前日昇坑後に準備をして坑口の適切な所まで運搬してもらう。
　運搬の方法については、別途検討する。（動力）

ハ、当日の申し送り（乙、丙方の申し送り）詰所待ちについては、坑外に一名の整備を残し支障のないようにする。

三、人車運行による直接従業者の取り扱いについて
　会社は人車運行によって作業密度が強化されるとは考えないが、人車運行による直接作業者について、

イ、坑口係員一名、針扱手一廻し二名、計三名に対し、……一人、一方、一〇〇円を支給する。

ロ、坑外捲については、四五〇キロ捲手の者。……一人　一方　九〇円　を支給する。

四、昇坑時間について
　現場交代、その他の関係はあっても二、三の例をゆるすことによって統制がとれなくなる。又、人車運行後は残業となるため、二重払いということにはならない。

五、取替え道路について
　現在取替え場所を閉鎖することにより、機械、電気、保安、保線、仕繰等の者が通る道路が、なくなるので別途考える。

六、人車、道具車は運搬しないのか。
　回答、の各社の人車より若干広く設計してあり、道具車はつけない。ただし「ノミ」入れは人車に取りつける。
　その他、小さな機材は炭車を利用してもらう。

以上の回答から判断されるように、揚炭の為に人車運行をするという制約された状態の中で誠意ある回答は得られなかった。したがって、組合としては二三日に臨時職場正副会長を招集、総体的な意見の中から今後の交渉要求を煮つめていく。

二四日
社内検査

二四日の日曜日に人車の社内検査を行ったが、二、三点の離線距離の問題と発進による制動距離が長かったのが指摘され、その他の問題にしてはパスした。したがって、今後さらに整備して三〇日、三一日、一一月一日の三日の総合検査を行うこととなった。

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 45

人車運行交渉圣過報告

S46.10.30

運行ダイヤで依然対立＝交渉は大づめへ

人車運行に関しては、ニュースNO44号で報告をしたところであるが、その後二七日、二八日と交渉を重ねてきた。しかし、会社の主張する拘束時間を多く取った作業本意な運行時間と組合の主張する入坑のしやすい従来の入坑時間に合わせたダイヤ編成と対立して交渉は平行をたどり、又、人車運行による直接作業者の取り扱いの問題についても、組合案（採取夫、坑外捲方夫）を対案として要求を提示したが、会社回答は依然として変らない状態であった。したがって、組合としては前二回の具体的な交渉を踏まえて、二九日午前一〇時より両者団体交渉に這入った結果、次のような回答を示してきた。

一、運行ダイヤについては、別記（NO1）の通り。

二、坑内間接夫については、坑内繰込みとする。

三、人車運行による直接作業者（採取夫、坑外捲方夫）の取扱いについて、

イ、一日当り検収車が次の場合、函数手当を支給

捲上検収車数	支給区分	坑内採取夫	坑外捲運転手
七八一車より八六五車まで	一方に付	四〇円	三〇円
八六六車より九五〇車まで	〃	九〇円	七〇円
九五一車以上	〃	一四〇円	一一〇円

註、支給人員、坑内採取夫、坑外斜坑捲運転手　全員

ロ、実施期日……人車運行開始より、当分の間

ハ、参考のために八六六車の基礎は、昭和四六年四月より昭和四六年九月、四ヶ月間の一日当り。

実績平均車数　46、4、九四八車　46、4、八四九車　46、6、八七四車
46、7、八九九車、　46、8、七三四車、　46、9、八八四車

二、公休日入坑の乙、丙方について、運行を前提として検討したい。

四、歩行手当

前回、回答通り、支給はしない。

五、取付道路について、

現検身所を閉鎖して、新たに時限に検身所を設けるため、次のような通路を考える。別記（NO2）参照。

以上の経過から、二九日早朝臨時職場会を開催、各代議員の慎重な討議の中から強力な交渉をもって、会社を追及して結論を取りたい。

「バス」利用のアンケート集約　効果的な運行で陳情

「バス」運行については大変迷惑をかけていますが、更に斜坑口前の階段補修で一〇月三一日までの交通止めとなります。したがって、直接被害をこうむっている昔町、平和町、通勤区を除いた地区のアンケートを集約したところ切実な声が集まったので二八日組合、会社、役場関係者と西鉄に陳情した。西鉄側では運行ダイヤや時間車両運行等を考慮に入れて上申中であるので、利用者の皆さんに迷惑のかからないよう早急に結論を出したい旨回答してきた。別記（NO3）図参照

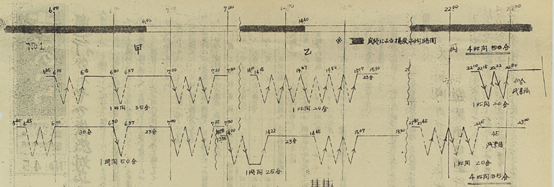

人車運行ダイヤ比較と 歩道橋図

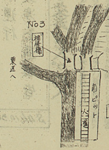
No3
相模橋
東区へ
前ピット
人道

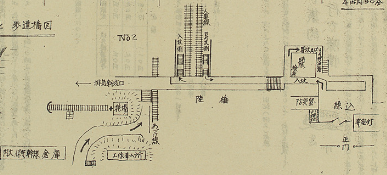
No2
人車線
入坑側
昇坑側
排気斜坑口
陸橋
捲場
あづけ線
内大保年幹線倉庫
工作事ム所
昇坑及びその他通路
時間検査
入坑
防災室
繰込
整理
帯登灯
正門

保安点検調査表

支部名
職場名（職種）
代表者名

要求項目	要求内容
（記入例）三片西側第一坑道盤打拡大の件	三二〇米～三六〇米間　盤ぶくれ、狭隘か所の盤打ち拡大
三片西部ゲート坑道鉄管吊上げの件	出途より一〇〇米間　全般的に懸垂のため吊上げ
四片東坑道清掃の件	古資材散在、整理清掃

「保安奌検月間」の実施について

炭労才六六回定期大会決定の「夏から秋にかけての斗争方針」の中で本年一一月段階に「保安奌検月間」を設定し、この期間中に各支部一斉に保安奌検をすることになった。
従って、当貝島労組としても運動方針の中であきらかにしているように各職場一斉に保安奌検を実施し不安のない明るい職場環境作りを行いたいと思います。

一、期間

一一月一日より三〇日までを「保安奌検月間」とする。

二、具体的な斗いの進め方

職場の全組合員を結集した大衆斗争として保安奌検斗争を推進することとし、およそつぎの日程に準じて具体的な斗いを進める。

(1) 一一月才一週――各職場ごとに、自分の職場の保安状況を中心とした職場討議を行い、不安全ケ所を全員で洗い出す。その結果にもとずいて職場代議員、分会長が「保安奌検調査表」に記入する。

(2) 一一月才二週――週はじめに各職場代議員は提起された改善事項を分類し、職場組織で改善をはかるべき事項については、ただちに職場交渉を推進、極力才二週中に解決をはかる。

3、職場交渉で解決できなかった事項については、組合に送りこむ。

(3) 一一月才三～四週――組合は、職場から提出された改善事項を整理・集約し保安改善要求にまとめあげ、これにもとずいて団体交渉をもって解決の処理にあたる。

三、活動状況報告

一二月一五日までに「保安奌検月間報告書」を地方本部および中央本部に提出する。

四 保安奌検月間報告書について

保安奌検月間報告書は組合が記入の上地方本部および中央本部に提出する。

五、保安奌検調査表について

保安奌検調査表は各職場分会ごとにまとめて配布する。

六、各組合員による不安全ケ所記入用紙について

各組合員による記入用紙は用意して各職場に配布する。

七、各職場から提出された内容について

各職場から提出された内容および結果については二コースでもって周知徹底をはかる。

以上

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顯
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO 46

S.46.11.30

炭労情報
14、15号より

住友三山支部が24時ストに突入
誠意のない会社回答で交渉決裂

七月指令による住友石炭との第三回団体交渉が二十日午後三時からおこなわれたが、会社側の回答は退職諸条件、赤平の長期安定操業体制のいずれについてもなんらみるべきものがなく、交渉は決裂におわった。このため住友三山支部は、指令通り二十一日一番方から二十四時間ストに突入した。

この第三回団体交渉では、冒頭、会社側から奔別、歌志内二山の買上げ価格について、それぞれ四十五億、二十一億と算定し、これをもとに提案（回答）の支払いは可能、という説明があり、回答が提示された。

回答は、二山の退職諸条件について、餞別金（予告手当見合いをふくむ九万六千円）のほかに特別餞別金として一人当り二万円、三カ月以上入院加療中の者に見舞金五千円、歌志内災害殉職遺族の帰郷者に特別餞別金一家族当り五万円、などが示されただけで、赤平への転勤については〝適格者〟として高年令者などを排除するような提案をする有様で、交渉団から、「閉山の際の社会的基準、常識に照しても問題にならぬ。これでは中小以下だし、残ったものが損をするということで赤平の再建にも影響する」と激しい非難があびせられた。

赤平の長期安定操業体制については、とくに四十六年度下期期末手当ならびに四十七年度賃金について、「赤平の経営が軌道にのって（七千トン体制ができての意味）業績が安定したなら他社なみにする」といった従来通りの回答しか示さず、交渉団は、「安定させる確信があるのかどうかを疑わせる態度だ。確信があるなら他社並みにして基盤を安定させる、とすべきではないか」とくりかえし、会社側の根本姿勢を批判したが、会社側は、「復元する必要性は十分に認識しているということで諒解して欲しい」の一点ばりで、遂に譲歩しようとしなかった。

炭労交渉団は再検討を求めたが、会社の態度は変らず、このため、「これ以上の交渉継続は無意味なので交渉は打ち切る。大巾前進がないかぎり交渉を申し入れられても応ずる気持はない」と交渉打ち切りを宣し、会社側にスト通告をおこなって、午後五時前交渉は決裂にいたった。

なお、炭労交渉団はこのあと、住友職連に対し、「先行妥結を回避してもらいたい」と申し入れをおこなったが、職連側も「独走解決にならないように炭労と十分連絡をとっていく」と回答した。

以上の実力行使を背景とした住友問題の交渉も、炭労本部各支部の統一行動と、中央政府資本に対する抗議行動が前述の通り、退職条件の低額妥結をおしつけてきたのに対し、三一、五〇〇円を加算する条件となってきた。住友問題については、ややもすると閉山相場するような見方で取り組むきらいがあったが、その都度斗いを進めることによって、ひいてはわれわれの労働条件引上げにも通じることであり、数々の教訓を教えてくれた

うらへつづく。

住友斗争、二三日、七時一五分、了解点に達し、スト中止（九号）

奔別、歌志内の退職条件確保と、赤平の長期安定計画をもとめ、炭労中斗指令七号により、二十一日より実力行使をつゞけていた、住炭連（四、八〇〇名）は、二十三日、午前、七・十五分、了解点に達し、二十三日以降無期限ストライキを、中止した。（指令九号）

一、妥結内容の大綱

1. 閉山時期　十月二十五日

2. 退職条件　業務上都合解雇による退職手当の外、一人当り、平均三一一、五〇〇円を加算する

期末見合　一〇八、五〇〇円
予告手当　七〇、〇〇〇円
特別加給金　八八、〇〇〇円
勤続五年未満　六〇、〇〇〇円、五〜一〇年　七〇、〇〇〇円
一〇〜二〇年　九〇、〇〇〇円、二〇年未満　一一〇、〇〇〇円
閉山餞別金　二〇、〇〇〇円
酒肴料　五、〇〇〇円
有給残日数買上げ　二〇、〇〇〇円
計　三一一、五〇〇円

5. 福利施設の利用　四十七年四月末日

4. 赤平について

⑴ 損益採算ベースは、六、五〇〇トン

⑵ 今後の長期安定操業体制を確保するため、奔別、歌志内礦より、必要人員確保と七千トン（採炭比率六八%）体制確立が必要々件である。

⑶ その上にたって、四十六年下期々末手当、四十七年ベースアップは他社なみとする。当面は、出炭賞与を本人給繰入れる。

5. 退職、転換者の取扱い

⑴ 年功は、その差額の金の利益を通算する。

⑵ 支度金、採炭員一〇万円とする。

二、住友の拡大闘争

奔別、歌志内の大会が二五、二六日頃行われるので、オルグとして、奔別、小笠原副委員長、歌志内、森田、木村中執を派遣する。

三、地方委員会について

住友斗争経過、ならびに十一月大会、議案説明のため、十一月二日、地方委員会を行う。

以上、

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顯
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No.47

S46.11.1.

一〇月分生産奨励給は、出炭実績二五、五八七屯で一人当り平均一九〇〇円

一〇月分出炭実績 二五、五八七屯!!
一一月分出炭計画 二七、七〇〇屯を確認

九月の出炭実績とはウラ腹に一〇月は、ロング払に大きな古洞が出現し払況が悪く永く続いたこと又、九月には見られない機械の故障が各卸に続発したため大巾な出炭減をきたすこととなった。一一月については、これ等の故障を一掃するとともに計画に乗ったシステムにより大巾な出炭確保を強く要望し、生産防災委員会は一一月の出炭計画二七、七〇〇屯を確認した。

各卸状況

ロング払＝現在の上三尺払は一一月一三日までの予定 一五日より下三尺に移行
古洞については減少の見込み

上部水採＝２０５の採掘は来年一月五日頃まで採掘の予定

新捲水採＝現在の左五片については、一一月二七日終掘予定以後右四片に移行。

防災成績

九月の実績は負傷者一三名とはいい、千分率は〇、六三三と八月よりもわずかに良かった。しかし一〇月は更に悪化し一〇月二八日現在で一四名、其の千分率は〇、七五二となっている。その後も負傷者が出ているので実績はまだ悪くなる。

特に一一日は、炭労指令に依る保安実施月間とし、保安点検斗争を実施し、不良保安個所の摘発を行い、安全職場の維持をすると共に負傷者の減少に努めるよう努力したい。

負傷内容　重傷四　軽傷一〇　計一四名
原因別　落ばん四　鉱車三　落倒物、取扱各二　その他各一
部位別　手六、足四　その他各一

一一月の公休日
七日　一四日　二一日　二八日の四日間

保安日　一一日　九日
実施項目　運搬災害防止
１、不安全状態、不安全行為の除去
２、繰込時の保安教育を強い入念に行うこと。

（うらえつづく）

会社人事ノ発表

会社は生産関係課長級の人事について一一月一日より次の様に変更すると組合に一〇月二九日通知をしてきましたので報告しておきます。

平田部長代理 〃 掘進 運搬 保線 輸送 電気
白土課長 〃 新採卸ロング 水採
安部課長 〃 保安関係
藤井課長 〃 監督員
上田課長代理 〃 生産部長直轄で新上部
福本区長 〃 運搬 保線
中谷区長 〃 輸送

人車運行は
来週（八日）実施
入坑時間で尚折衝

人車運行は、入坑時間その他で尚折衝を続けているが、責任者周知徹底その他指導に対する準備等で来週月曜からとした。尚官ノ検査は準調に進んでいる。

昭和46年11月 出炭計画表

個所	払長	在籍	出勤率	就業	能率	出炭/日	日数	月出炭量
新採右五片上三尺払	130	109	82	89	4.50	401	12	4.812
下三尺払			82	89	5.2[illegible]	[illegible]	14	6.608
払出炭計			82	89	4.93	439	26	11.420
新採水力採炭出炭計						210	26	5.460
上部水力採炭出炭計						210	26	5.460
水力採炭出炭計						420	26	10.920
仕掘出炭計						30	26	780
計						889	26	23.120

889 × 1.2 × 26 = 27.7005

新上部掘進計画

個所	人員	規格	延米	
3層1砿	6 × 3 = 18	7 × 8	40	⑧
4層	6 × 3 =	7 × 8	90	㉓
1層	6 × 3 =	7 × 8	43	㉚
計	18		173	延米当/人 0.40

新採卸掘進計画

個所	人員	規格	延米	
6号区画	5 × 3 = 15	7 × 8	50	⑩
右4片1号ゲート1層	5 × 3 =	7 × 8	60	㉒
〃 1号ゲート2層	5 × 3 =	7 × 8	42	㉚
〃 2号ゲート	3 × 2 = 6	7 × 8	65	
計	12		217	延米 0.40

一般掘進計画

個所	人員	規格	延米	
左水平	7 × 3 = 21	13A	143	㉚
左水平3号ベイ坑道	5 × 3 = 15	7 × 8	20	⑧
左水平3目ゲートベッへ	5 × 3 =	11, 13A	30	㉓
左水平ベイ坑道	5 × 3 =	7 × 8	6	㉖
左水平5ゲート	5 × 3 = 15	7 × 8	25	㉚
右五片下三払卸ゲート	5 × 3 = 15	7 × 8	22	⑧
右五2号ポケット人道	5 × 3 =	2.5RA, 11A	63	㉚
計	51		308	延米当/人 0.23

あすのみち
貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
謄光1305

No. 49

体制委員会報告
炭労情報 No. 17号より

S.46.11.8

労仂三団体が石炭協会を追及

十一月二十八日（木）午後二時半、石炭協会において、労働三団体代表は、体制委員会を目前にして、企業体制問題にたいする協会側の考えをもとめた。（出席者－協会－倉田、長宗、岡部。炭労－里谷、森田。炭職協－木崎、越智。全炭鉱－道下。）

倉田協会長より、体制問題は、発表には特に慎重な配慮を行う必要があるので、関係官庁などにも充分根廻しをして、これで大丈夫というところで態度を明らかにしたい、との考え方が表明された。

労働三団体は「受け皿を明らかにし、今後の石炭産業をどうするのか、明確な姿勢を示めさない限り、でるものも、でないのではないか」と追及した。

これに対し、協会側から、

1. 当面の応急対策を十一月中にだしてもらうことが第一である。そうでなければ年末もこせない会社がある。

2. 長期対策は、明年三月末までに、確立したいという通産の意向もあり、大勢として事態はそうなると考えられる。

3. 協会としては、十月二十日付で、関係先に、別紙のごとき文書をだし、協力を要請している。その中でも、体制問題については、極力私企業体制を生かした管理機構を設けるべく、決意していると表現している……

との説明があった。

三団体としては、それでは不満であるとの態度をつよく表明したところ、明二十九日午前十一時に、体制問題に対する協会の考えを更に説明したいとの意向が示めされたので、打切った。

新石炭政策の早期樹立について！

昨年十一月の石炭鉱業審議会中間答申においては、石炭産業はわが国の産業政策上必要な産業であるとの観点に立って、現行第四次対策下で縮小テンポを早めている石炭を見直すべしとの方向が打ち出されました。

それにもかかわらず、本年に入ってからも、日炭、常磐と一般炭炭鉱の大型閉山が続き、更に優良な原料炭炭鉱を持つ住友石炭が経営危機におち入るなど、この際、早急に、四九年度以降に及ぶ長期対策の方向ならびにこの方向にそった現行第四次対策の前向きな補強策が樹立実施されない限り、将来の見通し難、資金調達難、労働力不足等のため、石炭産業は日ならずして壊滅状態に至るおそれがあります。

つきましては、中間答申が打ち出したように、国策上からも石炭が必要であるからには、総合エネルギー対策のなかにおける政策目標としての石炭の位置づけが、極力、現状維持をもつて歯止めする観点で確定され、この基本方向にそって下記の諸対策が盛りこまれた新石炭政策が一日も早く樹立されることを切望するものであります。

われわれといたしましても、石炭産業が置かれているきびしい環境に思いをいたし、新政策を受けとめ、業界体制を抜本的に刷新して、極力、私企業体制を生かした管理機構を設けるべく決意いたしている次第であります。

記

1. 当面の緊急対策

(1) つなぎ対策

Ⅰ 当面は何をおいても運転資金の確保が緊要であるので、市中金融が困難な実情にかんがみ、合理化事業団の近代化資金の返済猶予、整備資金貸付けの弾力的運用等、万般の方途を講じ、実質的に運転資金が確保できる措置を実施すること。

Ⅱ 一般炭価上げとも関連して、安定補給金の是正ないし増加引取交付金の交付措置等を実施すること。

(2) いわゆる第一次・第二次肩代わり措置の完全肩代わりを実施し、担保外しにより運転資金調達を可能ならしめること。

(3) 明四七年度石炭特別会計による対策

明四七年度石炭特別会計予算については、新石炭政策の方向にそって重点的に編成することとし、特に次の諸施策を盛りこむこと。

Ⅰ 安定補給金等、追加維持補給金の増額
Ⅱ 合理化事業団融資枠拡大のための出資金大巾増額
Ⅲ 保安・生産・技術開発面に関する現行施策の増強
Ⅳ 労務者確保対策の助成強化
Ⅴ 需要確保のための電力向け増加引取交付金の復活および公害防止対策に対する助成

2. 基本対策

(1) 極力、現状維持をもって歯止めする石炭の位置づけを確定すること。

(2) 現行対策の財源を絶対確保し施策の重点化をはかるとともに四九年度以降を含む新対策を早期に決定すること。

以上

当面の日程と動き

十月二十三日　住友斗争妥結

二十六日
1. 奔別、歌志内、全山大会で閉山確認
2. 資本に対し、閉山停止、私企業体制の変革の要求提出

二十八日
1. 第四回財対ひらく
2. 石炭協会と三団体接渉

二十九日
1. 財対で答申だされる
2. 六回中斗で住友斗争総括、新明治対策、地方委員会対策きめる

三十一日　総評臨大評議員会で沖縄国会を中心とする秋斗方針を決定する予定

十一月　一日
1. 館内中斗で評議員会の決定をうけて十一月十九日に対する態度を決定する。
2. 体制委員会小委員会P・2赤坂プリンスホテル

十一月　二日
九州地方委員会
道地方委員会
＞議題
1. 大会議題（含む財対）
2. 八号指令（政策斗争）
3. 住友斗争総括
4. 沖縄統一斗争の件

十一月　六日　ソ連炭労代表団来日（二週間の予定で、主として九州とする。）

以上

昭和46年下期々末手当　勤労給基礎調査

S. 46. 4. 1. 〜 S. 46. 9. 30. 実績 一人当り

職種	月	本人給	超労給	職種	月	本人給	超労給
採炭夫	46. 4	49.600	4067	内間夫	46. 4	28.053	17904
	5	42.967	4495		5	26.257	20.817
	6	48.984	4543		6	34.071	24.277
	7	55.725	5064		7	34.891	24.716
	8	46.499	4641		8	31.448	27.182
	9	57.922	4036		9	34.119	24.038
	延	301.697	26846		延	188.839	138.434
	平均	50.283	4474		平均	31.473	23.072
仕繰夫	46. 4	40.654	2823	坑外夫	46. 4	27.572	21.074
	5	38.744	3271		5	27.267	22.600
	6	46.819	2860		6	32.877	24.695
	7	48.473	2933		7	34.715	23.923
	8	42.425	2843		8	31.143	21.895
	9	44.503	2182		9	33.757	22.272
	延	261.618	16.912		延	187.331	136.459
	平均	43.603	2.819		平均	31.222	22.743
直接夫計	46. 4	43.485	3217	全鉱夫	46. 4	38.470	8380
	5	40.080	3158		5	35.812	9299
	6	47.438	3341		6	43.215	9.766
	7	50.579	3552		7	45.837	9.812
	8	43.611	3366		8	39.881	9.849
	9	48.400	2721		9	44.133	8778
	延	273.593	19.855		延	247.348	55.874
	平均	45.599	3309		平均	41.225	9.312

集計表（現行の超労金繰入として試算）

職種	基礎額			%	S.46上期との対比	
	本人給	超労金	計		%	比
採炭	50283	2237	52520	114	119	-5
仕繰	43603	1410	45013	98	98	0
直接	45599	1655	47254	103	104	-1
内間	31473	11536	43009	94	91	+3
坑外	31222	11372	42594	93	90	+3
全鉱計	41226	4656	45881	100	100	

前々期（前年同期）との対比

採炭	−1
仕繰	0
直接	0
内間	0
坑外	+2

S. 46. 11. 6.

貝島大之浦労働組合
編集発行人　矢野　[illegible]
福岡県鞍手郡宮田町
電光1305

No 50

体制委員会 特集号
第一回小委員会
炭労情報
×18 そう

一週一回会合で審議の迅速化をはかり
各方面の意見を聴取

既報のとおり、かねて一〇月一〇日ごろに開催を予定されていたが、諸般の事情で延期されてきた体制委員会小委員会は、一一月一日午後二時から、赤坂プリンスホテルで第一回会合をもった。

この第一回の小委員会では、はじめに事務局（通産省鉱山石炭局）側から石炭産業の現状に関して、生産・需要価格・資金経理などの各面にわたる資料が提示され、説明がおこなわれた。つづいて「損益資金状況」「石特会計の歳入歳出のすう勢」「四七年度予算組替え予備折衝」等の問題について説明があった。

この説明のなかで、事務局側は、

1 四七年度石特会計の歳入は当初一、〇六〇億円を計上していたが、ドルショックにともなう不況の普遍化により重油消費量が減退し、重油関税収入が減少（たとえば本年一〇月の関税収入は八五億円を計画していたが、実績は七五億円にとどまっている）したことにより、大幅な歳入減を余儀なくされ、一、〇〇二億円程度におちこむものと判断される。

2 他方、歳出の面からみると、四六年度閉山計画は三五六万トンであったが、これに対して、実績は六〇〇万トン程度となる見込みであり、これにともなって整理資金も当初の一八一億円から二九一億円へと、一一〇億円もはね上ることが予想されている。

したがって、歳入面における五八億円の減少と、歳出面の一一〇億円の増大により、四六年度には約一七〇億円の不足となる。

3 四七年度石特会計については、さきに一、一三一億円を見込んでいたが、実際問題としてこれの確保はきわめて困難視されており、場合によっては石特会計全体が圧縮されることも考えられる。したがって通産省としては、ただちに大蔵省と折衝に入り、これの確保にあたりたい。

との考え方が明らかにされた。

以上の報告内容をめぐり種々討議の結果、「四六年度については、予備費三〇億円の支出のほか、明年度に、繰りのべ可能なものが約一〇〇億円あり、さし当たり一三〇億円の捻出が可能となる。したがって不足分については、各事業団でも繰りのべ措置をとってカバーし、予算不足を克服してゆく。この方向に立って鉱山石炭局は、ただちに大蔵省と折衝をもち、予算確保に万全を期す」ことを確認した。

このあと、小委員会としては今後どのように審議をすすめてゆくかについて討議を集中したが、このなかで炭労は、①小委員会に移行したわけであり、まず円城寺部会長から審議のすすめ方について考え方を示せ。とくに今後の政策検討は「第五次政策の確立」という前提に立って審議をすすめることが必要だと判断するが、この点について考え方を明示されたい。②三組合統一要求の趣旨は、ひとくちにいって「生かすのか、殺すのか」の基本的な方向を明示することだ。中間答申で、石炭の一応の位置づけが出されたが、具体的な政策面ではなんら前進がなく、このなかでいま赤平の帰すうが一番心配されている。したがってここで、赤平はじめ現存する全炭鉱について、閉山停止の措置をうち出せ。③体制問題をふくめ各方面から貴重な意見が出されているが、小委員会として正式に各方面からの意見を聴取せよ。④対策を短期対策と長期対策にわけ、前者については年内に、後者については明年三月までに結論を出すというスケジュールであった。現行政策のもとでは、年を越せる会社は一社もないのが現状である。緊急対策としては必ず年内に結論を出すよう再確認せよ。⑤一〇月末に財政制度審議会第一特別部会の結論が出されている。日経新聞の報道によると、石油探発資金の確保のため、石油対策と石炭対策の予算を統合し、エネルギー特別会計制度を新設するとのことである（通新では石特予算の廃止という形で報道されている）。この問題について明確にせよ。等々の点について円城寺部会長ならびに事務局側の考え方をただした。

1. 今後の審議のすすめ方については、第一回石炭小委員会をもち、審議のスピードアップをはかる。こういう考え方に立って、次回を一一月六日に開催し、ここでは生産、供給のサイドからみた議論をおこないたい。なお、第三回小委では電力・鉄鋼代表と経理問題をふくめた検討をおこなう考えである。

2. 炭労の第二項の指摘は、今後の審議の問題であり、議論のなかから方向を明示してゆきたい。

3. 各方面の意見を聴取せよとの提起については、もっともな指摘であり、一一月九日に北海道議会、産炭地市町村、岡田代議士等から意見をききたい。

（註…その後の事務局の折衝により、最終的には道議会、全国産炭地振興協議会、北大渡部教授から意見を聞くこととし、岡田代議士、炭職協の意見については、文書で配布することとなった。）

4. 以前からの合理化計画で閉山を予定していたヤマ、終掘のヤマは別として、今後資金難で閉山しなければならないというようなヤマがでれば、資金対策について政府が面倒をみてゆく。

5. 財政制度審では、エネルギー全般の問題として検討をすすめており、この中で石油特別会計新設の要求が出されているのは事実である。しかし四八年度までは現行石特会計法が生きているわけであり、直ちに石特会計の廃止は考えられない。四九年度以降については、エネルギー特別会計として一本化するという構想が提起されているものだが、これにともなって石炭サイドの不安を排除する必要もあるので、次回小委までにこの問題をめぐる事務局としての見解を明示する。

等々、答弁がおこなわれた。

以上の答弁の過程で、土屋委員から第三点に関して「今日まで何回も陳情をうけており、今さら各方面の意見をきくまでもない」との意見が出されているが、最終的には小委員会として以上五点にわたる答弁を確認している。

なお炭労は、第四点に関連して「小委のスピードアップをはかることはよいが、あくまで四七年度予算案の組みかえと新政策の確立が前提だ。いま住友と同じ状態の会社も多くあり、これらの会社が政府にもちこんでも、再建のためには第二会社移行と労働条件切下げが附帯条件となるだろう。年内に短期対策を出しうるよう協力せよといわれても、問題はその内容であり、政府がさきにふれた前提条件をふまえて、方向を出すことが必要である」との考え方を提起している。

◎小委員会出席者＝円城寺部会長。土屋、福地、田口、中島、堀各委員。日向、荘村、長宗、里谷、
木崎、道下各臨時専門委員。

炭労、奔別災害をめぐり通産省に申入れ
局側…「廃止坑口の密閉規格強化をはかる」

さる一〇月二九日発生した奔別炭鉱のガス爆発をめぐり、炭労植村次長ほかは、一一月二日、通産省公害保安局・高瀬石炭課長らと面会し、今次災害の原因と今後の対策について局側の考え方をただした。

これに対して高瀬課長は、

1. 同鉱の鉱業権は、一〇月二七日消滅しているので、形式論では鉱山保安法を適用すること自体疑問もあるが、現に五名の人びとが死亡しているわけであり、厳格な姿勢でのぞみたい。

2. 原因究明のすすめ方として、まず着火源の把握が必要であり、「坑外説」と「坑内説」に分けて詳細に究明したい。しかし今後二次爆発も考えられるので、立坑坑口に近づくのは危険であり、注水により二次爆発の危険を除去することが必要となっている。

3. 廃止坑口の密閉は、従来人が進入したり墜落したりする危害を予防することを主眼として実施されており、閉鎖後の爆発については、あまり考慮されてこなかった。しかし今回の災害を契機として、密閉後の爆発による危害予防も考慮し、密閉規格の強化その他の対策をとりたい。

等々の考え方を明らかにした。

以上の回答に対し炭労代表は、①奔別災害の原因については、今後きびしい態度で究明してゆくこと、②この種災害の予防のため、行政指導を一層強化すること、③廃止坑口の密閉規格を早急に確立すること、等を重ねて要求し話しあいを終った。

以上

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野 顯
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No51

十月分生産奨励給配分（一人当り平均一、九〇〇円）
採炭 一〇八円 内間 七五円
仕繰 九九円 外間 六二円
一律配分 九八円

S45.11.12

明年度出炭 二、八〇〇万屯台へ

常用労働者は 三万八千名以下に減少

才2回体制委員会で 石炭局が需給見通しを説明

体制委員会、第二回小委員会は、十一月六日、午前九時より、赤坂のプリンスホテルで行われた。（炭労里谷委員長出席）

議事は、第一に、供給サイドからの将来の見通しについての討議を約一時間、第二に、各界の意見についての討論が、約一時間行われ、十二時頃終了した。

一、供給サイドからの将来の見通しについて

第一の議事は、資料にもとづき、

1. 昭和46、47年度生産見透し
2. コスト別、出炭見透し
3. 出炭能率推移表
4. 労務者数推移見透しが、説明された。

① 46年度の生産の落ちつき見込は、当初予算より、はるかに落ちこみ、二、九五〇万トンと考えられる。

47年度は二、八一六万トンが見こまれ、うち、原料炭は一、四四九万トンと推定する。

⑵ 出炭原価は45年度は、自産炭総費用五、一一三円で対策費を入れて、一九一円の赤であった。

46年度は、四〇〇－五〇〇円の大巾赤字の見込みである。

③ 能率は、42年以降は年率7.9％アップで45年六〇・八トンであり、46年は六三・二トンを見込む。

今後は、年率5.5％アップで52年は、七七・三トンと考えられる。

④ 労務者は、46年度までは四二、〇五一人と考えられる。

閉山が今後ゼロの場合52年度二三、三九六人
〃 〃 五〇〇万トンの場合〃 一九、八〇一人
〃 〃 一、〇〇〇万トン 〃 一六、六〇九人
〃 〃 一、五〇〇万トン 〃 一二、九六五人

以上のことが、資料をもとに説明された。これらについては、特に、討議決定すべき内容ではないので、解明するだけにとどめた。

二、各界の意見

この日の小委員会では、北大・磯部教授、北海道議会・工藤（自民）藤井（社会）両議員、全国鉱業市町村連合会・吉田副会長（夕張市長）から体制問題をふくむ当面の石炭政策について、それぞれ意見がのべられた。また岡田代議士の「石炭産業安定に関する提言」および炭職協の「石炭管理事業団構想」についても、文書により配布されている。

▽北大・磯部教授

1. 第一～四次政策の問題点は、ひと口にいって「政策が社会展望についてゆけなかった」ということである。

たとえば茂尻、羽幌、奔別その他のヤマで莫大な設備資金を投入して立坑を開さくしたが、これらは充分活用されないまま無用の長物となっている（茂尻では二〇億円かけて立坑を掘ったが、わずか二年后には、炭

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　巖
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No. 52

第六七回炭労大会期末特集号

S.46.11.24

昭和四六年
下期冬季手当

一五〇、〇〇〇円を要求！

先行グループ　一二月二六日二四時間　二九日～三〇日四八時間　実力行使

炭労六七回臨時大会は、一一月一七日から三日間に亘って開催された。今大会は「政策転換斗争」のもつも厳しい山場の中で、一一、一九日の中央行動と併せて、われわれ炭鉱労働者にとっても体制委員会が、六月三〇日を目途に石炭政策の最終案を答申しようとしているのに対し、われわれの斗争体制確立のための今秋の行動の再確認、併せて期末手当要求、賃金確立について、その他重要な議案をかかえて論議が沸騰した。したがって、時期的に期末にしぼって報告する。

本大会の論議の中では、要求一五〇、〇〇〇円の提示、統一斗争の戦術行使について論議がたたかわされた。

その主なものとしては、一五万円では低い、或いは中小をとわず同時妥結の実力行使を組めという云い方である。

戦術面の配置としては、ドルショックの石炭界に与える影響もさることながら、一五万円満額獲得をめざす。更に、統一斗争についても業者側からくる回答引き出しに時間をかけると統一斗争の戦列が乱れる見方もあり、原案通り可決した。

したがって、先行グループ（大手五社）は、

オ一波　二六日　　　　　　二四時間　ストライキ

オ二波　二九日、三〇日の　四八時間ストライキを構えて、精力的に交渉に臨む。

特に、ドル、ショックの関係で鉄鋼には低額の回答がなされているが、地下産業の基本的要求として交渉に臨む決意を表明……

到達グループ（新明治三山　貝島大之浦）

一二月二日に第一波の戦術設定

到達グループは九州の場合、新明治三山と貝島であるが、二三日代表者会議をもって検討した結果、一二月二日にオ一波の二四時間ストライキを設定して、大手妥結額を目指して、斗いを進めることを意志統一した。

一一月　三〇日　午後三時三〇分　臨時総会
一二月　一日　〃　一時　　繰込審議会
〃　　〃　五時　　居住区正副分会長会議

うらへつづく

救護隊手当交渉

大手と同額で妥結

救護隊手当の交渉は、今年の春斗の中で、単独項目で大手と同額の引上げ斗争を組んだ。そして大手額まで引上げることに成功した。

他社は春斗の中では、特に北海道関係では、北海道斗争との関係もあって秋の斗争へと持ち越していたが、一〇月頃で炭労全体として要求書を提出、現在で折衝を行ってきた。

当面の場合、春に続いて第二回の引上げ交渉であり、会社も困難としてゆずらなかった。しかし炭労全体唯一つ差がつくことであり、会社も二三日に至り大手と同額の回答をしてきた。したがって、執行委員会では、最終的確認を行い実施に移すこととなった。

したがって、救護隊手当の交渉については、今後統一的に交渉がもたれ、格差排除に一歩前進したこととなった。

妥結内容次の通り

隊員手当　一、七九〇円（現行　一、五八七円）
練習手当　三三八円（〃　三〇〇円）
召集手当　二五〇円（〃　一〇〇円）
実施期日　昭和四六年一一月一日とする。

『西鉄バス』運行について

バス運行については、前回一一月中旬を目途に検討をするよう、バス会社の方から回答がなされていたが、運転の〃きざし〃がないのでその後町を動かして折衝した。しかし、島田線の道路改良その他でダイヤを組むところまでいってないとの回答である。

したがって、組合としても約束を守らせる前提で、一五日再度交渉に臨み早急な実施を要請する。

（1）　1971年11月26日（金曜日）　2.4 金曜日発行　炭労新聞　（昭和25年6月30日 第三種郵便物認可 昭和31年7月12日 運輸省特別扱第1054号）　第928号

炭労新聞

発行所
日本炭鉱労働組合
東京都新宿区
市ケ谷河田町9
編集兼
発行人　野呂 潔

大衆討議資料

炭労の春闘構想

討議にあたって

来年の春闘は、いわゆるドルショック以来の不況のなかでたたかうことになります。資本側はこのときとばかりに、もう賃上げストップまでぶちあげるしまつです。だが、ただでさえ低い賃金を強いられているわたしたち炭鉱労働者が、そんなことで賃上げストップなどされてはかないません。そんなことにさせないためには、闘いにとりくむ準備が大事です。そこで炭労としては、つぎのような「七二年春闘構想」を組合員の皆さんにしっかり討議してもらい、皆さんともども力を合せて立派な「春闘方針」をつくりあげることにしました。討議は十二月中頃までにお願いし、その討議の結果をもりこんで、月半ばすぎに「春闘方針案」をまとめ、さらに来年あらためてこの方針案の討議をお願いする考えです。討議にあたっては付属の「参考資料」を活用下さい。

一、春闘に対する基本的な態度

一般情勢、石炭情勢については「一九七一～二年度運動方針」であきらかにしたとおりである。日本の国際収支の大幅な黒字にたいし、アメリカの円切り上げ要求をうけ、これが日本経済に大きな影響を与えている。これを切り抜けるため日経連は「賃金ストップ、賃金カットもありうる」という態度を表明し、労働者にその犠牲を転嫁しようとしている。

これに対し、総評、中立労連が結集する春闘共闘委員会は、国際競争力が飛躍的に強まり、円の価値が高まった原因について、「つまりその基盤に低賃金政策があり、労働者の生命と健康を危くしている労働強化、合理化攻撃があり、農民切りすて、中小企業へのしわよせ、全国民を犠牲にする公害、過密過疎、都市問題、沖縄県民の苦しみなどが、積重ねられたものではなかったでしょうか」とその考え方を述べている。つまり、労働者や一般市民などの犠牲の上に日本経済の高成長がささえられ、国際競争力が強まったのである。これにたいする国際的な批判が強まり、労働省でさえ労働時間の短縮の方向を認めざるをえない事態においこまれていた。ところが、円、ドル問題を契機にふたたび独占の本性を表わし、「賃金ストップ、カット」などという方針をだし、首切り、一時帰休、労働強化、残業の規制などの攻撃にでている。この独占の政策は、その原因を正しく把握したうえでの解決方法ではなく、矛盾の上に矛盾を積重ね、事態を更に悪化させる道である。

春闘共闘は七二年春闘について「資本の攻撃の前に防衛的になっていた春闘のきりかえしをはかり、日本経済をGNP中心主義から労働者の生活向上中心主義に転嫁させる春闘」であるとし、①大幅賃上げ、全国全産業一律最賃制の確立②合理化反対、労働時間短縮、ストライキ権の確立③年金、医療制度などの社会保障制度の改善、を中心要求としてたたかうことをきめている。

日本経済の不況現象、企業の経営状態の悪化が表面化したなかで、はたして賃金の大幅引上げが可能であろうか。それは、春闘共闘に結集する労働者がどれだけ統一闘争を組織できるか、どれだけストライキをうてるかにかかっている。炭鉱賃金は政府の石炭政策によって五%、七%、一〇%などと規制されてきた。この壁を破るためにわれわれはストライキをもってたたかい、一定の成果を上げた。しかしこれは、春闘共闘に結集した全労働者のたたかいによる獲得額と無関係ではなかった。すなわち、企業は支払能力の限界などといって賃上げの困難性を主張しても、結局、世間相場、春闘相場と無関係に賃金をきめることはできないのである。だから、春闘相場は、われわれを含めて春闘共闘に結集する全労働者のたたかいによってきめられるが、同時にわれわれの賃上げもこの相場に影響されるのである。そこで、われわれは、春闘共闘の設定する統一行動に可能な限り波を合せて長期のかまえをもって要求獲得のためにたたかう。

二、要求についてはこう考える

来春闘における情勢ならびに今春闘における獲得状況などを勘案し、要求は原則として今年の春闘要求を踏しゅうしたいと考えるが、その内容は次のとおりである。

(1)　賃金について

① **本人給引上げ**

〈要求〉各人の本給額に坑内員、一方当り、四八〇円、坑外員、一方当り、四八〇円を積み上げる。

この金額中、修正給は四八円以下とし、具体的には山元で別途協議決定する。

但し、坑内外の財源プールが必要な支部は、支部の機関決定のうえ中闘に申請し、交渉の際その支部に限りプールが可能な措置をとることとする。

昨年、全組合員を対象にしたアンケート調査を行い、その結果を賃専で検討し、これをもとにして今年の要求がきめられた。来年の春闘要求をたてる場合、要求にたいする組合員の意思を正確に把握するアンケート調査を行うことがのぞましいが、今年はそれができなかった。今年の要求は、現在でも、若干のズレはあっても基本的には組合員の意思が反映されていると考えられるし、また、今年の妥結額が二二二円でもあり、来年は妥結額を要求に近づける努力を行うこととして今年の要求と同額にしたい。

修正給についても、賃金アンバランスの是正という立場から相当論議されてきたが、各支部の事情もことなり、統一的な解決は困難であることが明らかにされている。従って、来春闘要求も修正給は本人給額の一割とし、支部の機関決定があった場合には中闘に申請してもらい、特例として財源プールが可能な措置をとりたい。

② **家族給について**

〈要求〉現在の一人当り四〇〇円に次の額を積み上げる。

第一順位六〇〇円、二順位以下一人当り二〇〇円

③ **最低賃金**

〈要求〉各人の本人給額は、次の額に今年の引上げ額を坑内外の賃金比によって積み上げた額を下まわらないという措置する。

坑外員日額　一、四〇〇円（月額三五、〇〇〇円）
坑内員日額　一、九八〇円（月額四九、五〇〇円）

春闘共闘は、最低賃金要求額として月額三五、〇〇〇円提起している（今年の要求は三〇、〇〇〇円）炭労は、春闘共闘で決定した額を坑外員の最低賃金額とし、坑内員は坑外員の一・四二倍（基準賃金の実績比）とする。なお、従来月額で要求してきたが、炭鉱賃金が日額制であるので、日額要求としたい。

(2)　休日増について

〈要求〉国の祝日は有給休日とさせることをめざし、当面「勤労感謝の日」を有給休日とする。

(3)　退職手当について

〈要求〉①基礎賃金は日額の一〇〇%とする②基礎賃金の頭打ちを撤廃する③日数を一三%引上げる④定年退職手当の最低保障として、勤続二〇年以上の定年退職者の退職手当（坑内加算は除く）が次の額を下廻らないよう要求する。

	坑内員	坑外員
勤続満二〇年以上の者	二一〇万円	一九〇万円
〃　二五年　〃	三一〇万円	二八〇万円
〃　三〇年　〃	四三〇万円	三八〇万円

⑤その他は七一年春闘要求と同じとする

今年の要求は、他産業の退職手当の水準や要求基準案などを勘案し、「定年退職の場合、勤続三〇年五〇〇万円」を目途とし、賃金引上げによる退職手当の自然増を除き、現行協定の三〇%増を要求することとしたが、来年要求も同額とする。なお、定年退職の最低保障は、昨年からの要求であるが、坑内員の場合には坑内員の平均健保日額　二、四三五円を基礎に、坑外員の場合は低い方から四分三人目の健保日額二、一三〇円（二七級）を基礎に計算した（日数などは要求を基礎に計算した）額に、定年退職の一時金を加算したものである。

(4)　災害補償

〈要求〉　第一に、弔慰金の大幅引上げはもちろんであるが、これだけにとどまらず、障害補償、休業補償についても真に補償の名に価する額を獲得する。第二に、災害補償の額上げと引替えに抗議ストに規制を加えようとする石炭資本の攻撃に対しては断固としてこれを排除していくことを基本とし、次のとおり要求する。

①遺族補償＝弔慰金として八百万円を支給させる

②休業補償＝労災法による補償をふくめ、平均賃金の一〇〇%を補償させる。

③障害補償＝つぎの障害見舞金を支給させる。

労災等級	金　額
1　級	1,070万円
2　級	950万円
3　級	840万円
4　級	730万円
5　級	630万円
6　級	540万円
7　級	450万円
8　級	360万円
9　級	280万円
10　級	220万円
11　級	160万円
12　級	110万円
13　級	70万円
14　級	40万円

(5)　じん肺及びせき損協定

各社の協定内容を統一することとし、専門委員会で検討し大会に提案する。

(6)　救護隊手当について

来年度から炭労の統一闘争の課題としてとり上げることとするが、要求については、専門委員会で検討し大会に提案する。

三、闘い方はどのようにするか

従来、賃金、退職手当、災害補償、じん肺およびせき損協定の引上げを同時解決の方針でたたかってきた。そのため、最終段階になると賃金に最重点がかかり、その他の要求が賃金のかげにかくれて、われわれの満足するような解決をみなかった。したがって、来春闘ではすべての要求を重視するようなたたかい方について考慮する。先行・到達闘争、戦術の規模については別に決定するが、各支部は長期の

実力行使にたえる闘争体制を確立し、闘争資金の積立て、生活対策などを準備する。戦術行使の時期については、闘争体制の確立、交渉の進展などを勘案して中闘で決定するが、可能な限り春闘全体の波に合せて決行する。

なお、春闘共闘で組織する全国全産業一律最低賃金制の確立、医療保険制度の改善などの実現のための統一行動、地方春闘共闘の主催する討論集会、統一行動にも積極的に参加する。

参考資料

〈第1表〉

生産労働者男子賃金

	賃金	
	時間当り	月当り
1．金属鉱山・坑内	472	92,087
2．鉄鋼業	456	86,664
3．石油石炭製品製造業	441	84,823
（金属鉱山坑内・外平均）	437	85,613
4．化学工業	418	76,510
5．非鉄金属製造業	384	75,700
6．パルプ・紙・紙加工品製造業	383	73,769
7．出版・印刷・同関連産業	377	77,686
8．金属鉱山・坑外	375	73,725
9．輸送用機械器具製造業	369	72,836
10．石炭鉱業・坑内	363	71,562
11．窯業・土石製品製造業	363	71,718
（製造業平均）	363	70,655
12．ゴム製品製造業	357	67,467
13．一般機械器具製造業	349	67,859
（石炭鉱業坑内・外平均）	347	70,169
14．食料品たばこ製造業	337	68,058
15．金属製品製造業	332	67,264
16．電気機械器具製造業	329	63,133
17．繊維工業	324	67,517
18．なめし皮・同製品・毛皮製造業	323	63,439
19．精密機械器具製造業	323	61,347
20．武器・その他製造業	317	64,112
21．木材・木製品製造業	307	61,767
22．家具・装備品製造業	282	56,168
23．石炭鉱業坑外	268	61,872
24．衣服・その他繊維製品製造業	264	53,296

注　①企業規模30人以上②賃金は「きまって支給する給与」である③労働省調「46年7月分毎勤統計」④石炭鉱業には亜炭を含む。

〈この表に明らかなように、炭鉱坑内は、同じ地下産業の金属鉱山坑内に比べ時間当り賃金で、109円、月額で2万円も安い。〉

〈第2表〉

主要産業賃上げ状況

（労働省調）

	妥結額		賃上げ率	
	46年	45年	46年	45年
金属鉱業	9,574	9,464	16.1	18.6
石炭鉱業	4,885	5,050	10.3	12.3
パルプ・紙	8,434	9,010	14.8	18.4
新聞	11,930	10,545	17.7	18.1
印刷	10,417	7,839	22.7	19.8
化学	10,259	9,863	17.0	19.0
石油	10,509	9,991	15.3	16.1
ゴム	9,147	8,642	18.0	20.3
セメント	9,020	8,000	13.8	15.1
鉄鋼	7,513	7,420	10.8	12.2
電線	8,858	8,135	17.6	18.9
機械金属	10,701	10,106	19.2	21.3
電気機器	8,688	8,652	18.6	21.7
車輌	8,867	8,500	16.6	18.5
造船	11,000	9,511	18.6	19.0
私鉄	9,743	8,993	17.2	18.7
電力	10,066	9,154	14.4	15.1
平均	9,522	8,983	16.6	18.3

石炭鉱業の46年には住友が含まれている。これを除くと妥結額は5,500円、賃上げ率12.5%になる。住友を除いた数字に修正しても妥結額、賃上げ率とも全産業最低である。

〈第3表〉

労働時間・出動日数調

（労働省調）

企業規模　30人以上、生産労働者　男子

	月実労働時間数			出勤日数	1日当り実労働時間
	計	所定内	所定外		
石炭鉱業坑外	231.0	181.9	49.1	25.7	9.00
繊維工業	208.6	184.9	23.7	23.8	8.76
出版・印刷・同関連産業	206.3	175.0	31.3	23.7	8.71
金属製品製造業	202.6	176.7	25.9	23.6	8.58
武器・その他製造業	202.3	180.3	22.0	23.6	8.57
（石炭鉱業平均）	202.1	168.4	33.7	22.4	9.02
食料品たばこ製造業	201.8	179.8	22.0	23.9	8.45
衣服・その他繊維製品	201.6	192.1	9.5	24.5	8.23
木材・木製品製造業	201.3	178.8	22.5	23.3	8.54
家具装備品製造業	199.5	186.0	13.5	23.7	8.42
輸送用機械器具製造業	197.6	169.3	28.3	23.4	8.45
窯業・土石製品製造業	197.5	174.2	23.3	23.7	8.33
非鉄金属製造業	197.3	169.3	28.0	23.4	8.43
石炭鉱業坑内	197.2	166.1	31.1	21.8	9.05
金属鉱業坑外	196.6	169.7	26.9	24.8	7.42
なめし皮・同製品・毛皮製造業	196.5	182.3	14.2	23.8	8.25
（製造業平均）	196.2	173.8	22.4	23.4	8.45
（金属鉱業平均）	195.7	172.7	23.0	23.8	8.22
金属鉱業坑内	195.3	174.4	20.9	23.3	8.38
一般機械器具製造業	194.7	176.4	19.3	23.5	8.28
パルプ・紙・紙加工品 〃	192.6	171.0	21.6	23.7	8.12
石油・石炭製品製造業	192.4	168.8	23.6	24.0	8.02
電気・機械器具製造業	192.1	172.5	19.6	22.4	8.57
鉄鋼業	190.1	166.2	23.9	23.1	8.23
精密機械器具製造業	189.7	177.6	12.1	23.5	8.08
ゴム製品製造業	188.9	171.1	17.8	23.6	8.01
化学工業	182.9	167.8	15.1	23.6	7.75

1日当りの労働時間は、坑内9.05時間、坑外9時間と、全産業中一番の長時間である。一方、長時間労働が逆に出動日数を減らしている（坑内は最低）。すなわち、これは長時間労働→出動日数減→長時間労働の悪循環を示している。

〈第4表〉

労働生産性

〔常用労務者〕　（通産省調）

	方（㎏／方）	日（㎏／日）	月（ｔ／月）	坑内員		
				方	日	月
36年度	866	966	21.7	1,251	1,378	29.8
37 〃	990	1,107	24.9	1,324	1,530	33.3
38 〃	1,200	1,361	31.3	1,628	1,836	41.0
39 〃	1,389	1,578	36.4	1,826	2,061	46.3
40 〃	1,466	1,656	38.1	1,897	2,126	47.6
41 〃	1,534	1,731	40.3	1,952	2,184	49.9
42 〃	1,632	1,850	42.7	2,079	2,338	52.5
43 〃	1,836	2,095	47.9	2,329	2,640	58.8
44 〃	2,098	2,415	55.8	2,646	3,029	68.3
45 〃	2,289	2,633	61.0	2,838	3,272	
46年4～7月	2,318	2,677	62.3	2,914	3,351	

〔全労務者（常用労務者「臨時労務者」請負労務者）〕

	方（㎏／方）	日（㎏／日）	月（ｔ／月）	坑内員		
				方	日	月
36年度	―	―	―	―	―	―
37 〃	―	―	―	―	―	―
38 〃	―	―	―	―	―	―
39 〃	1,130	1,266	29.6	1,553	1,731	39.3
40 〃	1,194	1,336	32.0	1,614	1,787	40.7
41 〃	1,250	1,392	33.2	1,672	1,848	42.9
42 〃	1,345	1,504	35.3	1,792	1,992	45.4
43 〃	1,512	1,699	39.5	2,060	2,249	50.8
44 〃	1,702	1,926	45.1	2,261	2,552	58.2
45 〃	1,842	2,099	49.2	2,407	2,743	
46年4～7月	1,844	2,090	49.3	2,439	2,762	

生産性一能率はこの10年間に2.7～2.8倍に増加している。

〈第5表〉

常用労務者・出動・稼働状況（通産省調）

（通産省調）

	出勤率			稼働率			操業日数	出勤日数			稼働方数			残業方数		
	平均	坑内	坑外	平均	坑内	坑外		平均	坑内	坑外	平均	坑内	坑外	平均	坑内	坑外
36年度	87.5			97.3	93.0	108.6	25.5	22.3	―	―	24.8	23.7	27.7	2.5	―	―
37年度	87.7			98.1	94.0	110.0	25.4	22.3	―	―	24.9	23.9	27.9	2.6	―	―
38年度	88.5			100.2	96.4	112.4	25.6	22.7	―	―	26.1	24.7	28.8	3.4	―	―
39年度	84.8	83.1	91.4	102.4	99.2	113.9	25.5	21.6	21.2	23.3	26.1	25.3	29.0	4.5	4.1	5.7
40年度	84.4	82.6	92.1	101.5	98.7	115.4	25.6	21.6	21.1	23.6	26.0	25.3	29.5	3.7	4.2	5.9
41年度	85.1	83.1	93.1	102.2	98.7	116.7	25.6	21.8	21.3	23.8	26.2	25.3	29.9	4.4	4.0	6.1
42年度	84.1	82.0	92.4	101.6	97.9	116.6	25.6	21.6	21.0	23.7	26.0	25.1	29.8	4.4	4.1	6.1
43年度	83.3	82.5	91.5	101.7	99.8	116.2	25.5	21.2	21.0	23.3	25.9	25.4	29.6	4.7	4.4	6.3
44年度	83.4	81.6	91.7	102.9	99.8	117.1	25.5	21.3	20.8	23.4	26.2	25.4	29.9	4.9	4.7	6.5
45年度	83.9	82.2	92.2	104.4	101.2	118.9	25.5	21.4	21.0	23.5	26.6	25.8	30.3	5.2	4.8	6.8
46年4～7月	82.4	80.2	92.2	101.7	98.5	116.9	25.8	21.3	20.7	23.8	26.2	25.4	30.2	4.9	4.7	6.4

右側の出動日数・稼動方数は、左側の出勤率・稼動率・操業日数から算出した。出動日数は1月当りの仕事に出た日数で、稼動方数とは、1方8時間として残業を含めた方数である。従って、出動日数と稼動方数の差が1月当りの残業方数である。坑内・外の平均をみれば、残業が38・39年に増加し、反面出動日数が減少している。このことは長時間労働→出動日数減を示している。

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　顯
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 53

昭和四六年下期
期末手当斗争特集

S46.11.29

期斗！12月2日 実力行使

大手妥結額 獲得で 到達斗争

第六七回大会では、昭和四六年下期々末手当斗争について、一五万円の要求を行い、大手五社の先行、その他の支部は到達の斗争戦術を設定、三権（スト権 交渉権 妥結権 ）を移じようすることも含めて意志統一した。

したがって、大会終了後 たゞちに先行グループの集合交渉にはいり、次のような内容でもって 第二波突入寸前に妥結した。

九州での到達斗争は、われわれ貝島と新明治三山であるが、支部代表者会議に於いて、

オ一波を　12月2日　甲方より 二四時間 ストライキ

解決を見ないときには、中斗に於いて　情勢を判断し別途指令する。

以上を確認した。

三〇日の総会では、以上の経過報告とあわせて 配分について一任を確認して後、精力的に交渉を行うこととなる。 尚、交渉場所は集合交渉であるので 福岡交渉となる。

先行大手五社 第二波突入寸前の 29日未明

一〇九，〇〇〇円（前期プラス 五〇〇円）で妥結！！

ニュース52号で既報していましたが、第一波の実力行使を26日に構えて 強力に交渉していた先行大手五社は、24日午後八時から団交を再会したが 会社は、ドル・ショックによる不況と経営不振を理由に 一〇七，〇〇〇円（前期マイナス一五〇〇円）の額の提示を行って来た。 交渉団は、いかに他産業低額回答を出したとはいえ、前期を下廻る回答を不満とし、「新しい展開のない額の提示には応じられない」として 8時20分に席を立ち、12時まで待機をしたが、回答がないので、自動的に 26日 二四ストに突入した。

28日夕方に至り、再度交渉に臨んだが、交渉は平行線をたどり、第二波の29日より48時間スト突入寸前に了解点に達し 午前6時20分 ストライキ解除指令を発した。

妥結内容

一〇九，〇〇〇円（前期プラス五〇〇円）、配分については 従来通り各支部で行う。

全炭鉱

全炭鉱も同じ時期に交渉を行っていたが 29日午前6時に 一〇九，〇〇〇円で妥結した。

第三回財政確立特別対策委員会のまとめ

第三回委員会は六六大会の中間答申の討議経過の中から委員の増員のもとに財政確立に関する最終答申をまとめあげるため一〇月一三、四の両日にわたり小委員会（斉藤対策委員長、一野坪、佐藤宣、三島、小田桐、宮本）審議をふくめて、中央本部事務局より提起された討議メモ（①中間答申を土台にして当面の財政を確立する。②機構との関連について、③財政確立の将来展望について）を中心に真剣な討議を経て、次の通りのまとめを行い地区の意見を聞き、次回二八、九日に委員会を開き、最終答申を作成し、一一月大会に提案することとした。

記

一、昭和四六年度中の当面の財政確立資金（一、五〇〇円カンパ）について中間答申に提起した通り財政健全化をはかる大前提（不良資産による圧迫を解消するため、四五年度決算時点の流動資産と負債を相殺し、財政確立のための第一歩をふみ出す）から四六年度中の所要資金（①四五年度一般会計赤字、二四〇万、②平和斗争赤字　二、二五〇万、③三池宮浦事件救済費　五二六万、④三池法斗一年分　三〇〇万、⑤高松会館出資分　三〇三万、⑥九炭労書記退手分　三一一万　計　三、九三〇万円）について、平斗赤字に対する不満なり異論があるが、すでに労金返済時期（一〇月末を一月末返済の延期）の関係もあり、その他の資金についても年度中に資金手当をしなければ財政的にピンチになる実情を理解して一一月大会で決定する。

納入方法は、下期々手より一括納入もしくは下期々手　一、〇〇〇円、一月末、五〇〇円の分割納入のいずれかとする。

註　住友二山の推移による影響が大きいので、二山の負担額については、納入される様執行部として善処を要請する。

二、昭和四七年度以降の将来展望について

住友二山の推移は勿論のことながら、組織減少は今後も自然減耗をふくめかなりの減少傾向をたどることについて認めざるを得ない。

1　この結果は会費の大巾引上げになり、このことに関連して将来の財政処理にも影響がでてくることが、想定され、財政不足は解消されない。従って財政確立と健全化を期待する下部の意向に応えるために機構問題に触れざるを得ないので、組織対策委員会（仮称）を一一月大会で構成して年度内に結論を出す必要があるのではないか。即ち現状の会費人員は当初の二七、一〇〇名が一〇月末段階で二四、二〇〇名程度となりこの減収は上期防衛基金二七〇万、下期財政基金（二〇〇円）四八〇万で四六年度は補填されるが、四七年度予算人員は二二、〇〇〇名（四八年三月末）を想定しても会費の値上りは七〇円～八〇円を考えなければならない。四七年度中の財政基金は八八〇万の積立てができるが、三池法斗、三〇〇万程度の補填はさることながら、若しかりに会費引上げに充当すれば、五〇円程度となりこの結果は財政基金がゼロとなり、四七年度は財政確立にならないと云うことになる。

2.　一方では、1のような実態になることは明らかであるが、石炭政策斗争を最重点とする斗争を展開している組織的な重大場面にあることと新体制発足後、間もない意欲的な執行体制からみて現行体制ですべてに全力投球してもらうことから機構に触れず四七年度は財政的に支える立場をとるべきではないか、即ちいずれにしても組織減少からくる財政展望を出すことになれば組織体制上、抜本的な改革をしなければならないし、このことは単に今迄の様に役員なり、書記を何名減らすか丈でなく、運動面からみて、どう

変っていくのか、組織としてどうあらなければならないか等について検討する問題であり、産業別単一化との関連もさきの大会決定とは無関係でなく当然ふくまれて検討しなければならないものであり、その時期は四八年度から実行するとの課題になるのではないか。いまここで機構改革をしても役員一名の減少による会費経減は六円程度であり、書記一名減員による退手は三〇〇万を考えなければならない実情を認識する必要がある。

3. 従って1、2の事態をふまえて、当面とり得る対策を確立するにしても、その基本は支部財政から炭労財政が健全化されるたてまえを全体として理解されることが前提であると認識すれば、さきの大会以降問題提起のされている炭労会館の処理については、書記の退手資金の関連もふくめて執行部は早急に対策をたてるべきである。

4. 会費のスライド制、ランクの改訂、特別会計の健全策についての検討、引当金の確立、本部運営資金の処理について次回の委員会で結論を出す。

5. 今後の諸斗争に対応する斗争会計は都度カンパの中で賄うことを理解する。特に予想される[illegible]斗争に対するカンパ問題について当面のものとして認識してとりくむものとする。

以上が第三回委員会のまとめであるが、特に将来の財政確立について、四七年度当初の機構変革か四八年度以降にするかについて双方の意見が出されているので、この内容を次回の委員会では一つの方向を明らかにして、最終答申することを委員会は了承し終了した。

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO 54

十一月分生産奨励給
出炭実績 二七、一五〇屯
一人当り平均 三、三〇〇円

S.46.12.1.

十一月出炭実績 二七、一五〇屯 九八％
十二月生産目標二八、六〇〇屯を確認!!

十月に引続き十一月も当初の出炭を見たとき、出炭低迷になやむのではないかと考えられたが、ロング払の三枚下三尺払を八日より転換に踏切り、上部、新巻水採の好転により目標出炭は切ったが、どうにか九八％までこぎつけることが出来た。

故障、事故等については、左水平の出水（現在毎分一吨の排水を行っている）、新上部右平No.2割込みの出水、停電、ポンプの故障、高圧管のワンシャ切れ等があった

十二月の出炭については、ロング払、水採共にフイルドに明るい見透しをたてた中で、二八、六〇〇屯を生産防災委員会は確認した。

防災成績、

十月の実績は、第二会社に移行して以来最大の負傷者を出し最悪の成績であった。負傷者は十八名、千分率で〇、八五二となり内容は重傷九、軽傷九となっている。

十一月は二六日現在で十三名の負傷者となり、其の千分率は〇、七三四と今月も悪い。保安委員会としても、負傷者増加の一途をたどっている今日、如何にすれば災害、負傷者の減少が出来るかを検討、努力中である。

負傷内容 重傷 六 軽傷 七 計 一三名
原因別 鉱車 落倒物 取扱、転倒 各々二、工具、電気 各々一 その他 三
部位別 手、六、足 二 その他五件 各々一

十二月公休日

五日、十二日、十九日、二六日、三一日（特休） 計 五日間

保安日 十二月 一四日

一、整理整頓の安全実施

特に十二月から一月にかけて特別保安運動を実施し、その中で特別重点目標を決め一四日より一週間を整理整頓とし二一日より一月一四日までを本期間として実施し取組をする。

うらへつづく

「正月休ミ」12月31日 1月1日 2日 3日で

―申し入れを行う。―

今年の正月休ミは 暦通りであれば 正月2日までで 3日 初出勤となる。したがって 組合では関係者と相談の上、実質操業日を失うことになるので、失わないことを前提（われわれの利害に関係のないよう）として 正月3日を休ミにするよう、会社に申し入れを行った。

参考のために、

過去三年間は 最も近い公休日と振りかえている。しかし 今年は 二日が公休のため それが困難である

昭和46年12月 出炭計画表

個所	払長	在籍	就業率	就業	能率	出炭/日	日数	月出炭量
新巻右五片三枚下三尺払	130	109	81	88	5.30	466	26	12,116
計	130	109	81	88	5.30	466	26	12,116
新巻 水力採炭出炭						210	26	5,460
新上部 水力採炭出炭						210	26	5,460
水力採炭出炭計						420	26	10,920
仕堀出炭計						30	26	780
合計						916	26	23,816

916 X 26 X 1.2 = 28,600 t

新巻掘進計画

個所	人員	規格	延米	
右四片1号ゲート2枉	5X3=15	7X8	42	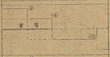
右四片1号ゲート3枉	3X2= 6	7X8	60	
右四片2号ゲートゲート	X =	7X8	37	
右四片2号ゲート左2枉	X =	7X8	75	
右四片2号ゲート左1枉	X =	7X8	5	
計	21		219	延米当/人 0.40

新上部掘進計画

NO.5 1昇	6X3=18	7X8	7	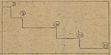
NO.5 流炭坑道	6X3=	7X8	10	
NO.5 ゲート2枉	6X3=	7X8	65	
NO.5 ゲート1枉	6X3=	7X8	35	
NO.4 深部移行	6X3=	7X8	64	
計	18	-	181	延米当/人 0.40

一般掘進計画

左水平 左水平坑道	8X3=24	13A	143	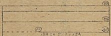
左水平、[illegible]ゲート	5X3=15	7X8	130	
[illegible]	3X3= 9	13A	51	
計	48		324	延米当/人 0.26

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
磁光1305

NO.55

46.12.3

期末手当斗争妥結速報

四六年下期期末手当斗争
一日午後八時一〇九、〇〇〇円で妥結
支払日、その他は、別途協議!!

昭和四六年下期期末手当斗争は、一五〇、〇〇〇円を要求し斗争に入ったが、先行五社が二六日の二四ストに突入した中で、二九日からの四八ストを目前にした午後六時三五分、前期プラス五〇〇円、一〇九、〇〇〇円で妥結した。

それから四八時間おいて到達グループの斗争に入った九州四山（貝島、新明治三山）は、十二月一日正午期限付回答を求めて一斉に交渉に入る。早くも新明治は、一日午前十一時大手並の一〇九、〇〇〇円の額を提示し、実質的に期末手当斗争は終り、残されたのは貝島だけとなった。

大之浦の場合

一日の正午期限付回答の中で会社は「現在慎重に検討中であるので、しばらく時間を借してもらいたい」という回答をして来た。

組合は、

経理、出炭、関連企業と色々問題はあっても、今更それらの問題を聞く必要はないと一蹴し次回は「一発で回答してもらいたい」と交渉を打切る。

午后四時に至り、交渉を再会したが結論は出ず、組合としては「すでに新明治も十一時には大手並の額を提示し、しかも支払日までも決定している段階で、大之浦のみ、もたつくこと自体がおかしい、早く大手並の額の提示をせよ」とつめより、交渉を打切る。

午後八時に至り、会社より最終的な額の提示をしたいと交渉申入れがあり、一〇九、〇〇〇円の額の提示があり、組合もこれを了解し、一日午後八時に、二日早朝からの二四スト中止指令を出した。

期末手当斗争は妥結したが、支払、その他資金繰等の関係で別途協議とし、特に資金繰の関係では、借入れについて組合の協力をお願いしたいとの会社申入れを受け、別途協議事項は山元に持帰り審議することで了解した。

おおのうら
貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305
No 56
特集
厚生年金改正
……………
保存資料
S46.12.3

「厚生年金法改正」
保険料率を引上げて　児童手当新設
11月1日　実施

今国会で保険法の改正案が上程されていたが、われわれは、われわれの負担になるような改悪には総評国民会議の総力をあげて反対の態度で臨んできたが、政府は、この法案を強行採決で一方的に決めてしまった。
したがって、内容としては、給付の引上げと、児童手当の新設であるが、保険料率も、千分の二引上げとなり、
一一月一日から実施されることとなった。

一、給付内容の改善

(1) 基本年金額の引上げ

基本年金額の定額部分が次のように引上げられる。

現行	四〇〇円 ×（被保険者期間の月数）	最低（二四〇ケ月） 最高（三六〇ケ月）	九六、〇〇〇円 一四四、〇〇〇円
改正	四六〇円 ×（被保険者期間の月数）	最低（二四〇ケ月） 最高（三六〇ケ月）	一一〇、四〇〇円 一六五、六〇〇円

基本年金額の計算方法

〔定額部分〕四〇〇円 ×（被保険者月数）＋〔報酬比例部分〕（平均標準報酬月額）× 千分の十 ×（被保険者期間の月数）

即ち、定額部分の四〇〇円が、四六〇円に、引上げられる。

(2) 老令年金

基本年金額の定額部分の引上げにより、平均ではほぼ一〇パーセント上る。

(3) 通算老令年金

○基本年金額の定額部分の引上げにより、年金額も上る。

○又、明治四四年四月一日以前に生れた人が、厚生年金と他の公的年金制度の加入期間がある場合は、昭和三六年四月一日前の加入期間と同日以後の加入期間を通算して一〇年になれば、通算老令年金が支給される。

(4) 障害年金

○基本年金額の引上げにより障害年金、手当金の額が上る。

○三級障害年金の最低保障額は、九六、〇〇〇円から一〇五、六〇〇円に引上げられる。

(5) 遺族年金

○遺族年金の最低保障額が九六、〇〇〇円から一〇五、六〇〇円に上るほか、年金額も上る。

○被保険者が行方不明になって失踪宣告をうけた場合、受給資格の要件を失踪した時点でみるように改められる。

○二以上の年金の受給権をもっている人が、遺族年金を選択したときの併給の調整が緩和される。

(6) その他の給付の改善

。戦没者年金も引上げられる。

。旧法による年金額も引上げられる。

。障害年金の併給制限が是正される。

二、標準報酬上限の引上げ

標準報酬の上限が引上げられて、一三四、〇〇〇円となる。

現行　第一級（月額一〇、〇〇〇円）〜第二八級（一〇〇、〇〇〇円）

改正　第一級（月額一〇、〇〇〇円）〜第三三級（一三四、〇〇〇円）

三、保険料率の引上げ

保険料率が、千分の二ずつ上る。

第一種被保険者（一般男子）	現行	千分の六二	改正	千分の六四
第二種　〃　（女　子）	〃	千分の四六	〃	千分の四八
第三種　〃　（坑内夫）	〃	千分の七四	〃	千分の七六

児童手当制度の新設について

一、制度の目的

児童手当制度は、児童を養育しているものに手当を支給することによって「家庭における生活の安定」と「次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上」を図ることを目的とする。

※ この制度は社会保険ではなく、所得保障政策の一環としての役割と児童福祉政策の一環としての役割を果そうとする社会保障制度の中の一部分である。

二、支給要件

児童手当は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の一八才未満の児童を監護し、これらの児童と一定の生計にあるものに支給する。

※ 監護者は日本国籍を有し、日本に居住していること。普通は両親であるが、祖父母、兄姉その他ということもある。監護者の所得の制限があり、夫婦と子供三人で大体年収二〇〇万円以下となっている。手当支給は段階的に実施されるが、四七年一月一日〜四八年三月三一日までは五才未満の子だけ、四八年四月一日〜四九年三月三一日までは一〇才未満の子だけ、四九年四月一日以降は、義務教育終了者、全員に及ぶ。

三、児童手当の額と支給方法

義務教育終了前の第三子以降の児童一人につき、月額三、〇〇〇円を市町村から支給する。

※ 支給申請、現況届の提出等は監護者が直接市町村に行わねばならない。

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野・顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No.57

政策斗争特集号

S46.12.8

通産省、当面の「緊急対策」について提案

安定補給金の若干引上げ等．中味はおそまつ

体制委員会第四回小委員会は、一二月一日午後二時から、赤坂プリンスホテルで開催された。この小委員会では、はじめに事務局側から「四六年度の石特会計歳入は一〇六〇億円を計上していたが、石油入荷量の減退で関税収入が激減し、歳入は大幅に減少している。他方、計画以上のスクラップ化の促進により、閉山交付金の支出も著しく増大している。これは四七年度にくりのべて対処するつもりであるが、同年度の歳入自体、当初の一一三一億円を大幅に割り、九九六億円程度になる公算が大きい」との情勢が報告され、つづいて決議案として別紙の「新長期石炭対策実施までの間における緊急対策について」が提案された。

この提案をめぐって、ただちに質疑応答にはいったが、このなかで──

1．四六年度において講ずべき措置

まず炭労里谷委員から、近代化資金くりのべ措置の具体的内容、明年三月までの各社の資金不足額等についてただした。この結果、①近代化資金の明年三月までの返済予定額は一一億円であり、さしあたりこれをくりのべたい。②事務的な取扱いは個別の炭鉱ごとにやるが、一応すべての炭鉱を対象として実行する。③三月までの各社の資金不足額は七〇～八〇億円程度である（これに対し、石炭協会委員から不足額は八〇～八五億円に達する旨の発言があった）。

また、意見として土屋委員から「当面一一億円のくりのべだけでやってゆけるのか。市中銀行には大分金がだぶついているようであり、これの借入等についても政府として考えてみるべきでないか」。さらに田口委員から「三池の貯炭が一三〇万トンに達するが、これは低サルファー炭との混炭で活用をはかるべきだ。現に豪州炭のスポット物で低サルファー炭が相当あり、これを輸入して混炭してはどうか」等の発言がおこなわれている。なお、市中銀行資金の借入に関する土屋委員の提案に対しては、事務局側はなんら意見表示をおこなわないままにおわっている。

2．四七年度予算において講ずべき措置

主として炭労里谷委員からの質問をとおして、坑内骨格構造整備拡充等補助金、安定補給金、石炭鉱山整理促進交付金等の四七年度予算措置に関し、つぎの点が明らかとなっている。

坑内骨格構造整備拡充等補助金については、①現行の補助率（岩石坑道四〇％、沿層坑道三〇％）を引上げる方向で大蔵省と折衝中である。②この場合、補助率の引上げでゆくか、掘進単価（限度額）の引上げでゆくかが問題となるが、大蔵省では単価引上げで対処したいとの態度を示している。③いずれにせよ補助金にさらに近代化資金の融資をプラスし、全体として八〇％程度の助成を見込んでゆきたい。

安定補給金については、①原料炭はすえおき、一般炭の引上げをはかることにより、原料炭～一般炭間の格差をなくしてゆく。②もっとも、これとても予算総額との関係で最終的にはどの程度までやれるか問題がのこるが、前項の掘進費補助金の引上げとあわせて、三〇億円程度の予算増額を考えている。

石炭鉱山整理促進交付金については、①四六年度からのくりのべ分が三〇万トンあり、したがって四七年度の閉山予定は、くりのべ分を含め三〇〇万トンを見込んでいる。②この場合閉山交付金が資金不足となると困るので、石特会計法を改正して特別の資金ぐりをつけるよう考えているが、これに対して大蔵省は反対しており、どう落付くかは未確定である。

3．関係業界に期待する措置

これをめぐって、電力業界代表の荘村委員から「①一般炭を現状以上に引取る考えはない。②とくに高サルファー炭の引取りは考慮の余地がない。③炭価についても引上げの考えはない」ことが明らかにされている。また鉄鋼業界代表の委員からは「政府としてさらに炭価引上げが必要であると考えるなら、その旨はっきり明記せよ」との発言がおこなわれている。

× × ×

以上の質疑応答ののち、提案をめぐる討論にはいったが、炭労里谷委員はつぎのとおり七点にわたる主張をおこなった。

1. 安定補給金の格差排除について……一般炭はもちろん、原料炭についても安定補給金を引上げ、かつ格差を排除せよ。とくに今まで原料炭化を政策指導しておきながら、一般炭だけの引上げだけでおわるのは矛盾だ。

2. 運転資金の確保について……第四次政策の決定を契機に舒適金融制度が廃止されたが、この際、一〇〇億円程度の財源で短期融資の資金措置を講ぜよ。

3. 財政資金の返済猶予について……事務局原案にも近代化資金のくりのべが提示されているが、これはまったく小規模のものである。この程度の対策では焼石に水であり、もっと根本的な対策を考えろ。

4. 再建資金融資制度の確立について……鉱区の切り売り以外に再建資金の出しようがないというのが現状だ。これではきわめて問題であり、ただちに長期の再建資金金融制度を確立せよ。

5. 第一次、第二次肩替りの担保解除について……原案では、近代化資金一一億円のくりのべと、坑道掘進費、安定補給金の若干の引上げしかない。市中銀行は完全に窓口をとざしており、各社とも資金対策になやんでいる。したがって第一次、第二次の肩替りの担保を解除し、これにより浮く四〇〇億円の活用をはかれ。

6. 石炭の位置づけの明示について……原案ではこの点についてなんらふれられていない。したがって、三二〇〇万トン出炭体制の維持、常用労働者五万人の確保という形で石炭の位置づけを明示せよ。また過般の通産当局の発言の主旨（通産省青木石炭部長が第一回小委員会で、すでに合理化計画で予定している閉山、保安不良閉山等は別として、今後資金ぐりから閉山を余儀なくされるというようなケースに対しては、政府が責任をもって万全の資金対策をつける旨の発言をおこなっている）を四七年度末まで拡大せよ。

7. 労働力確保対策の確立について……このためには労働条件の抜本的改善と労務債の完全補償制度の確立が必要であるが、これらの点については、原案ではなんらふれられていない。このような労働者不在の政策では産業の再建・安定化は期しがたい。したがって労働力確保の基本的・具体的対策を決議のなかに明示せよ。

× × ×

この炭労からの提案をめぐり、その取扱いについて若干論議したが、その結果、①小委員会の作業は本日で打切り、一二月一〇日（午後二時）に第一四回体制委員会を開催し、決議案の討議をおこなう。②それまでに事務局〜三団体間で話しあいをもち、原案修正についてつめる。ことを確認、この日の小委員会を終了した。

× × ×

なお、このあと、石炭対策特別会計の存廃問題をめぐり、事務局側と非公式に話しあったが、この中で「財政制度審議会第一特別部会で石炭石油特別会計の設置問題について審議中であり、今月中旬に答申が出されるだろう。現在までの経過では、石油関税収入を財源として新たに石炭・石油特別会計をつくることになろう。その場合、現行の石炭特別会計は石油関税の一二分の一〇をつかっていたが、石炭・石油特別会計では一二分の一二をつかうこととなるだろう」等々の点が明らかとなっている。

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野　謙
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO.59

期末手当特集号

S.46.12.9.

[illegible]

一〇九,〇〇〇円で妥結!

支払は全額、期日は交渉中

昭和四六年下期々末手当斗争は一二月一日午后八時、一〇九,〇〇〇円で了解点に達し妥結した。今次期末手当斗争は、一五〇,〇〇〇円を要求、大手四社（住友は到達）が先行斗争に入ったが、ドルショックによる需要の減退を理由に才一次回答は、前期マイナス一,五〇〇円を提示してきた。いうまでもなく先行四社はこれを拒否して才一波のストライキに突入したが全体的な不況ムードの中で石炭資本の壁は厚く、才二次ストライキを前に一一月二九日午前六時二〇分一〇九,〇〇〇円で妥結した。

九卅の到達斗争は、当組合と明労連（三組合）のみであるが、明労連は一二月一日午前一一時、一〇九,〇〇〇円に到達、残るは当組合のみとなった。

一日正午の期限付回答では会社は例によって「慎重に検討中……」という態度であり、組合は「新明治が期限以前に回答している中で早く態度を明確にするよう」うながした。

しかし会社は社内検討の中でかなり時間を費ーしているので、午后四時より労務折衝に入り、組合より「すぐに世間の相場が出ている中で、時間かせぎのための理屈は聞きたくない。次回は一発回答で一〇九,〇〇〇円を出すようにされたい」と申入れた。

午后七時四〇分からの交渉で会社は「額は一〇九,〇〇〇円、支払は組合の協力を得て全額、支払日については別途協議」という回答を行ってきたので了解、午后八時ストライキを解除した。

配分については、妥結額が上期と大差ないので今回は上期と同様にしたが、総会で代議員より出された問題点については組合内部で検討し次期交渉の場で話合うことにした。

また、支払いについては、現在山元で交渉中であるが組合と会社の期日にかなりのへだたりがあり、組合は早く支払うよう要求している。

尚、退職者の一時金についても引続き交渉中である。

4. 基礎期間中の復職者、公傷病による退職者並びに職員に登用された者、
前期Aに準じて計算した額。但し、(1) 家族給は支給しない。
(2) 昭和四六年四月一日から退職日までの間、公傷病のため欠勤し、基礎賃金を有しない者に対しては、前記Bの1に準じ欠勤とする。（家族給は支給しない）

5. 基礎期間中の停年退職者
昭和四六年上期期末手当支給の翌日より昭和四六年九月末日間の停年退職者に対し、次の期中停年退職特別金を支給する。
昭和四六年八月中の 退職者－－－－－一五、二〇〇円
〃 九月中の 〃 －－－－－一九、〇〇〇円

6. 基礎期間中の中途で労働組合業務（上部団体を含む。以下同じ）専従者として在籍する者
前期Bの4に準じて計算した額（労働組合業務専従期間は基礎期間中の在籍月数には算入しない）

7. 基礎期間中の中途で労働組合業務専従者から職場に復帰した者で、基礎賃金を有し、且つ支給日まで引続き在籍する者。前記Aに準じて計算した額。但し、労働組合業務専従期間は基礎期間中の在籍月数には算入しない。

C 前記A並びにBの金額よりDの控除金を差引いた金額を受給者に支給する。

D 控除金
1. 勤労所得税 2. 失業保険料 3. 未収入金 4. 組合徴収金（組職防衛基金）を徴収する。

E 支給日 追って通知する。

期末手当支払額計算例

期末手当の支給について一例をあげて説明をしますと、基礎期間中在籍した大之樹二郎さんの場合（扶養家族二人の場合）基礎賃金267492円（昭和46年4月1日より昭和46年9月30日までの賃金より生産奨励給 超過労働賃金2分の1、家族手当、その他不就業手当を控除したもの）

※ 基本給 6ヶ月以上－－－－－－－36－36.000円
※ 家族給 2人－－－－－－－－－－－820円
※ 勤労給 本人給＋(超労$\frac{1}{2}$)×（率）
267.492 ×0.26984＝72.180円
合計－－－－－－－－－－－109.000円

昭和46年上(下)期 期末手当支払証

殿

基礎額		支払金	
267.492		期末手当	109.000
勤労給	72.180	計	109.000
基底給	36.000		
家族給	2人 820	控除金	
		失業	709
計	109.000	所得税	
		組合控除金	200
		差引渡金	108.091
課長		支払月日	

※ 失業保険料 1.000分の6.5…709円
※ 組合控除金－－－－－－－－200円
※ 差引手取額－－－－108.091円
※ 所得税については、個人別にそれぞれ違いますので、一応所得税のかからないところで計算例を示しました。

100000
6500

＝期末手当配分内容＝

A. 期末手当

1. 支給対象者

(1) 基礎期間に基礎賃金を有し、且つ昭和四六年十二月一日（協定日という、以下同じ）に在籍する本局職員。但し基礎期間に労働組合業務（上部団体を含む、以下同じ）専従期間のある者を除く。

(2) 基礎期間は、昭和四六年四月一日から昭和四六年九月三〇日までの間とする。

(3) 基礎賃金とは、基準賃金中の本人給と基準外賃金中の超過労働賃金の $1/2$ を合計した金額とする。

2. 支給金額

(1) 勤労給、基礎期間中の基礎賃金・（除く年度奨励給、深夜業手当、家族手当その他不就業手当）に支給率0、二六九八四を乗じて得た金額とする。（一〇円未満の端数は四捨五入する。）

(2) 基定給 基礎期間中の在籍月数に応じ、次の通りとする。

金額	基礎期間中の在籍月数
36.000	満6ヶ月
28.100	6ヶ月未満
23.700	5ヶ月未満
21.700	4ヶ月未満
19.800	3ヶ月未満
19.500	2ヶ月未満
19.000	1ヶ月未満
	[illegible]

注、基礎期間中の在籍月数計算例（以下同じ）昭和四六年六月十三日に雇入れた者は、昭和四六年七月十二日をもって満一ヶ月とする。従って九月三〇日現在では四ヶ月未満となる。

(3) 家族給 昭和四六年九月三〇日現在の財団家族給支給規程に基く扶養家族一人につき金一〇円とする。

B.

次の各号に該当する者に対しては夫々、次の通り金一封を支給する。

1. 基礎期間に在籍するが公私傷病のため、欠勤し基礎賃金を有しない者で引続き協定日まで在籍する者。但し、私傷病については引続き支給日まで在籍する者

(1) 公傷病のため、基礎賃金を有しない者・・・・・・三六、〇〇〇円

(2) 私傷病のため、〃 ・・・・・・三一、五〇〇円

(注) 勤労給、基定給は、支給しない。

2. 基礎期間中に在籍する者で、昭和四六年一〇月一日から協定日までの間の停年、殉職、死亡、事業都合、公傷病（私傷病については、本人の申出による者を除く。以下同じ）による退職者、並に職員に登用された者。

前記Aに準じて計算した額。但し基礎期間中公私傷病のため欠勤し、基礎賃金を有しない者に対しては、前記Bの1に準じて計算した額とする。

3. 昭和四六年一〇月一日以降、本局職員として雇入れた者で引続き支給日まで在籍する者

一〇月中に雇入れた者・・・・・一九、〇〇〇円

十一月中に 〃 ・・・・・一五、二〇〇円

但し、基礎期間中、臨時夫として在籍していた者で、昭和四六年一〇月一日以降、本局職員として雇入れた者に対しては、別に定める「臨時夫に対し金一封支給の件」に基く支給額と、右記金額を比較し何れか高い方とする。

おおのうら

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野　顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No.58

生産奨励金　一人当り平均三、三〇〇円
採炭　一八一円　内間　一二四円
仕繰　一六四円　坑外　一〇一円
一律配分　一八一円

S.46.12.9.

況

企業の統合（全国一社化）を要求
新政策に対する炭労の態度

石炭政策部会は、今日まで情報を通じて報告したように政府、石炭資本に対してそれぞれ要求をつきつけ、具体的には体制委員会（新政府）の場で斗いを進めてきたが、体制委員会はわれわれの主張を無視して作業を進め来る一〇日には当面の緊急措置（別紙）そして来年三月には新政策の答申を出す構えである。しかしこれは根本的に政策を改めるものではなく大巾な撤退政策にほかならない。

一方石炭資本は炭労の要求した集合交渉にすら応じる気配もなく、当事者でありながら全く石炭政策に対案をしめそうとしないのである。

このような情勢の中で炭労は、労働者の生活を無視した政府、石炭資本に抗議するため、来る一一日大[illegible]スト（一時間三〇分）、その他職場集会の抗議行動を指令してきた。

体制委員会は、別紙のような答弁を行っているが、すでに第四次政策の限界を認め、新政策（第五次）を来年三月までに答申する手はずになっているが、われわれの要求を実現させるために政策斗争は更に重要になってくる。

一方、炭労は第六七回臨時大会の中で、政策要求の基本として石炭産業の国有化を堅持しながらも当面の措置として、半官、半民の統合会社（全国一社化）を要求することを明らかにした。

大会は、この問題をめぐって熱心な論議を重ねたが、重要な問題であるだけに大会では結論を出さず、来る二一日に開かれる中央委員会であらためて論議をすることになった。

しかし、前述のように体制委員会も新長期政策検討の段階に入るので、炭労としても早急に一社化の案をまとめ全炭鉱、炭職協と連携を深め、体制委員会に労働者の要求として持込むことになる。

炭労財政対策確立について

炭労の財政問題については、永い期間論議されてきたところだが、その間、財政対策特別委員会を構成、専従者会議等を重ね、更に特別委員会の人員を補強して、四回に亘って討議から本大会で答申された。大会では、今日までの財政のあり方についての責任問題、或いは一、五〇〇円カンパの予算組合員感情、会館分会等、意見は沸騰した。

しかしながら、今日炭労を支える財政だけに、今回非常の支出を考えなければ、傷口を大きくするばかりであり、大会では、財政再建委員会を設置して早急に結論を出すことを前提として、一月末までに一人当り一、五〇〇円の納入を確認した。

したがって、同鉱の場合、毎月の積立金を一二月、一月、二月と「カンパ」に充当し、その間の積立金はとめることを、臨時総会で提案し、確認した。

下期々末手当から控除の
組織防衛基金は、二〇〇円となります。

組織防衛基金は、上、下期の期末手当で、一〇〇円宛控除していましたが、第六回大会で、上期一〇〇円、下期二〇〇円と確認されましたので、今回の下期々末手当から控除は、二〇〇円控除されますので、お知らせ致します。

バス運行10日から

「バス」運行については、早期に運行をさせることで折衝に行ってきたが、一〇日から次のような時刻で、配給所前から運行が決まりましたので、お知らせ致します。

真方行（配給所前）	真方発	宮田行（配給所前）
七時四六分	八時四〇分（宮田行）	九時一二分
一〇時一五分	一一時四四分（三坑配給所前）	一六時四三分
一二時二三分	一四時一〇分（〃）	
一四時四九分	一六時一〇分（宮田行）	
一七時四五分		

新長期石炭対策実施までの間における緊急対策について（決議）（案）

昭和四六年一二月一一日
石炭鉱業審議会体制委員会

１　わが国の石炭鉱業は、第四次石炭政策のもとでの施策の改善および企業の合理化努力にもかかわらず、コストの上昇、労務者確保の困難、資金経理の悪化等により、現在全般的に困難の一途をたどっており、本年度の生産は、石炭鉱業合理化基本計画における昭和四八年度三、六〇〇万トン程度の想定を下廻る三、二〇〇万トン程度と見込まれるに至っている。他方において、公害問題の重大化、経済全般の不況の深化、平価問題等、最近における新規事態の出現は、国内石炭需要構造に以前にない重要な変化を招来しつつある。

当石炭鉱業審議会体制委員会は、このような事態の発展が第四次対策の発足の当時において予定したところを既にこえたものであり、第四次対策の期限にとらわれず、新しい事態の進展に即応した新しい抜本的石炭対策の確立が必要となっている現状にかんがみ、本年九月以降審議を再開し、関係各方面の協力のもとに、今後の石炭鉱業および石炭対策の長期的なあり方について、鋭意検討をすすめている。

２　(1)　上記の当委員会における新しい長期石炭対策の検討は概ね来年三月末に結論を得ることを目途としており、従って、通常の場合、この新しい長期対策が現実に実施に移されるのは、昭和四八年度からにならざるを得ないと考えられる。

しかしながら、石炭各企業は、前記のとおり内外環境の悪化に伴なってきわめて窮迫した経営状況におかれており、現状のままで推移するときは、エネルギー需給および産炭地域の経済社会に、一時的にかなりの影響を与えることとなるおそれもある。当委員会としては、このような事態は、これを出来る限り回避することが必要と考えており、このため、当面上記新長期対策の実施までの間における石炭各企業の資金経理的困難を出来るだけ緩和するための何らかの緊急対策を、この際講ずる必要があると考える。

この場合、わが国経済の不況の進行により、対策財源たる原重油関税収入が、従来の見通しよりも大巾に減少せざるを得ず、上記緊急対策もこの面から自ずと制約されざるを得ないという事情がある。また、エネルギー需給に及ぼす悪影響を回避する観点からは、関係需要業界の協力が得られることもこの際不可欠である。

(2)　当体制委員会は、以上の考慮に基づき慎重に検討を行なった結果、政府その他関係業界において、本年度および来年度において、この際次の措置を緊急対策として講ずることを要請することとしたい。

(イ)　政府において講ずべき措置

(i)　昭和四六年度において講ずべき措置

本年度については、予算面における改正は不可能であることにかんがみ、石炭鉱業合理化事業団の近代化融資の返済の猶予の条件を、「災害および自然条件の著しい変化による生産数量の著しい減少」以外の場合に拡大する措置を講ずること。

(ii)　昭和四七年度予算において講ずべき措置

a　企業の資金繰りの改善、出炭および保安の確保に資するため、坑内骨格構造整備拡充資金補助金の運用につき配意を行なうこと。

b　原料炭炭鉱において随伴一般炭に係る収支悪化が企業経理を圧迫しており、また一般炭炭鉱の困難がエネルギー需給に急激な悪影響を与えるおそれがあることにかんがみ、安定補給金の原料炭単価と一般炭単価の間の格差の是正等につき検討すること。

c　現下の関税収入等石炭対策特別会計の現状からみて石炭鉱山整理促進交付金の確保に遺憾なきことを期するため何らかの措置を検討すること。

い　需要業界に期待する措置

石炭鉱業の全面的困難がエネルギー需給に及ぼす悪影響を可及的に防止するためには、今日需要業界の協力が不可欠となっている。このため需要業界が石炭の価格の引上げに協力することを強く期待したい。本年度についていえば既に原料炭、電力用炭以外の一般炭については関係業界等の協力により価格の引上げが実現しているが、電力用炭についても応分の引上げが行なわれることが望ましい。とくに来年度については、政府に対し、一般炭の安定補給金単価の格差是正等を要請することでもあり、これに対応して需要業界においても炭価の引上げが行なわれることを強く要請したい。

企業の統合（全国一社化）を要求

新政策に対する炭労の態度

石炭政策斗争は、今日まで情報を通じて報告したように政府、石炭資本に対してそれぞれ要求をつきつけ、具体的には体制委員会（新政府）の場で斗いを進めてきたが、体制委員会はわれわれの主張を無視して作業を進め来る一〇日には当面の対策措置（別紙）そして来年三月には新政策の答申を出す構えである。しかしこれは抜本的に政策を改めるものではなく大巾な撤退作戦にほかならない。

一方石炭資本は炭労の要求した集合交渉にすら応じる気配もなく、経営者でありながら全く石炭政策に熱意をしめそうとしないのである。

このような情勢の中で炭労は、労働者の生活を無視した政府、石炭資本に抗争するため、来る一一日入坑時限スト（一時間三〇分）、その他職場集会の抗争行動を指令してきた。

体制委員会は、別紙のような役割を持っているが、すでに才四次政策の破綻を認め、新政策（才五次）を来年三月までに答申する手はずになっているが、われわれの要求を実施させるために政策斗争は更に強化されてくる。

一方、炭労は才六七回臨時大会の中で、政策要求の基本として石炭産業の国有化を堅持しながら当面の措置として、半官、半民の統合会社（全国一社化）を要求することを明らかにした。

大会は、この問題をめぐって熱心な論議を重ねたが、重要な問題であるだけに大会では結論を出さずに来る二一日に開かれる中央委員会であらためて論議をすることになった。

しかし、前述のように体制委員会も新長期政策検討の段階に入るので、炭労としても早急に一社化の案をまとめ全炭鉱、炭職協と連携を深め、体制委員会に労働者の要求として持込むことになる。

＝炭労財政対策確立について＝

炭労の財政問題については、永い期間論議されてきたところだが、その間、財政対策特別委員会を構成、専従者会議を重ね、更に特別委員会の人員を補強して、四回に亘った討議から本大会で答申された。大会では、今日までの財政のあり方についての責任問題、或いは一、五〇〇円カンパの与える組合員感情、合理化反対斗争、意見は沸騰した。

しかしながら、今日炭労を支える財政だけに、今後第二の方道を考えなければ、傷口を大きくするばかりであり、大会では、財政改革委員会を設立して早急に結論を出すことを前提として、一月末までに一人当り一、五〇〇円の納入を確認した。

したがって、当山の場合、毎月の積立金を一二月、一月、二月と「カンパ」に充当し、その間の積立金はとめることを、臨時総会で提案し、確認した。

下期々末手当から控除の
組織防衛基金は、二〇〇円となります。

組織防衛基金は、上、下期の期末手当で、一〇〇円宛控除していましたが、第六六回大会で、上期一〇〇円、下期二〇〇円と確認されましたので、今回の下期々末手当から控除は、二〇〇円控除されますので、お知らせ致します。

バス運行10日から

「バス」運行については、早期に運行をさせることで折衝に行ってきたが、一〇日から次のような新ダイヤで、配給所前から運行が決まりましたので、おしらせ致します。

宮田行（配給所前）
九時一二分
一六時四三分

直方発
八時四〇分（宮田行）
一一時四四分（三枚配給所前）
一四時一〇分（〃）
一六時一〇分（宮田行）

直方行（配給所前）
七時四六分
一〇時一五分
一二時二三分
一四時四九分
一七時四五分

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 [illegible]
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO. 60

才六七回
炭労臨時大会
財政報告

S.46.12.15.

今後の建全財政確立 組織対策委員会発足 を付議して 一、五〇〇円のカンパ納入を確認

炭労は過ぎる才六七回の臨時大会で、当面行詰っている財政問題を打開し、建直すために組合員一人当り、一、五〇〇円のカンパを徴収することを決定しました。すでに代議員のみなさんから報告がなされていることと思いますが、なぜカンパを徴収しなければならないのか、その経過と内容をまとめてお知らせ致します。

なぜ財政的に行詰ったのか？

今度のカンパは、過去のカンパのように政策斗争や春斗争（賃斗）を推進するために必要な資金ではなく、炭労（本部、地方本部）が産業別の組織としての運営が財政的に行詰ったために、赤字（負債）を精算して体制を建直すために徴収するものです。では行詰った原因は何か……

一、その一番大きな根元は、何といってもここ一、二年の間に閉山が相次ぎ、炭労の組織人員が大巾に減少したことです。（九州だけでも、下山田、鯰田、飯野、立川、高松 等）

したがって、会費（予算）の収入が減りました。

二、負債なり不足している資金は、三、九三〇万円ですが、中でも一番大きな負債は、今年の春に斗った春斗賃斗争の際に出した二、二五〇万円の赤字です。中央本部が東京労金から借入れているのですが、結果として落延しましたので外部からのカンパが思うように集らず、赤字（負債）として残りました。

三、次ぎは、三池斗争や、三池鉱害事件の不当処分を救済するための法廷斗争の費用です。（八三六万円）

これは、三池労組の斗いを炭労全体で支援するための資金になりますが、法廷斗争が長期になったための本年度中に必要な額です。

四、次は、閉山した組合に払戻す炭労会館の出資金です。今度は高松労組に三〇三万円払戻します。閉山により撤退をした場合には本部が出資金を払戻しますが、今年度は資金が不足しているためカンパで払戻すことになったのです。

五、年々組織が縮少していますので炭労で働いている書記を整理していますが、その退職金が払えない状態です。その不足分が三一一万円です。

以上のような財政状態でありますので、どうしても今年度中に、三、九三〇万円の赤字を補填しなければならないのです。

カンパだけで財政が確立されるのか

このように炭労が産業別の組織として財政的に全く行詰ったという問題が提起されたのは九月の中央委員会です。

そこで、財政対策委員会を設置して、赤字をどのように補充し、不足している資金をどのようにして捻出するかあらゆる角度から検討しました。その第一は組合員のみなさんからカンパをとらずに済む方法はないのかということでした。そのために当労会館を処分（売却）することも意見として強く出されました。

しかし、対策委員会で検討している時点ですでに住友の分割、歌志内の閉山も発表されており、財産を処分するだけの小手先の対策では長期に亘る財政維持はできないという結論となり、カンパを徴収するだけではなく、今後の産業別組織の運営に根本的にメスを入れることになりました。

専門委員会で根本的な対策を検討

最終的に過日の大会で一人一、五〇〇円のカンパが決定されましたが、これは四六年度の処置でありますので、将来再びこのような事態にならないために大会では、

一、労金会館の運営（処分も含む）を再検討するために、小委員会を設置すること。

二、組織人員の見通しをたて、産業別組織の在り方と運営（縮少や会費値上げ）を検討するため、組織対策委員会を設置すること。

以上の二点を併せて確認しました。

大会後すでに会館運営委員会は発足して作業に入っていますが、組織対策委員会も来年早々に発足して、三月の臨時大会には両小委員会が検討した根本的な対策を答申することになっています。

一二月より、三回分割で徴収します。

去る九日に開かれた当労組の臨時執委会は、前記のような定期大会の一、五〇〇円カンパについて確認しました。

しかし、徴収方法については、あらたにカンパを徴収するのではなく、毎月積立てている積立金（五〇〇円）を一二月の精算払いより来年二月まで三回分充当することにしました。

したがって、一二月、一月、二月の積立金は、カンパとして徴収されますので、お知らせ致します。

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町磯光1305

No 61

政策斗争 特集号
「炭労情報」No27 No28 号による

S46.12.13

会社側、依然として集合交渉を拒否 政策要求で事態折衝おこなわれる！

さる一一月二〇日、炭労から石炭各社に申し入れた政策要求の集合交渉について、炭労（宮本局長、木村次長）は八日午後二時半から約一時間半にわたって石炭協会で事務折衝をおこなった。

この事務折衝は会社側の申し入れによっておこなわれたものだが、会社側（協会岡部労働部長、三菱佐藤副長）は、「炭労申し入れによる集合交渉については全く応じるつもりはないが、体制委員会で緊急対策がきめられようとしているので、これについて協会側の考えていることについて炭労とも意志統一をはかっておきたい」とのべ、集合交渉については依然として拒否の態度であることを明らかにした。

炭労側はこのような会社側の態度を厳しく非難し、交渉拒否の理由を質したところ、会社側は「この種の問題は話し合ってみたところでまとまるという性質のものではないし、従って本来団体交渉になじまないものだ。また、このような団交は労務部長の権限をこえる問題であり、到底応じ難い」と答え、さらに『閉山、合理化の停止』要求を例にあげ、「こんな要求をつきつけられてビックリした。企業によっては、現に合理化計画を進めているところもあるし、これを集合交渉で論議することなどできるわけがない。各社それぞれ事情が違っているのだから、集合交渉はやれない」と、交渉には頑として応じられない態度を明らかにした。

これに対し炭労側は「閉山、合理化の停止要求についても会社側は本当に炭労の考え方を知っていないではないか。そのためにも交渉する必要があるのだ。われわれはあくまで集合交渉を要求するので態度を改めて、早急に交渉に応じるようにせよ」と迫ったが、この日の折衝は結局並行線のままおわった。

政策手直しを厳しく迫る

労働三団体、大蔵主計局長と折衝

一〇日の体制委員会を前に、炭労（里谷委員長）、全炭鉱（道下委員長）、炭職協（木崎議長）の炭鉱関係労働三団体代表は、八日午後三時大蔵省に大高主計局長を訪れ、約四五分にわたって新年度石炭関係予算を中心に話し合った。

三団体を代表して里谷炭労委員長は「第四次政策はもともと大蔵省がつくったようなものだが、これは当初計画が大きく狂い、最終年度をまたずして三千万トンを割るような有様だ。大蔵省としては政策手直しの責任があるにもかかわらず、逆に四七年中にさらに三百万トンもスクラップする計画だが、このようなことは到底認められないので、直ちにスクラップ計画を中止し、政策手直しをはかれ」と大蔵省の態度変更を強く要求した。これに合せて、金繰りについても話し合ったものの、論議は結局堂々めぐりに終ったが、席上、局長は輸入炭と国内炭の関係について「協調して結着をつけるべきときだと考える。国内炭は二千五百万トンといった論議もあるのでよく話し合っていきたい。」とのべ、さらに、「三千万トン、五万人程度の産業に、年に一千万円も政策援助を使っているところは他にない。大体、石炭のコストは高い。これを低くすることができるならば事情は異ってくると思う」と大蔵当局としての見解をのべた。また、財政制度審議会（第一特別部会）で論議中の石油特別会計には大蔵省としては強く反対していること、石炭特別会計は変更ない、ことなどを明らかにしたが、この日の交渉課題については一貫して前向きの姿勢を欠き、けんもほろろという態度であった。

鉱山石炭局交渉

スクラップやめ、資金を活用せよ
炭鉱三労組代表が石炭部長らと折衝

12月7日

一二月一日の体制小委員会において事務当局から提示された「新長期石炭対策の実施までの間における緊急対策（決議・案）」に対し炭労里谷委員から七項目（情報25号参照）の主張をしていたが、その後一二月七日午前一一時より、炭鉱三労働団体代表（炭労・里谷、全炭鉱・道下、炭職協・木崎）は通産省の青木石炭部長らとの間にスクラップを中止し、有効な資金対策措置を要求するなど、資金問題等を中心に折衝をおこなったが、そのなかで当局としてはつぎのように「資金手当はできた」との見解を明らかにした。

交渉内容（要旨）

労働側――昭和四六・四七年度の石特会計が一千億を割るといわれる実態の中では三〇〇万トンのスクラップ計画を変更し、とり止めよ、それらの措置によって資金対策を講ずべきだ。

石炭局――鉱山石炭局と大蔵省との予算折衝で、大蔵省は三〇〇万トンをむしろ増やせといっており、削ることは困難だ。

〈長期、短期の対策について〉

石炭局――長期対策については、三月までの検討の中で行なうこととし、当面は安定補給金について措置することで了承してもらいたいが、大蔵省はこの安定補給金をあつかうことについてもきびしい。

〈各社の年末資金対策について〉

石炭局――当面の資金対策　二億円が少ないといわれるが決して少ない金額ではない。

労働側――石炭協会から出された八〇－八五億円の資金不足を当局はどううけとめているのか。

石炭局――各社で年が越せないといってきたところはないし、資金手当はできたとみている。

以上が一二月一日の体制小委員会後における労働三団体と事務当局との折衝の内容であるが、今後、大蔵省対策や、円城寺部会長に対する折衝も行なうことにしている。

以上の　対政府折衝や　体制委員会の論議からして、われわれが希求するような内容の　石炭政策には程遠いものがある。したがって　体制小委員会で決議されようとしたのに対し、十二月十一日には　われわれ炭鉱労働者の総意で　総力で抗議行動を行ったが、（大手各社・坑内一時間五〇分の時限スト、その他は時間内にくい込む　職場集会）　来年三月の最終答申までには　まだかなりの　抗議を含んだ実力行使を考えなければ成らない。

そのことは、政策斗争を柱とした、保安や労働条件の諸斗争と結合させた、賃　春の賃斗への足掛りと成って行く、いわば　賃斗への前段にも成る

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野　顯
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO62

一面　保安点検斗争
二面　超過労働割増問係

46.12.15

＝保安点検斗争経過報告＝

炭労第六六回大会で四六年一一月を、炭労全体が保安点検斗争月間とし各職場から不安全ヶ所、不良ヶ所を一掃する斗いを決定、其の実施に取組んで来た。

貝島支部としても一〇月二〇日、臨時総会に於て斗争方針の確認を行い一一月に入り更に実施要綱、職場とキメこまかい斗争を展開して来た、又一一月二六日には、組合長を始め執行部全員に依る入坑、保安不良ヶ所の摘発も同じく行い、更に坑下げに保安点検斗争を実施して来た。

一ヶ月間の中で、社の消長、私の移行等の推移はあったが、数多くの保安不良、不安全ヶ所の摘発がなされた。

われわれが日常の中で改善をおこなわしめ、之ロ報告で指摘してもなおかつ、保安不良ヶ所が無くならないことそのものが坑内であるとは考えたくはない、小さな芽を大きくしないうちに一つ一つ摘み取って保安不良ヶ所が育たない場を、これを契機とし築上げを行っていきたい。

不安全、不良ヶ所指摘ヶ所内容、

一、採炭分会
1、右五片人道レコード整備 2、五の度人道整備 3、旧坑底ポンプ座切上げ促進 その他

二、仕繰分会（ロング）
1、成木是正、天井面り 2、右五風道坑木整理 3、右五爪道入口車道整行 その他、

三、仕繰分会（上部）
1、站5二号ゲート整理整頓 2、材料置場整理整頓 3、事務所付近成木是正 その他.

四、仕繰分会（幹線）
1、九五片上部流水防止 2、作業前付けの二人制実施 3、新是卸路肩整理整頓 その他

五、仕繰分会（新巻）
1、狭隘ヶ所切上げ促進 2、ミチゲート通中整理整頓 3、その他

六、水採坑道（上部）
1、上部風道切上げ促進 2、電路の整備 3、湧水対策 その他

七、水採坑道（新巻）
1、右四片人道ガケツト吊直し 2、右四卸尾切上げ促進 その他

八、一般坑道分会
1、左水平出水対策 2、左水平坑道排水について、3、先道ボーリング実施について その他

九、内間分会
1、四〇〇米側道床整備 2、上部水平排水について 3、狭隘ヶ所切上げ促進 その他

一〇、外間分会
1、貨車回線門記停止 2、狭い飛散、飛硬防止対策、3、スイッチ変更、指示灯取付け、老朽ヶ所補修 その他

尚、執行部役員として、各職場よりあげられた問題は職場の代表と課長交渉の中で解決済みの件もあるが、不良ヶ所改善について団交を行い、より安全な職場環境作りを行っていくこととする。

基準外賃金について条件と割増

一、超過労働賃金＝作業の都合によって就業日に早出又は残業したとき、但し人車の都合によって実際の昇坑時刻が所定昇坑時刻より、著しく遅れたときは、係員の認定により残業扱いとすることがある。

早出残業一時間につき (1) 時間割賃金＝就業一方当り固定給（技能給十基定給）支給額を一日の所定就業時間で除し得た金額、(2) 割増し賃金＝「通常の労働時間の賃金」の二五%

作業の都合によって普通公休日に就業したとき＝普通公休日における

就業に対する請負給並に当日の就業一時間につき (1) 時間割賃金＝就業一方当り固定給（技能給十基定給）支給額を一日の所定就業時間数で除し得た金額 (2) 割増し賃金＝「通常の労働時間の賃金」の二五%

作業の都合によって年末年始盆休メーデーの特殊公休日に就業したとき。

（註）年末年始、12月31日、1月1日、1月2日、盆休、8月14日、8月15日、メーデー 5月1日＝特殊公休日における就業に対する請負給並に当日の就業一時間につき (1) 時間割賃金＝就業一方当り固定給（技能給十基定給）支給額を一日の所定就業時間数で除して得た金額 (2) 割増し賃金 (イ) 通常直警戒其の他作業の性質上当然就業を必要とするとき「通常の労働時間の賃金の四〇% (ロ) 臨時特別作業に従事したとき「通常の労働時間の賃金」の六〇%

（註）公休日における早出又は残業に対しては、公休賃金を支給し、早出残業賃金は支給しない。

二、特殊労働手当＝深夜業手当 午後一〇時より午前五時までの間（深夜）に就業した時

深夜就業一時間につき「通常の労働時間の賃金」の二五%

其の他、くわしい内容については組合発行の協定集を参考にして下さい。

超過労働賃金についての問合せが多くありましたので以上お知らせを致します。

宮田郵便局からのお知らせ！

一、小包郵便物の送付について

今後は、郵便番号を、ハッキリ書いて一二月一五日までに窓口に差出して下さい。

二、年賀郵便物の送付について、

年賀郵便は郵便番号を、ハッキリ書いて一二月二二日までに窓口に差出して下さい！

炭労新聞

発行所
日本炭鉱労働組合
東京都新宿区
市ヶ谷河田町9
編集兼発行人　野呂潔

期待裏切る体制委

炭労、時限ストで抗議

長期安定策示さず

無責任な政府・石炭資本

炭労の石炭政策闘争は、十月一日の体制委員会小委員会の審議開始以来、具体的な進展をみせ始めていたが、そのご政府、資本ともに石炭産業の長期安定をめざす抜本策確立には熱意を示すにいたらず、体制委員会は、年内は当面の緊急対策によって事態の糊塗策を示すにとどまることが明らかとなった。資本にいたっては炭労の要求する集合交渉すら拒否し、長期安定をめざすなんらの問題提起もおこなわぬまま事態を傍観しつづけた。このため、炭労は既定方針にしたがって十二月八日職場大会を実施し、十一日には各山一時間五十分時限ストで抗議の意思表示をおこなった。炭労は政策要求の基本のひとつとなっている現行の個別私企業体制にかわる新体制（半官半民の全国一社化）について結論を急ぐとともに、今後の具体的な闘い方についても近々その方針を明らかにし、体制を敷いて新たな展望にたつ政策闘争を推進することになっている。

現行体制変更前提の長期安定策要求

炭労の石炭政策闘争が住友二山の閉山後、体制委員会の再開同小委員会の発足によって具体的な進展をみせはじめたことは既報（第九二七号）の通りだが、炭労は小委員会の討議の場で積極的な活動をおこなう一方、全炭鉱、炭職協とも緊密な連繋をとって長期安定策の早急確立をめざす努力をかさねてきた。

炭労はこれらの活動の進展にあわせて政策要求の基本要求に新たに、「現行個別私企業体制の廃止を前提とした第五次石炭政策の早急確立」を加え、炭労独自として要求するとともに、全炭鉱、炭職協と統一要求をつくり、これらの要求実現をめざして対政府、対資本闘争ならびに体制委員会における闘いを推進してきた。

さらに炭労は現行個別私企業体制にかわる新体制案作成を急ぎ、過日の第六十七回臨時大会に「半官半民による全国一社化構想」を提案したが、下部討議の機会もなかったため、これをふくむ石炭政策闘争方針についてはあらためて下部討議に付して中央委員会（12・21）で結論をだすことになった。

資本は傍観のまま当面の糊塗策決議

この間、炭労は対資本要求の獲得と体制委員会の討議に対する積極的姿勢をうながすため、十一月二十日以来、集合交渉を求めつづけたが、資本は「団体交渉になじまぬもの」として統一交渉に応じることを拒否し、この間当面の緊急融資などだけに関心をむけ、長期安定をめざす再建策の早急確立についてはなにひとつ努力をみせなかった。

このような情勢の下で、体制委員会は十二月一日の小委員会で「新長期石炭対策実施までの間における緊急対策について」なる当面の糊塗策を事務局（通産当局）案として示し、長期安定についてはなにひとつ積極的展望を示さぬまま逃げ切ろうとしている態度が明らかとなった。

このため、炭労は六日開かれた中闘委員会で、対政府要求にもとずく対策の早期確立、対資本要求にもとずく交渉権の確立及び要求の獲得、要求無視に対する抗議を指標として実力行使決行の方針（八日各山職場大会十一日各山一時間五十分スト）をきめ、まず八日の職場大会を実施したが、十日ひらかれた第十四回体制委員会は炭労以下労働三団体代表などの猛反対にもかかわらず、小委員会事務局案を若干手直した「当面の緊急対策」を決議するに至った。これによって炭労は翌十一日指令通り大手各支部は時限スト、その他の支部は時間内にくいこむ職場大会を実施して抗議した。

体制委で決議された「新長期石炭対策実施までの間における緊急対策について」は、来年三月末結論をだす長期対策までの緊急対策として①四十六年度におこなう措置―近代化融資の返済猶予条件の拡大、越年資金確保措置（金融機関への協力要請政府肩代り担保解除の努力）、高価格一般炭と海外低価格炭輸入による混炭方式の検討②四十七年度におこなう措置―坑内骨格構造整備等補助金の運用配慮安定補給金の原料炭単価と一般炭単価の格差是正検討、閉山交付金、就職促進手当等の資金確保措置の検討、炭価引上げについての需要業界の協力要請。

閉山停止措置で（石炭部長メモ）

以上のような炭労の要求とは距った資本の一時救済にとどまるにすぎないものであり、炭労里谷委員長は基本的に反対の意向を表明して厳しい反論を加えるとともに、炭労の要求についてあらためて主張した。

なお、さる十一月一日の小委員会席上、通産省青木石炭部長が閉山停止措置に関連しておこなった発言（既報、第九二七号参照）については、十五日付であらためて〈石炭部長メモ〉として、「新長期石炭対策が実施される昭和四十八年度以前に、資金経理上の困難を主な原因として閉山のやむなきにいたる事態が発生するのを極力防止するため行政当局として最大限の努力を払う所存であることを確認する」が正式に確認された。

㊤九州を訪れた代表団㊦中央本部の歓迎会で
（右から2人目がデムコヴィッチ団長）

高島、三池など訪問

ソ連炭労から三人のお客さん

ソ連炭労の代表団（団長ウクライナ共和国炭労議長デムコヴィッチ氏）一行三人が、さる十一月二十日炭労の招きで来日、十二日間にわたって炭鉱（高島三池）はじめ国内各地を視察し三十日帰国の途についた。

ソ連炭労代表の来日は、日ソ炭労間の交流協定にもとずくもので、昨年は炭労から当時の委員長山本氏ら五人がソ連を訪問している。今回来日したソ連炭労代表団は、炭労本部で歓迎をうけるとすぐ九州に向い、二十三日には高島炭鉱を訪問して坑内外を視察し同鉱労働者の心からの歓待をうけ、翌二十四日には三池を訪ねた。

九州から関西をまわって帰京した代表団は、炭労本部で再び里谷委員長らと懇談し、炭鉱視察の感想をのべとくに保安、社会保障問題などについて熱心な質問をおこなったが、炭労側からも日本のエネルギー問題の現状を詳しく説明し、海外輸入石炭、石炭問題についてはソ連も十分考慮を払ってほしいと要請した。

期末手当不満な妥結

前期より僅か五百円増

炭労の下期期末手当闘争は、大会決定の十五万円統一要求をかかげて先月二十一日の先行支部集合交渉を皮切りに始ったが、不況下を理由とする前期妥結額マイナス回答をけって第一波二十四時間ストに突入、結局、前期妥結額プラス五百円（十万九千円）をえて妥結にいたった。到達闘争支部も交渉のなかでほとんど先行支部なみの回答をえて妥結、一部支部はストを決行した。先行闘争妥結にあたって中闘委員会は強い不満を表明し、その問題点を明らかにした。

先行支部（三井、三菱、北炭、太平洋）の実質的な交渉は十一月二十四日からおこなわれたが会社側は例のごとく「赤字が増加」したとする弁明資料を用意し、回答時期さえ明示することを拒った。第一波ストを翌日にひかえた二十五日の第三回集会交渉席上、会社側は最終回答と称して前期妥結額より千五百円も低い十万七千円を回答したが交渉はもちろん決裂、翌二十六日先行支部は一斉に第一波二十四時間ストに突入した。全炭鉱の主要鉱四山（三池を除く）も炭労に同調して二十四時間ストに入った。この間会社側は同時に申し入れていた政策に関する集合交渉にも全く応じる態度を示さなかった。

結局、本格的な交渉は第二波四十八時間ストを前にした二十九日午前一時から始り、全炭鉱との意思統一、代表交渉などの努力を重ねたすえ、スト突入直前の午前六時二十五分、前期妥結額より五百円多い第二次回答十万九千円で、中闘委員会は「不満ながら事態収拾する」態度をきめ、ストを中止した。

妥結時の判断と問題点

中闘委員会は十二月八日、次のような「下期期末手当闘争先行闘争の妥結時における判断と問題点」を発表、春闘ならびに今後の諸闘争にのぞむにあたっての決意をあきらかにした。

▼今年の年末一時金闘争は、ドルショック以降の不況深化の下でおこなわれる最初の経済闘争であり、不況を労働者の犠牲によって乗り切ろうとする資本の態度が端的にあらわれた闘いであった。炭鉱の場合は、最大の需要先である鉄鋼が大幅マイナス回答を出していたことがわれわれにとっての悪条件としてあらわれた。会社側説明による「経費増、需要業界の不振、貯炭増などによる資金繰りの悪化」もその是非は別にしてマイナス要因となった。

▼第一次回答を拒否したのはここ数年来、事実上の既得権となっていた「前期の上積み額よりも必らず高い上積み額」が生かされなくなるばかりか、今後の闘いに不利という判断からであったが、堂々たる第一波二十四時間ストならびに四十八時間スト予告を背景にして引き出しえた第二次回答は僅か五百円の上積みにとどまった。

▼このような経過からみて、中闘はこのあとのカベは厚いと判断せざるをえなかったが、このカベを破り他産業なみの期末手当を獲得するためには、目先の損得をぬきにした長期闘争を覚悟しなければならず、それには全体の態勢が必らずしも一致していなかった。厳しい情勢下の統一闘争の前進のために、われわれは実践段階における闘いについて、方針決定のときに十分に意思統一しておく必要があることをあらためて強調しなければならない。

▼全炭鉱との関係については、その先行解決に伴なう数次の苦汁から、「炭労の主体性確立」が強く主張されてきているところだが、今回は政策闘争で炭職協とともに三者の同一歩調が現に進められており、全炭鉱も今次期末闘争では炭労と歩調を合せて二十四時間ストに突入したもののそのあとの姿勢は第一波時点ほど強いものではなかった。このため炭労交渉団会議では炭労のみの第二波ストも主張されたが、全炭鉱の先行解決によってさらに厚くなるカベを前に、「全炭鉱の先行解決が資本にとって得策とはならぬ」ことを認識させる闘いの必要性は分っていながらもその後の闘いの展望に立つと全体の態勢にはなお弱点があった。全炭鉱の先行解決をのりこえて闘う体制の確立を前提に、全炭鉱との同一歩調について今後検討する必要がある。

▼この闘争の経緯および途に政策闘争の集合交渉に応じなかった資本の態度から考えても、今後の政策闘争は困難がともなうであろうし、来春闘のきびしさは十分に予想できるが、われわれはその生活と権利を守るために当面する政策闘争、来春闘にむけて一層の体制確立に努めなければならない。そのためには一波や二波のストで資本のカベを破ることはできないという認識をもって、生活、賃金対策をふくむ長期闘争に対応できる体制を確立する必要がある。

沖縄闘争は終らない

安保体制との闘いとして

沖縄「返還」協定は、去る一一月二四日、社・共両党議員欠席のまま衆院本会議を通過、協定審議の舞台は参院へと移った。しかし、沖縄闘争はこれによって終ったということになるのであろうか。それは、沖縄闘争の視点をもう一度みつめなおすことで明らかとなるであろう。わたしたちはその「視点」をあらためて探ってみたい。

自民党三百議席の〝虚構〟

◎…憲法六一条の規定によって、「沖縄返還協定」はかりに参院で議決が行なわれなくても三〇日後の一二月二三日には自然承認されることになっているので、協定にかんするかぎり、批准は事実上成立したといわざるをえない。この衆院本会議可決といい、それに先立つ沖縄協定特別委での強行「採決」といい、総選挙での得票率が過半数にもみたないで〝虚構〟といわれた自民党三〇一議席の〝現実〟の威力をみせつけた。

◎…だが沖縄協定批准問題はこれで何もかもケリがついたのではまだない。協定にともなう関連七法案の審議が残されている。このなかには基地として沖縄県民から強制的にとりあげた土地の使用を、五年間はそのまま米軍に保証する「公用地暫定使用法案」、VOA（アメリカの声）放送の継続をみとめるほか国内法でいえば六〇〇法案にものぼる改正案を十把ひとからげにした「復帰特別措置法案」などがある。

アメリカでは、すでに上院が協定を承認しているが、ニクソンは、この基地権益確保とVOA放送継続がきまらないうちは批准寄託書に署名しないことをあきらかにしている。したがって、すくなくとも、この二法案が成立しないと「返還」は実現しないことになる。社・共両党は、こんごこの二法案をめぐって参院の舞台で院内闘争をつづける構えをとっている。院内でのたたかいは、またまた〝波乱ぶくみ〟である。

それにしても協定衆院通過での公明・民社両党の〝裏切り〟は自民党結束の乱れでガタがきていた佐藤内閣の延命を助けたこのことは事実として、しっかり見きわめておかなければなるまい。

それは「日本全体の闘い」

◎……議会制民主主義それ自体が〝虚構〟と化しているいまの政治状況から「沖縄国会」を展望した場合、院内外闘争にもかかわらず国内法ともども協定批准が成立する公算は大きい。だが「沖縄闘争」は、それで終ってしまうものなのだろうか？けっしてそうではない。沖縄県労協議長の仲吉良新氏がいうように「沖縄の闘いというのは特別な闘いじゃない。日本全体の闘い」（『朝日ジャーナル』12・3号）であり「沖縄を処分することは日本列島を処分すること」である以上、「沖縄国会」が終っても「沖縄闘争」はつづく。

◎……沖縄協定は、冷戦構造の中心である〝ドルと核〟の傘のもとでアメリカに従属してきた戦後保守政治の一つの完結といわれる。だが中国の国連復帰にみるように、〝歴史の流れ〟は大きく変ってきている。戦後保守政治が、その流れからとりのこされて〝危機〟に瀕していることは誰の目にもあきらかだ。保守政治の〝危機〟は革新陣営にとって政治変革の〝好機〟にほかならない。この好機を生かし切るため、われわれは、もう一度「沖縄闘争」の〝視点〟をみつめ返すことが必要であろう。その〝視点〟ぬきでは、たとえ佐藤内閣を退陣に追いこめたとしても「岸の後は池田だった」という六〇年安保闘争の〝二の舞〟をくりかえすことになるかもしれない。

「日本全体の闘い」としての沖縄闘争は、労働者の搾取に反対し、労働・生活条件の向上をめざす闘い、合理化に反対する闘い、労働者・国民の権利侵害、反動化攻撃にたいする闘い、日中国交回復実現、インドシナ侵略反対の闘い――つまりは戦後保守政治体制＝安保体制の総体にたいする闘いである。「沖縄を犠牲にしてきた、かわいそうだ、なんとか早く返してやらなきゃいけない、というような同情、贖罪意識」（仲吉氏、同）は沖縄県民にも拒否されている。

「政府がやったかもしれないけど、そういった政府を作りあげてきた自分自身や、自分の組織をみつめなおして」（同）いくことなしに沖縄闘争の展望はひらけない。

数10人規模から10数万に及ぶ大小さまざまのデモが連日連夜都心にうずまいた沖縄闘争

先生にともなわれ繰込所を訪れた芦別の保育園児たち

びしびし改修迫る

委員長先頭に芦別で保安交流点検

【芦別労組教宣部発】炭労大会の決定で一一月を保安強化の重点月間と指定をされた芦別では、委員長ほか全執行部、保安関係者全員がこのほど一斉に入坑して交流点検を実施した。

生命と安全を守るたたかいは持続的に交流点検をすすめているが、ともすればその日の保安補修改善の指摘にとどまり、そのあと会社側が完全にわれわれの要求どうり補修をしているかどうかの確認がなおざりになることもあるので、その点をびしびしと指摘をし、各坑の保安管理者に迫った。

その結果、会社側のしどろもどろの弁明に対しては、ようしゃなく責任追及をし、文章で改修を約束させるなど極めて意義のある保安点検を実施した。

お供えを手に手に

芦別―勤労感謝の日の贈物

保育園児が繰込所訪問

【芦別労組教宣部発】勤労感謝の日のさる二十三日、毎日大変なお仕事で苦労しているお父さんやお兄さんを励まそうと、保育園の園児たちが、大きなお供えをもって入坑する人々をはげましてくれた。

勤労感謝の日は、なんとか有給休日にしようという要求が先の炭労大会できまったが、この日はそれをさっしてか、思いがけぬ可愛い子どもたちの繰込所訪問。入坑する面々は「お父さん　お兄さん　けがをしないで元気でお仕事を続けて下さい」と黄色い大きな声ではげまされ神棚にチビッ子達のお供えをあげて、安全祈願をし、チビッ子達に「どうも有難う、また頼むよ」と元気に入坑していった。

第67回大会の経過

政策闘争中心に論議

1,500円カンパは承認

一九七一、二年度運動方針を中心議題とする第六十七回臨時大会（11・17～19）の討議経過は次のとおりで、大会は運動方針中、その重要部分を占める石炭政策闘争については、「新体制構想」の結論を十二月中央委員会できめることとし、懸案の財政確立資金については提案どおり一人千五百円カンパ拠出を確認した。

論議集中した体制変革後の構想

運動方針の論議はほとんど石炭政策闘争に集中した。

提案は現行個別私企業体制の変革と第五次石炭政策の早急確立を闘いとる方向を明らかにしたものだが、新体制として補強提案された「半官半民による全国一社化」構想については、初めての提案であるだけにとりわけ多くの論議をよんだ。

「輪郭だけしか分らぬ。共闘で闘う側内部での意思統一も不十分のままでよいか」「一社化実現までのすじみちが不明確。どこが労働者の利益となるものなのか」「これで閉山の歯止めができる保証があるか」「国有公社化はおろしてしまうのか」「政策の本質は労働者の犠牲によるコストダウンの合理化追求以外のものではなく、それができねば容認ない閉山というものだ。われわれの要求、つまり中味で資本と対決するのがこの闘いの大前提となるべきもの」、「資本は現になんの取り組みもみせぬではないか。これを土俵にひきずりこむ闘いがないかぎり体制論議は進まぬ」「下部討議もないまま決定できぬ」などの意見があいついでなされた。

結論は山元討議を経て中央委で

これに対し執行部は「第四次政策による石炭産業破壊の現状をみれば、抜本的見地に立つ新政策の確立が緊急の課題だ。だが個別私企業体制下ではどんな政策が出ても現状悪化にしかならぬことも立証ずみ。国有公社化が最も望ましいが実現性が乏しい条件の下では、政策の実効がえられ、かつ比較的実現しやすいものを考えざるをえぬ。しかも改革は早急にたてなければならぬ情勢なのだ。国有公社化に至る過程と考えてもよい」と提案の意図を明らかにし、さらに「資本の姿勢が極めて非積極的である以上、ストをかけてその姿勢を変えさせる闘いは不可欠だ」「中味を闘いとることが目的であることは当然。そのためにも新政策の早急確立とこれを実効あらしめる体制変革が必要なのだ」とのべる一方、「下部討議不十分というのは分るので直ちに下部討議をおこない、十二月に中央委員会を開いて結論をだしたい」とその取り扱いについて提案、大会は結局、この提案にそって討議継続がきまった。

運動方針の討議ではこのほか時間短縮（まず三番方の七時間制を闘いとれ、残業制限や休憩買上げ停止などからとりくめ、大幅賃上げが先決、など）退手闘争（来春闘に単独指標でも闘え、など）スト戦術（時限ストは効果面から再検すべきだ、時間内に食込む職場大会、一四ストの方がよい、など）総評排除（具体的なとりくみ方、闘い方を示せ、など）保安日（二時間より三十分づつ週三回の方がよくないか、二十分の完全消化の指導を、など）、国際交流（エネルギー、石炭などの面からの交流も必要。中国、北ベトナム、アジア諸国との交流促進を、など）反閉山、合理化闘争（機械的な独走から統一への闘いではなく、自然発生的な怒りにもとずく闘いとこれにこたえる全体の決起という本来の統一闘争について検討せよ、など）などについても熱心な論議があった。

財政確立対策特別委員会の答申にもとずく財政確立の件は、とくに平和闘争赤字を中心とする当面の財政確立資金（一、五〇〇円カンパ）をめぐって深刻な論議がおこなわれたあと、答申通り確認された。

平闘カンパに厳しい批判が続出

当面の財政確立資金問題はそのほぼ六割を占める平和闘争赤字（参院選挙闘争資金）について、多くの代表から「当初五〇〇円カンパですむといっておきながら赤字になったからまたカンパという姿勢が問題」「選挙資金を組合に請負わすのがそもそも誤り。強行すれば組織不信をも起しかねない」などの厳しい批判が続出した。これに対し執行部も率直に赤字に至った経過を説明、手続き上の不備なども ふくめて自己批判の意を表し、「今後は二度とこういう結果にならぬようにする」という答弁もあって提案が確認された。

四十七年度以降の将来展望をふまえた財政確立についても、会館対策と組織対策を一体とした作業の促進などについて意見があり、答申が承認された。

つづく「総選挙闘争の件」も三名の公認候補をたてて闘うという基本方向がきまり、カンパについて事前に大会に提案することになった。この大会ではまた、会計監査の補充（大夕張支部佐藤宣一氏）、企業連副中執（住友川合会長）辞任、中闘委員の補充（赤平支部）および閉山した歌志内支部出身茂木道執の取扱い（中執に一任）などもきまった。さらに運動方針可決にともなう政策闘争その他の諸闘争の三種集約もおこなわれたが、いずれも反対、白紙なく満票で成立した。

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　顯
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

中央行動特集
炭労情報 %31号より
料頁[illegible]代

'72.1.5

体制委・通産省・石炭協会に要請行動

円城寺部会長「考えを新たに石炭対策と取組む」

第五回中央委員会の決定にもとずいて、一二月二二日、中央委員会参加者全員による要請行動がおこなわれた。

この要請行動は、体制委員会、通産省および石炭協会の三カ所に向けられたもので、話しあいの経過は、つぎのとおりである。

＜体制委員会・円城寺部会長＞

（日　時）一二月二二日午前一〇時二〇分
（場　所）日本経済新聞社
（出席者）宮本事務局長、小田桐次長、植村次長、山田九炭労委員長、佐々木中執（三鉱連）、小西（太平洋）、目黒（赤間）、一野坪（幌内）、高橋（夕張）、大沼（美唄）、星野（高島）
古賀（三池）、渋田（三池）、池田（西杵）

はじめに宮本事務局長から「要請書」を円城寺部会長に手渡すとともに「体制委決議の四六・四七年度対策では、三月までのつなぎにもならないものと考える。明年三月までに長期対策を確立するというが、山元の労働者の間には、このまま炭鉱で働らいていてよいのか、という不安がつのっている。

したがって体制委としては、この際石炭産業の長期安定化を実現できる諸対策を第五次政策として確立してもらいたい」と訴えた。

これに対して円城寺部会長から「①石炭問題をあつかって一二年になるが、たしかに炭鉱労働者がいちばん大変な目にあっていると思う。したがってこの際、考えを新たにして対策にとりくむべきと思う。②鉄鋼代表からわが国の石炭生産は五〇〇〇万トンだけでよいとの発言もあったことは事実だ。たしかに石炭のウエイトは現在わずか八％程度におちてしまったが、だからといってゼロにしてしまうのは問題だ。いま相当の対策を施しても、負担はそれほどの額にならず、ヤマの数も減っているので対策は立てやすいはずだ。③一月以降の作制委員会は、石炭産業の体制自体が論議の焦点になるが、一月なかばすぎから審議にはいりたい」等々の考え方が示めされた。

このあと炭労側から、つぎのような要望をおこなった。

今後の政策としては「労働者を尊重する」という観点に立って立案・実施することが大切であり、この観点がないと、労働者はみんな離山してしまう結果となる。

私企業救済策が完全に破綻してきている現状をふまえ、体制構想としては、個別私企業体制の変革が大前提だ。

石炭産業は、地域経済にあたえる影響が大きいので、この点も充分考慮して対策を立てて欲しい。

生産規模が三〇〇〇万トンをわれば、国の助成が削られるのではないかと危惧している。このような事態がないよう助成を維持してもらいたい。

これに対し円城寺部会長から

1　石特予算一、〇六〇億円程度である。閉山交付金は、後向きだとの批判もあるが、万一の場合を考え全廃はできない。また鉱害対策にも相当多額の予算をくっているが、これについても現地から「絶対減らさないでくれ」との要望が沢山きている現状だ。したがって石炭政策としては、いわゆるビルドアップ対

策と同時に、これらの点もふまえてやらざるをえない。

2. わが国で石炭産業を将来にわたり存置してゆくかどうかについて、政府の内部では必ずしも統一的な考え方がないようだ。

しかし、失業者を出すことは良くないという点では一致をみると思うので、石炭政策を作る場合この観点からも考えるべきと思う。

3. また石炭産業が地域経済に占めるウエイトについては同感であり、そういう観点もふまえてやりたい。五〇〇〇万トン体制から、いまは三〇〇〇万トン体制におちこんだわけだが、原料炭でみると決して減っていない。石炭の必要性がなくなったというわけではないので、三〇〇〇万トンをわれば政策助成が全廃されるという事態はないと思う。少くともそういう立場を堅持すべきと思う。

等々の点について補足的な説明がおこなわれたが、最後に炭労側から「今後特段の努力を払って石炭産業の長期安定化を実現すること」を重ねて要望し、この日の要請行動をおわった。

＜通産省・青木石炭部長ほか

（日　時）　一二月二二日午後二時

（場　所）　通産省会議室

（出席者）　森田副委員長、宮本事務局長ほか、中執、地執、中斗、企業連、中央委員

炭労側より要請行動の主旨と目的を説明、今回の体制委員会決議は、石炭産業の将来展望を何ら開くものになっていない。行政当局としては、これから先、いったいどのような施策をとろうとしているのかを明らかにせよと迫った。これに対し青木石炭部長は、

① 今回の決議はあくまでつなぎ対策であり、ご指摘があるように、われわれとしても満足なものとは思っていない。しかし、現行の中ではこれが精一杯なものである。

② 四六年度の対策である近代化資金一一億にしても、これだけということではなく、手直しをして出せるものが一一億、そのほかに従来のものも入れるわけである。資金融資も、合理化事業団の努力をもとめ、特別の財源をひねり出してもらって融資の補償を行なうなど、決議にはない対策も行っている。

③ 四七年度の措置にしても、全く新しい制度を作るというのはむづかしいことなので、現状できるものを最大限に活用し、若干の手直しで積増し出来るものは行って、負担を軽くし、なだれ閉山を防いでいこうという方針である。

④ 第五次政策については目下の課題となっていることでもあり、さし控えたい。しかし、現状認識はできており、ではこれからどうするのかが一〜三月の討議になるわけである。

⑤ つなぎ対策としての決議に不満があることは理解するが、われわれとしては決議の線に沿って大蔵省との予算折衝に最大限の努力をはらっていくつもりである。など、当局としても努力していることを強調した。

以上の通りいっぺんの答えにたいし、炭労側から、さらに、一〜四次政策は少しも前向きではない。第四次政策では死ぬ以外にない。今度の青木メモにしても炭量枯渇や保安上を除いて努力するというが、問題なのは今の閉山は全部資金繰りの問題から閉山に追いこまれているわけで、これだけでは不十分である。組合員は、見通しがないなら、早く見切りをつけてくれといっている。新長期政策は石炭資本や需要家に振りまわされすぐ崩れるような計画ではなく、もっと労働者の身になった安定したものを三月には必ず出すようにしてもらいたい。また、具体的な問題として、①今回出された「決議」と、答申との違いは何か。②決議の裏付けとなる予算について大蔵との折衝で報告できることを明らかにせよ。③炭価アップについて需要家の抵抗が強いが、当局としてはどうやっていくつもりなのか。④石特会計について今後どう考えていくのか。

(5)第五次政策として、これだけはぜひ盛込みたいとしているものは何か明らかにせよ。と五点を提起した。
これに対する石炭部長の答えは以下のとおりである。

(1)　われわれ事務当局としては三月に答申を出すということで作業に取りくんでおり、ぜひそのようになるよう努力したい。しかし、問題が多くあり、調整しながらの作業であることを承知してもらいたい。

(2)　答申にすると総会にはかったり、閣議などの問題があり、手続き上も時間がかかるので、内容的にあまり変らないし、時間的にも早い決議の形をとることにした。

(3)　予備折衝は行っているが、大蔵側はどの項についても難色を示しているというのが現状だ。だが、大蔵としての正式な意思表示が出ているわけではない。

(4)　炭価問題はあくまで業界、需要家との間で解決されるべきものであるし、そのための話し合いをしてもらっている。しかし、対立状態にあることも無視できないので、ある時期に来たら入らなければならないと考えている。炭価は引取り量ともからんでおり、そう簡単にいくとは考えていないが努力する。

(5)　当局としては石油、石炭二本立ての会計を要求している。しかし、現状一本にまとめられる可能性の方が強い。四七年度の石炭予算としては一二分の一〇を歳入とすることは決まっているので、石油と一本になるとすれば、一二分の一二を歳入とし、一二分の一〇を石炭、残りの一二分の二が石油にということになると思う。われわれとしては、政策の決められている四八年度までは一二分の一〇を堅持するという方針でいる。それ以降については、いずれにしても新政策との関連において決まってくるものと考えている。

(6)　まだ明らかにできる段階にない。しかし、少くとも議論すべきものとしては(1)体制、(2)担保材料、(3)産炭地、④関係事業団のあり方などについてであるが、いずれにしても将来どういう図を画くかが最大の問題となっていることはいうまでもない。

炭労調としては炭価問題にしても、計画遂行にあたっても、これでは行政当局の指導がなまぬるい。そのことが生産計画の大巾な狂いにもつながってきている。石炭産業を国策産業とするならもっと強い指導を行え。そのためにも無能力な石炭経営者にに今後をあずけるのではなく、経営の変革を行う必要があることを強調し、交渉を終った。

〈対石炭協会交渉〉

日　時　十二月二十二日十時十五分～十一時
場　所　石炭協会会議室
出席者　炭労中執＝里谷、野呂、管崎（道炭労）、
　中斗＝新妻、田島
　中央委員＝木村（清水沢）、春日（万字）、相馬（登川）、三浦（太平洋）、井元（真谷地）
　渡辺（平和）、千田（大夕張）、田中（南大夕張）
　石炭協会＝長宗（専務理事）、岡部（労務部長）

炭労より十二月十日第十四回体制委員会で石炭対策に関する「決議」が採択されたが、この決議が出るまで経営者としてどう対処してきたか、この決議をどう評価しているのか、今後どう対処するのか、について質問した。これにたいする石炭協会の回答をめぐってさらにつっこんで論議もした。

資本の考え方は次のような内容であった。

1　体制委の決議について

体制委員会にたいしては、要望書を提出し「決議にいれられるよう努力した。十二月十日の体制委員会では倉田会長より「結構ですといってのむ訳にはいかん」というきつい表現で態度表明を行い、最終的には記事項が追加された。これ以上体制委の結論をのばすと来年度予算に影響を与えるので、満足できる内

容ではないが、了解せざるをえなかった。われわれは長期対策確立のために政府だけでなく財界にも働きかけ努力してきたし、今後も努力する。

2. 労、資の話し合いの場について

組合は団体交渉というが、現在まで石炭協会との事務接衝で意思の疎通をはかってきたので、今後もこの方式で話し合いたい。

3. 安定補給金について

当面対策では安定補給金の格差是正であり、まだ具体的な額もきまっていない。われわれとしては、長期対策として格差是正だけでなく額の引上げが行われることを前提として格差配分の考え方を示した。今回の当面対策では、格差配分は困難である。

4. 担保解除について

担保解除については今後検討されることになるが、予算が解決していないので、まだ論議されていない。われわれとしても早急に具体策について検討していくつもりである。担保を解除すれば石炭から逃げだすのではないかという見方があるが、そのような考えをもっている社はない。

5. 炭価値上げについて

従来どおりの方式でおし進めていくつもりである。

6. 経営ポリシーの一致について

石炭企業は政策の枠内でしか生きられないなら、経営政策の一致が可能ではないかという意見があったが、たしかに企業は政策の中で動いているのだが、その中でも私企業として動きうる予地がある。従って経営政策まで一致させる必要があるという意見は、飛躍した考えである。ただ、四次政策の策定当時には各社バラバラな動きが目だったが、その後の石炭産業の状況がそうさせているのだろうが、今回は、各会社一致し動ける体制にあった。

要約すると以上のような説明があったがこれに対し炭労は

石炭協会は言葉ではうまいことをいっているが、経営者が何を考え、何を行うつもりか理解に苦しむ。たとえば、石炭協会の評議員会の話を聞くと、やるつもりだなと感じる訳だが、炭労が各社と話し合いたいので団体交渉を申入れると、なんとか、かんとか理由をつけて応じようとしない。また、体制委員会では資金繰りで年末をこせない社があることを主張してきたにもかかわらず、「決議」が採択されて十日以上もたつのに、何の手だても考えられていない。このように言っていることと、やっていることが一致していないから、会社にたいする不信感が強くなるばかりだ。今説明があった内容についてのわれわれの意見は、時間がないので省略するが今後、石炭協会との折衝だけでなく、会社とも話し合えるように努力せよと要求し交渉を打切った。

私鉄再建問題で北炭と交渉（一二月二二日）

炭労（里谷、小笠原、楢本）ならびに私鉄総連（白井、片平、芙城）では、かねてから石炭輸送減少にともない、経営困難の問題に直面する夕張鉄道の再建に関し、一二月二二日北炭本社を訪ね、1今後とも石炭採掘を続けてもらいたい。2夕張鉄道の再建に協力してもらいたい、との申入れをおこなった。

これに対し会社は検討のうえ回答するとして即答は得られなかったが、翌二三日副社長より「申入れの件についてはできるかぎり努力する」との回答があった。また炭労、私鉄、北炭、夕鉄をまじえての話しあいも努力することが約束された。

おおのうら

貝島大之浦労働組合内
編集発行人　矢野　顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 64

炭労情報 no.32号 特集
裏面・税金還付、その他

'72.1.11

電力用一般炭など炭価据置き
通産当局「日経」紙報道の〝抜本案〟否定

石炭鉱業審議会第二十九回需給部会が、十二月二十五日午前開かれ、炭労からは里谷委員長が出席した。

この日の主要議題は、四十六年度基準炭価と同需給見通しで、とくに炭価問題について供給側から異論が出された。

四十六年度基準炭価については、①電力用一般の基準炭価は据置く、②防衛庁用一般炭については、北海道粉炭（五、七〇〇キロカロリー）基準炭価五、〇八〇円、九州同四、六三〇円に引上げる。③以上を除く一般炭の基準炭価は据置く。以上の三項について事務当局から報告があり、需給部会長から「電力用一般炭をめぐる情勢は厳しいので炭価アップは困難だ。四十七年度にむけてアップを検討する。石炭企業は供給確保について配慮せよ」と説明があった。

これに対しまず石炭企業側委員から「当局の方針にそって、現に需要先と話し合って炭価をアップさせている。ここで基準炭価を据置くのは矛盾しておりおかしい。」などと厳しい反論があり、炭労里谷委員も「体制委で肩代り、補給金アップなどを言ってきたが、ここで炭価アップだけ押えるのは矛盾している。再考せよ。」など強く再検討を求めたが、当局ならびに部会長は「炭価アップは結局、需要側に要請するほかない。公害規制が厳しくなり、低サルファ一般炭輸入の懸念もある際、アップ実現はむずかしい。他の競合エネルギーとの比較をふくめ、炭価についての基本論議は体制委員会でやりたい」と需要側に押されて炭価アップを見送るにいたった経過をのべるにとどまった。

この部会ではまた、前日の『日経』に掲載された「石炭、事実上の国有化――通産省抜本案」なる記事をめぐって追及がおこなわれたが、通産当局は「記事のようなことは考えていない。色々出されている提言をよせ集めたものにすぎないと思う」と記事内容について否定し、部会長も「体制委員会としてはまだ論議していないが、あらゆる方面からの意見をきいて議論を深めていく。いずれにせよこの種のことは体制委員会で一切論議していく」と見解をあきらかにした。なお部会長は、個別炭鉱対策について検討を求めた発言に対しても、体制委員会で検討する方針であると答えた。

総評、中立労連の訪中団が十三日出発
炭労からは森田副委員長が参加

森田副委員長は十三日午後二時四十五分発の羽田発「アリタリア航空」機で中国に向け出発する。

森田副委員長は、総評、中立労連の訪中代表団の一員として訪中するもので（団長は総評市川議長、副団長は中立労連河部議長）、約二週間中国に滞在し、中国各地を視察するほか、周恩来首相や中国労働者代表と会い、日中国交回復運動の促進、反帝国主義、反軍国主義の斗い、日中労働者の交流などについて話し合うことになっている。

税金の還付は、二月三日となります

税金の還付金は、その払戻しをめぐって 昨年暮れからいろいろ折衝を行って来たが、会社は昨年と同じく 二月七八日払いを主張、組合は 一月十八日をゆづらなかったところです

しかし、確定申告、その他 事務的手続きが遅れて（届出用紙、保険加入を後で持って来る人があった） 一月十八日には間に合わない状態となり、最終的に二月の三日 見合払と同時に支払うことになりました。

追徴金は、八五名程度ありますが、三仟円を単位として 一月十八日から徴収されます、その場合 高額の人は、三回でなほ済まない時は 四回目で全額徴収しますので 御了承下さい。

代議員の皆さんへ !!

新年を迎えて、本年の労働運動の方向づけを求める 初会議を待たれていると思いますが、御存じのように 石炭政策問題や春斗へ向けての諸会議のため 機関招集の決定事項が遅れています

したがって、当面のスケジュールからして月末招集の予定ですから お知らせ致します

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野 [illegible]
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO.65

十二月分生産奨励給配分
採炭 三四二円 内閣 二三九円
仕堀 三一八円 坑外 一九二円
一律配分 三一二円

'47.1.11

保安点検斗争最終段階

改善要求、団交で引出す!!

炭労六六回大会において一一月中を保安点検月間として全山一斉に保安点検斗争を実施した。

当貝島支部においても指令に基づき職場内における保安点検斗争を行い、保安不良ケ所の摘発と改善要求の行動を起し、一段階として約七〇項目にのぼる保安不良ケ所が指摘され改善項目としてだされて来た。各職場においてこれ等問題ケ所の集約を終った後、第二段階として各職場代表による担当課長との改善交渉に入り、改善実施の方向で一応の成果を得た。

しかし、その後の追せき調査の結果、そのまま放置されたり、不良ケ所等も多分に見られる状態である。従って最終段階として、一月七日に保安団交の申入れを会社に行い一一日、午前一〇時より保安団交を開催、会社より次の様な回答を引出した。

改善要求ケ所	改善計画回答
一 新上部関係	
1. No5連絡人道切上げ促進	1. No5ゲートは2人×4尺で切上げ継続中であり一月二五日までには完了の予定です。
2. No5人道シユート梯子及び手すりの整備	2. 即時整備します。
3. 新上部水平排水溝の整備	3. No12防より水平諸まで四〇〇米は完了していますNo1～No2間を実施中で残り一五〇米は一月二〇日頃完了予定です。
二 新捲卸関係	
1. 旧坑底ポンプ座人道切上促進	1. 2人×1尺で切上中で一月一四日完了
2. 上部水平より旧坑底間の流水の排除	2. 各水採ケ所の水炭の防止に努め、流水のない様にします。
3. 右四片2号ゲート切上促進	3. 一月一〇日頃より磐打ち補強を行い二二日頃迄に完了します。
4. 右四片1号ゲート2柱付近。切上げ促進	4. 一月一〇日より2人×1尺で切上を実施二月一九日頃までに完了します 但し極度に低い2柱付近は七日より磐打を実施し九日には完了

5. 右回田片よりの人道ポケット落硬防止。	5. 一月八日ポケット内の足場作り、一〇日より補強に着手一二日頃完了
6. 右四回片切上促進	6. 2人×1方で現在切上げ実施中であり二月三日までに完了の予定です。
三、斜線坑道関係	
1. 大之瀬斜坑四〇〇K側車道、通り直し及び道床全線に整備	1. 現在上方から一五〇米間のへり繕を残しているが引続き他作業と見合せて整備を行います。
2. 四五〇K側上部爪道下方より卸水平接主間の通り直し	2. 四〇〇K側車道整備後実施します。
3. 四三〇K側五四〇米附近側壁の補強	3. 一月九日公休日より公休日を利用して車道案を実施します。
4. 大之瀬斜坑六一〇米附近切広	4. 3月末までに切広めを完了予定
四、九水平関係	
1. 九水平排気人道詰溜水排除	1. 一月一五日頃までにポンプを設置し排水を完了する予定。
五、踏切関係	
1. 菅平田線五号踏切り下方勾配修正	1. 一月二三日一部完了していますが尚四七年四月より本格的修理を行います。
六、その他関係	
1. No.4、No.2斜込（斜上部）出水事故防止のため先進深水ボーリングの実行	1. No.4、No.2における深水ボーリング分は現在も実施しているが引抜き実施します。
2. 左水平出水事故防止のため先進深水ボーリングの実行。	2. 現在実施中ですが必要あれば継続して行います。
3. 中央竪坑〜斜上部水平間ケーブル等定期点検の実施	3. ケーブルは現在斜上部水平坑道を竪坑より通っているが月一回以上点検します。
4. 排気斜坑、斜坑部分整備、パイプ、坑道のため足元不良ー	4. パイプの整理を一月一五日までに完了します。
5. リフト坑道中段及び梯子の補修	5. 一月十六日以降2人×1方で二月一五日頃までに補修を完了します。

以上、保安団交において回答はなされたが、とくに坑内は生きものであり一ヶ所良くなっても次には不良ヶ所が待っている様な状態の中であります。災害減少を強くさけばれている折柄、先づ保安面の充実をはかることが先決であり、今後とも職場環境に注意をし、常に環境の良い職場作りに努力し、保安不良ヶ所の減少を計っていきましょう。

学区拡大よりも 高校新設を

これは 大変！

県教育委員会は多くの父母の声、県民の反対の声も聞かず、来年四月から高校通学区域を拡大することをきめました。

☆ 臨時県議会では、五〇〇〇名もの父母がつめかける中で、社会党は亀井知事と県教育委員に実施をとりやめるように要求しましたが、決定したことだからやめないといっています。

☆ 学区が拡大されると、受験競争が今よりもっとひどくなり、自分の希望しない学校にテストの点数でふるいわけられてしまいます。

☆ いわれのない一流校、二流校、三流校と差がつけられ、民主教育のもとになっている、小学区制・総合制・男女共学制がくずれてしまいます。

☆ 多くのまずしい家庭の子供たちは、行きたくない遠くの学校へ行くか、高い授業料を出して私立の高校へ行くしかありません。

☆ これは生徒一〇〇中一〇人ぐらいのすぐれた生徒（エリート）と、その他大勢の生徒（会社や工場ですぐに役に立つ**安上りの使いやすい労働者**）をつくるのがねらいです。

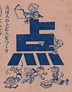

点は人の上に人をつくり
人の下に人をつくる

もっと県立高校を ふやしましょう！

高校入学希望者は、中学卒業生の90%をこえています。もっと県立高校をつくり、希望する生徒はみんな高校に入学できるようみんなで運動しましょう。

私立高校生への補助金をもっとふやさせましょう。

一九七一年十二月

日本社会党福岡県本部・日本社会党県会議員団・地方議員団

おおのうら

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野 [illegible]
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 66

春斗は、先づ政策斗争の勝利から

'72.1.18

春斗、前段で保安調査団派遣

― 北海道四箇班、九州二箇班、全山を点検 ―

七一、七二年度運動方針にもとずく「炭労保安調査団」が、九州（一月二十五〜三十日）、北海道（二月二十〜二十三日）に派遣されることになった。

この調査団は、北海道に四箇班、九州に二箇班派遣され、各班には中央・地本三役による団長の下に中央執行委員、企業連、地区協および当該支部執行委員、保安委員、保安監督補佐員、職場代表などが参加する。今次調査団の任務は、①保安状況の把握と点検活動による法規違反箇所の摘発、②ガス爆発、ガス突出、坑内火災など重大災害予防体制確立のための問題点の明示、③坑内骨格構造上の問題点、保安管理体制上の問題点を明示して対資本・対政府要求を集約する、などで、調査結果にもとずく問題点によって、中央交渉によるもの、山元交渉によるもの、に分け機関の確認をへてそれぞれ要求書を山元、政府、資本に出して交渉するはこびになる。

九州傘下の炭山では、三井三池、長崎の高島炭鉱の二山に調査団を入れて、その他の炭山については、二山の状況、或いは点検斗争の結果に基いて判断することを労協、保安部長会議で決めた・

税金の追徴金は二月から

税金の還付、追徴金については、ニュース65号でおしらせしていましたが……還付は二月三日に支払いますが、追徴金は一月十八日からとしていましたけれど事ム的な都合で二月十八日から控除します・

支払いは二月三日に

イギリスの炭鉱が全面スト突入

イギリスの全国鉱山労組（組合員二十八万人）が、九日午前零時から全国二百八十九の炭鉱で一斉にストライキに入った。

これは、組合の要求する最高四十七％（地下労働者の場合、週九ポンド＝約七千二百円）の賃上げ要求に対し、石炭庁が七・九％の回答しか示さなかったためであるが、イギリス炭鉱労働者の全国ストは一九二六年のゼネスト以来四十七年ぶりのことといわれる。

1,200円

一千万人の労働者を結集するＴＵＣ（労働組合会議）はじめ、各労組は早速、このストに対する支援をうちだすものとみられるが、ストが長期化すれば、政府はスト規制法による弾圧（労資関係裁判所にストを中止させ、六十日間の冷却期間をおかせることなど）に出るものとみられ、この炭鉱ストは同国の戦後最大の労働争議に発展する可能性が強い。

なお、炭労本部は十一日、ストに入ったイギリス全国鉱山労組にあて、ストライキに対する全面的支持を表明する激励電をおくった。

2255
47)1060.
94
120
35
250
235
15

[illegible]
[illegible] 矢野 一郎
[illegible] 1305

110.68

一般炭ヤマ
安定補給金は
一五〇円引上げ

47. 1.20

四七年度石炭予算一〇〇一億円に

周知のように四七年度予算の政府原案は、去る一二日の閣議で決定をみたが、このうち石炭予算は、別表のとおり総枠一〇〇一億円で編成されており、当初予定されていた一一三一億円（通産省要求案）を一三〇億下回っている。

内容的にみても、①一般炭ヤマに対する安定補給金がトン当り一五〇円引上げられたこと、②坑道掘進費補助金が若干（上げ巾は今のところ未定）引上げられていること、③坑内冷房機・坑内照明器具が新たに補助金（補助率½）対象機種となったこと、等々若干の前進はあるが、本質的には四六年度予算の性格をそのまま踏襲する結果に終っている。

昭和４７年度石炭・石油特別会計予算額総表

大蔵省，通商産業省及び労働省所管　　（石 炭 勘 定 分）　　（単位：百万円）　47.1.12

事　　項	前年度予算額	昭和４７年度予定額	備　　考
（歳　　入）			
1. 原重油関税収入	106,027	100,100	現行石炭対策特別会計法に定める原重油関税収入（いわゆる 10/12 相当額）
2. そ　の　他	51	51	前年度剰余金受入・雑収入
歳入合計	106,078	100,151	
（歳　　出）			
1. 石炭鉱業合理化安定対策費	67,995	60,435	
(1) 炭鉱整理促進費			
炭鉱整理促進費補助金	18,074	11,105	閉山規模　４６年度　３５０万トン ４７年度　３１０万トン
(2) 石炭鉱業生産体制改善対策費	4,551	4,920	
坑内骨格構造整備拡充等補助金	4,440	4,812	補助単価の増額
そ　の　他	111	108	石炭技術振興費補助金 炭鉱機械化促進指導費補助金（46年度限り）
(3) 石炭鉱業合理化事業団出資金	10,500	10,500	
(4) 石炭鉱業経理改善対策費	27,895	26,800	
・石炭鉱業再建交付金	6,606	6,096	
石炭鉱業元利補給金	10,568	9,493	
石炭鉱業安定補給金	10,441	11,128	一般炭　単価１５０円増 （大手平均の場合 150円/トンを300円/トンとする）
そ　の　他	280	83	石炭鉱業元利補給契約解除損失補償金 石炭鉱業再建交付金交付契約解除損失補償金

事　　項	前年度予算額	昭和47年度予定額	備　　考
(5) 石炭需要確保対策費			
[illegible]交付金	4,990	5,000	
(6) 石炭鉱業保安確保対策費	1,985	2,002	
[illegible]補助金	205	221	
鉱山保安確保事業費補助金	1,681	1,683	坑内冷房，防爆電灯の補助（新設）
そ　の　他	99	98	鉱山保安技術調査委託費 炭鉱保安技術[illegible]費補助金 鉱山保安センター事業費補助金 放置坑口閉そく工事費補助金
(7) 石炭鉱業合理化事業団補給金	0	108	
2. 鉱害対策費	13,994	15,160	
(1)鉱害復旧事業資金補助金	10,449	12,094	復旧規模　46年度　14,560百万円 47年度　16,464百万円
(2) 石炭鉱害事業団出資金	2,000	1,350	
(3) そ　の　他	1,545	1,716	鉱害復旧事業指導監督事務費補助金 産炭地域特定補助事業負担率差額資金補助金 石炭鉱害事業団事務費等交付金 石炭鉱害事業団補給金 特別鉱害かんがい排水施設管理費補助金 無資力鉱害調整交付金
3. 産炭地域振興対策費	7,990	8,008	
(1) 産炭地域振興事業費	2,230	2,247	
産炭地域小水系用水開発事業費補助金	493	564	
産炭地域振興臨時交付金	1,400	1,299	基準額第4年目の25%を40%に引上げ
そ　の　他	337	385	産炭地域振興事業債調整分利子補給金 産炭地域振興調査委託費 企業誘致促進事業費補助金
(2) 産炭地域振興事業団出資金	5,760	5,760	（46年度）（47年度） 百万円　百万円 この他財政投融資額　8,600　11,400 事業規模 貸付事業　11,000　11,800 土地造成　4,620　5,100 その他　336　322 計　15,956　17,222
4. 事務処理費	1,360	1,390	
5. 炭鉱離職者援護対策費	6,033	6,015	
6. 産炭地域開発雇用対策費	3,506	3,926	
7. 諸支出金	0.1	0.1	
8. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,700	5,017	
9. 予備費	3,500	200	
歳出合計	106,078	100,151	

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 勲
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 69

'72.2.1

総会問題附議事項、報告 特集号

会計監査の補充に 中区 羽床国広 氏を決定

総会附議

昭和四五年二月から二ヶ年間、組合の会計監査として、その任に当って来た、通勤の勝林公海 氏が 一月一五日付で 停年退職となりました。

したがって、その後任について 去る一月二五日の総会で「残余の期間、代議員代行としてその中から選出してもらいたい。又、銓衡については 居住区正副分会長会議に一任、次の総会で報告する」との執行部提案を了承し確認していましたが 二月一日 開催した正副分会長会議の中で種々検討した結果、次の通り決定した。

中区 羽床国広 氏（発電）

したがって 改選までの残余期間 執務して頂くことになりました。

換算率の修正の決定延長について

換算率の修正は 昨年賃金斗争妥結時に 減収対策の一環として 決定を行ったが、昨年一二月までの期限立法であったため、文書で 再延長を申し入れていたが 会社より 一月一三日 三月までの延長適用を回答して来た。さらに四月以降の問題については、他の決定との関連もあり、炭鉱業の状態で労使協議することとした。

この決定適用も昨年は二度しかなかったが、今年は一月の出炭で修正 一ランク上り 六、一〇〇円となった。

年末カンパ、ベトナム住民救済カンパ 二〇円 二月一八日 徴収について

年末カンパ及び ベトナム住民救済カンパは 昨年十一月の「総評大会」で決定されていましたが、指示がなされて来たのは 今年一月になってからでした。したがって 過日の総会で確認をして、二月一八日の賃金払で控除することになりました。

年末カンパは 御存じのように毎年のことですが 二〇円を 身寄りのない老人、子供の施設費や不具者の費用として使用され、又 ベトナムカンパは 思想を超えて 戦火の中にある 北、南 そして中立を守る三国の住民の救済資金として、総評全体の仲間全員に要請されたものです

したがって 皆さん一人々々が 直接カンパ箱に入れた気持で 御協力を願います

新入学、就職資金 貸し出し 調査について

本年も 子供の新入学や就職の時期になりましたが、昨年もその資金の一部として貸し出した経緯から、今年もその予備調査を行います。

「労金」の借り入れをするのは、総会の機関決定をしなければなりませんが、その後に作業をすることになり、調査段階として 希望者は 居住区の区又は副分会長に 二月六日（日）までに、氏名、子供名、申込金額を 届け出て下さい。

春斗決起、大牟田大集会 二月六日（日）

各区一名 指名された人は 参加して下さい。

「西鉄バス」二月一日より 運行

西鉄バスの運行は昨年七月より停止して以来、七ヶ月通勤、通学、その他私達の足が奪われて不便を感じ、其の間数便の運行はして来ましたが　根本的解決にはなりませんでした。

しかし、予定の橋桁も計画通り済み　次のような一部改正時刻で　二月一日から運行するようになりました

三坑 配給所発

方面	直方	宮田			
行先		谷	赤間	倉久.飯倉	宮田
6	49			33	
7	30　47			58.08	23
8	14　36	23	46		
9	10　42				13.36
10	02.22.47			23	
11	12　57		55	43倉久止	03
12	25			33	
13	14				43
14	16.32.58			13	43
15	32　57			48	06
16	21		09		43
17	02.32.56		29	08　53	
18	51				23
19	17.36.56		05	42	
20				53浦田	
21	25				33
22					
23					
24					

来る、2月1日より上記のように運行時刻を改正致します。

「春斗五大要求」獲得、総行動計画

今年の春斗は、ドルショックによる経済情勢の減退、不景気を理由とした総資本の強い抵抗に対し、総労働の公共料金、諸物価の値上りを大きく白に賃金引上げを要求する"力と力"の対決が考えられるが特に今年の春斗は、七〇年代の地場賃金をウラナウ意義のある斗いともいえる。

そのような中で「総評」は全下単組の総力を上げ次の五大要求の取り組みによって対政府、対資本に斗う姿勢をしめしている。

したがって貝出労組としても次のような日程に併せて行動することとなる。

※ 五大要求 内容

1. ドルショックをはねのけ労働者の職場を守り雇用を推進する斗い
2. 中教審路線を粉砕し民主教育を創造し発展させる斗い
3. 交通政策を確立する斗い
4. 全国一律・最低賃金制と地場賃金ひきあげの斗い
5. 老令保障を確立する斗い

※ 行動日程

一月 二〇日	居住区正副分会長会議	三役出席
〃 二一 〃	春斗討論集会（飯塚市民会館）	組合長
〃 二二 〃	炭労組織対策委員会	
〃 二三 〃		
〃 二四 〃	福祉部長会議 レーダー基地取付道路反対	全区一名選出 午九時
〃 二五 〃	保安委員会 若宮町民会抗議集会	
〃 二六 〃	協同総会	
〃 二七 〃	春斗オルグ派遣	◎労組部長
〃 二八 〃	炭労保安闘争団派遣	◎
〃 二九 〃	組合 教宣部長会議	
〃 三〇 〃	生活委員会	※総会開催不明
〃 三一 〃		
二月 五日	地区労春斗オルグ総括会議	◎労組部長 各居住区三名
〃 六 〃	三池東庄合理化反対、春斗決起集会	各居住区一名
〃 十九 〃	矢反、雇用総行動日	各居住区一名 午一時三〇分
〃 二九 〃	県教育庁前動員	
三月 三 〃	矢反、雇用総行動日	各居住区一名
〃 四 〃		
〃 二一 〃	県内 三大行進（福岡まで行進）	◎具体的指示不明
〃 二二 〃		
〃 二三 〃		
〃 二四 〃		
〃 二五 〃		
〃 二六 〃	福岡総括大集会	
下旬	炭労六八回臨時大会	

[illegible]

貝島大之浦労働組合内
編集発行人 矢野 顕
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

NO.70

一月分生産奨励給
修正換算で一ランク上昇
一人当り平均六、一〇〇円

S47.2.1

一月分出炭実績 二七、九一二屯（一〇三％）
修正換算率に依り 二八、一九七屯となる。
二月分出炭目標 二八、二〇〇屯を確認。

四六年は、前半をロング払の右洞に悩まされ、二月には坑内火災と又人員整理行の実現等大きな問題に遭遇してきたが、その後、着実に実績をつみかさね、十二月には三一、〇〇〇屯の出炭実績をあげることが出来た。

一月については、正月あけの四日より立上りとしたが、皆さんの協力によりすばらしい成績を治めた。出炭も順調な変化を見せていたが、一部カゼによる出勤の低下、右四片の砂ケ所の採炭、或は部分的故障等、障害はあったが、最終的には一〇三％の実績を示した。

二月の問題としては、各案引より生産の隘路となる要を指摘し、又右四片砂ケ所についての採掘は極力避けて、採炭する様要望し、一月分出炭計画二八、二〇〇屯を生産協議委員会は確認した。

現場情況

防災成績

危険物、一月に引続き二月は大きな災害もみられず安定して出炭、保安を保たれるものと判断する。

十二月の負傷者は七名でとまり、千分率は〇、三三三となった。一月は二九日現在で、十二月と同じ七名となっており、その千分率は、〇、三八三となっている。

負傷者内容　重傷四　軽傷三　計七名
原因別　落倒物、転倒、その他、各々二　落ばん一、
部位別　手、三、足、頭、全身、その他　各々一

二月公休日

六日　十三日　二〇日　二七日、計四日。　二五方稼動

保安日　第二火曜日（八日）

実施目標　坑内関係――ケーブル、消火器の点検
　　　　　坑外 〃 ――消火器の点検

二月は特に、昨年二月、ケーブル焼損により坑内火災を起して一年目になります。その意味も含め、入念な点検を実施して下さい。又、仕繰等切上げケ所についてはケーブル保護に万全を期して下さい。

（うらへつづく）

昭和47年2月　出炭計画表

個所名	払長	在籍	就業率	就業	能率	出炭/日	日数	月出炭量
新巻右五片三枚下三尺	140	108	81	87	5.50	479	25	11,975
採炭出炭計	140	108	81	87	5.50	479	25	11,975
新捲水採出炭計						210	25	5250
新上部水採出炭計						210	25	5250
水採出炭合計						420	25	10,500
仕掘出炭計						40	25	1,000
合計						939	25	23,475
939 × 25 × 1.2 = 28,200屯								

新捲掘進計画

個所	人員	規格	延米	
2号ゲート 1柱	6×3=18	7×8	40	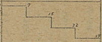
1号ゲート 4柱	6×3=	7×8	50	
1号ゲート5柱1昇	6×3=	7×8	40	
1号ゲート5柱2昇	6×3=	7×8	40	
計	18		170	延米当/人 0.38

一般掘進計画

左水平ハイキ	8×3=24	13A	150	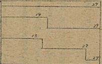
左水平2号ポケット	4×3=12	2.5R	15	
2号人道	4×3=	7×8	39	
左水平1号主ゲート	5×3=15	7×8	44	
左水平ポンプ座	5×3=	13A	35	
右五片ベッヘ	5×3=		6	
計	51		289	延米当/人 0.22

新上部掘進計画

1号区画2昇	6×3=18	7×8	70	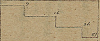
1号区画1昇	6×3=	7×8	60	
2号区画3昇	6×3=	7×8	60	
2号区画2昇	6×3=	7×8	15	
計	18		205	延米当/人 0.40

おおのうら

貝島大之浦労働組合
（編集発行人）矢野　[illegible]
福岡県鞍手郡宮田町
磯光1305

No 71

健保料引上げ
反対 特集号

972.2.8

″料率の引上げ″期末手当からも保険料を

厚生省、赤字を理由に健康保険法改悪案を諮問

一月二十五日、厚生省は社会保険審議会に対して健康保険法の一部を改正する要綱を明らかにし、会の意見を求めたいとして諮問してきた。

これは、政府管掌健康保険の財政は、四十六年度末の累積赤字額は二〇六〇億円に達する見込みである。医療費の改定による影きょうなどを考えると四十七年度にはさらに約一三〇〇億円の単年度赤字がでるという異常な事態である。従って四十七年度においてはこのような異常事態の解決をはかったうえで、四十八年度からの抜本改正の実現を目指していきたい、というものである。

改悪案の内容は後述するが、要するに被保険者の標準報酬の上限を引上げ、料率も上げ、加えて期末手当からも保険料をとるという、その一切を被保険者におっかぶせて、赤字をださないようにしようというものである。

社会保険審議会は、この諮問をめぐって斉藤厚生大臣を激しく追求したが、特に労働側委員は、①昨年一〇月に抜本改正に対する答申をしているにもかかわらず、財政対策だけをぬきだして赤字をなくしたいという諮問の審議には応じられない。②抜本改正については赤字対策とは別に二月上旬を目途として案をつくり諮問したいと云っているがこれを早急に審議会に提出すべきだ。という立場で追求した。

その後、審議会としてこの諮問の取扱いをめぐり議論をしたが、

1. 抜本改正についての諮問があってから、審議のすすめ方を協議する。
2. 抜本改正の諮問をうけるのは二月五日とする。

ということにした。

なお厚生省は、この赤字対策の諮問は予算関係法案との関連があり、二月十五日までに答申してほしいと要請してきている。

改悪案の内容

1. 標準報酬の上限を現行一〇万四千円から二〇万円に、下限を現行三千円から一万二千円に引きあげる。
2. 政府管掌健康保険の保険料率を現行一、〇〇〇分の七〇を一、〇〇〇分の七三に引きあげる。
3. 政府管掌健康保険の被保険者が支給される賞与について、支給された都度一、〇〇〇分の一〇の特別保険料を徴収することとし、事業主と被保険者が折半負担すること。
組合健康保険の場合は任意とし、徴収する時は一、〇〇〇分の一〇の範囲内で徴収するものとする。
4. 政府管掌健康保険に対する国庫補助を、現行の定額補助（二二五億円）を定率補助として療養の給付、家族療養費、傷病手当金および出産手当金の支給に要す費用の一〇〇分の五を補助する。（昭和四十七年度、三七三億円）
5. 政府管掌健康保険の保険料率について社会保険庁長官は、社会保険審議会の意見を聞き、一、〇〇〇の八〇を限度として料率を変更することができる。
この措置によって保険料率が引きあげられた場合、一、〇〇〇分の七三をこえる料率一、〇〇〇分の一につき、4の国庫補助の割合を一、〇〇〇分の四増加することとする。
6. 昭和四十七年四月一日から施行する。

赤字健保組合に三億円、補助金昨年と同額で決定

昨年秋の段階から今年はじめにかけて、石炭五者共斗（炭労、全炭鉱、炭職協、石炭協会、健保連）として政府に対して赤字健保組合に対する補助金の増額を要求してきましたが、前年同様、四十七年度についても三億円の補助額が決定しました。この三億円の八割方は炭鉱健保に支給されますが、他産業にも中小規模の健保組合がありそれも併せて補助金対象の組合となります。

なお、四十六年度分の三億円については今年三月頃に配分される見通しです。

〝収奪〟見かえりなしの健保大改悪

保険料大幅値上げ・一時金からもゴッソリ

さて、政府案の[illegible]な内容で、[illegible]の[illegible]だけで考えてみると、労働者の負担[illegible]政府案の内容とはどんなものでしょうか。

改悪案の全文は別けいのとおりです。一読して分るように、保険料を多様な方法でとにかく大幅に引上げることだけに知恵をしぼったような中味であることは明らかです。いままでの改悪案は、一部給付の改善などをアメとしてうちだされていたのですが、この案ではそれさえ一カケラもありません。

保険料引上げの手段を要約していえば[illegible]の引上げ[illegible]ボーナスからも保険料をとる[illegible]という[illegible]

・下限をそれぞれ引上げる、の四つの方法からなっています。

まず保険料率は現在の千分の[illegible]を千分の[illegible]引上げて千分の[illegible]にするといっています。

す。それだけではありません。現行の制度では毎月の賃金（手当も含む）にのみ保険料がかかっていたのを、これとは別に支給される一時金からもゴッソリと保険料をとりあげようとしているのです。

二倍になる保険料

大衆は不安のるつぼに

現行では保険料負担が月額[illegible]円で、労働者負担はその半額ですから一八二〇円ですむのですが、改悪されると保険料は[illegible]円、したがって労働者負担は一八九八円となり、月七八円の増。つぎにボーナスにかけることによって、そのうち半分の千円が私たちの負担になるわけ。月になおすと約八三円強。両者をあわせると月一六一円、年額一九三六円の負担増となります。[illegible]

月収五万円の人が[illegible]一万五千円の賃上げになった場合、[illegible]三六三六円となり、3636－1820＝1816円で、[illegible]とは[illegible]のです。[illegible]

このように、ボーナスからも保険料をとる考えはこんど[illegible]ずっと前から[illegible]って[illegible]した改悪案のなかにはっきりと打出されていたのです。

大幅賃上げも青くなる

のです。

その方法は[illegible]の[illegible]ごとに千分の一〇[illegible]じて[illegible]分ずつ[illegible]となっていきます。

月収五万円の労働者の[illegible]一年間四カ月として二〇万円×とってみると、現在のように千分の一〇一二千円になり、

保険料率の引上げとボーナスに保険料がかけられることによっていったい私たちの負担は現在よりいくら重くなるか、具体的にみてみましょう。

人で二六八円、[illegible]人ではなんと二万二六四円もの負担がふえる勘定になります。

ただし、この計算は[illegible]を[illegible]たので、七二年[illegible]で私たちが政府・独占の賃金抑制政策をうちやぶることができ、一万円以上の賃上げでもかちとれば、そのことによって自動的に保険料はますますふくれあがり、[illegible]など公共料金の値上げ、[illegible]とあわせると[illegible]はいよいよすさまじいことになると注意しなければなりません。

健保組合、共済組合もともに上る

この[illegible]のネライは「[illegible]」といって、とにかく名目はどうあれ労働者がえる収入からことごとく保険料をまきあげようという点にあるのです。すでに失業保険の場合がこの制度をとり入れているのですが、これだと現在よりもずっと[illegible]が国庫の[illegible]を少くしないで「安定」すると考えているのです。[illegible]の「[illegible]」が導入されると、健保組合まですべて[illegible]になることはもちろん、共済組合の[illegible]にあわせて年金制度の[illegible]年金、共済組合の[illegible]にいたるまで早晩[illegible]されることは[illegible]

[illegible]さらに、保険料率の[illegible]について、従来、[illegible]の承認を必要としていたものを、これなど[illegible]労働組合の[illegible]の[illegible]をまくことになると考えて、社会保険[illegible]の[illegible]を[illegible]いて（[illegible]の[illegible]に[illegible]されることはなく）社会保険庁という一役所の[illegible]が勝手に料率を決定できるということです。このことは[illegible]するに、[illegible]を[illegible]全労働者は、私たちの[illegible]の[illegible]きわめて危険な[illegible]なのです。

最後の[illegible]の[illegible]は、[illegible]の十万四千円を二〇万円に、下限三千円を一万二千円にそれぞれ引上げられることです。

もともと月収一万円以下の労働者がいること自体大きな問題ですが、現実には[illegible]の[illegible]者一、二八〇万人、[illegible]八千五百人（[illegible]）もの労働者が一万円以下の[illegible]されており、この人たちにとっては実収入以上の[illegible]とみなされて保険料をとられることになります。また十万円以上の賃金労働者は、私たちの仲間にそう多くはないとはいえ、上限引上げで五[illegible]、十[illegible]しの保険料をとられることになります。

以上のような改悪案は、[illegible]の大幅な値上げで不安のるつぼにある私たちに、さらに追いうちをかけるものだといわなければなりません。

こんなにあがる保険料負担

	現行では		改悪されたら				負担増
			料率引上げによって		ボーナス（4ヶ月分）にかけられたら		
	保険料	労働者負担分	保険料	労働者負担分	保険料	労働者負担分	
賃金4万円の人の場合	2,730円	1,365円	2,847円	1,423円	約133円	約67円	月額 125円 年額 1,500円
〃 5万円の人の場合	3,640円	1,820円	3,795円	1,898円	約187円	約93円	月額 161円 年額 1,936円
〃 7万円の人の場合	5,040円	2,520円	5,256円	2,628円	約233円	約116円	月額 224円 年額 2,688円
〃 10万円の人の場合	7,280円	3,640円	8,594	4,297円	約400円	約200円	月額 857円 年額10,284円

今後の石炭政策斗争・春斗と諸問題についての中斗委員会の意思統一

一九七二年一月一九日
日本炭鉱労働組合

今日、炭鉱労働運動は重大な時期に直面している。なかでも、石炭政策斗争について、昨年九月の臨時大会、十一月の第六七回大会を通じて、十二月二十一日に中央委員会を開催し、中斗より石炭産業の長期安定のために、第五次政策の早期確立とあわせ、現在の個別私企業体制の変革について方針の具体化として、国有化を指向しつつ、当面半官半民による石炭企業の一社化を提案し討議を行ったが、炭労全体として、意思統一をはかることができなかった。

今日の石炭産業の中で私企業体制を批判しているのはわれわれ炭労だけでなく、各方面から提言が行われており石炭資本の側でさえ、もはや現状の体制で政策産業としての維持が困難として独自の立場で検討し、すでに方向が決った模様である。

体制委員会も新長期石炭政策を一月〜三月を目途に審議を行うことになっており、われわれとしても斗争の過程で体制問題について方向を決定しなければならない。

また、全労働者が立ち上がる春斗にむかって、各単産とも要求づくりと体勢確立が行われている。春斗共斗委員会も例年より早く春斗体制確立にとり組んでいる。

炭労も、すでに春斗構想として、とくに要求を中心に提起し、下部討議を行って来ているところであり、中斗は三月大会にむけて方針作成につとめているところである。

このように重要な斗いに直面しているなかで、炭労は、政府、石炭資本の相次ぐ閉山、合理化攻撃によって組織人員は激減し、都度、機構の縮少を行ってきたが、第六七回大会は、更にきびしくなった今日の事情の中で会館対策委員会、組織対策委員会の開催を決定し、それぞれ対処することになっている。このように今われわれがとりくむべき課題が山積しているわけであるが、われわれは何よりもまず、指導部の意思統一をかため、一枚岩の団結を確保すること、これを土台として第六六回定期大会決定の「たたかいの教訓」ーなかんずく大衆斗争路線と組合民主主義の確立を重視した斗争指導をおこなうことが重要であると考える。

このことは、いいかえれば、石炭政策斗争・春斗を真に〃組合員がのぞむたたかい〃として展開していくということである。

そしてこのような立場に立って、石炭政策斗争・春斗では、政府・石炭資本に対し「石炭産業を生かすのか、殺すのか」を明示することを迫り、これに対応してわれわれの態度をきめてゆくことが必要であると考える。

第一六回中央斗争委員会は、以上の考え方に立って当面する石炭政策斗争・春斗とともに、内部的諸問題の解決にあたることを意思統一するものである。

もちろん、石炭政策斗争の具体的な推進や三月大会にむけての方針作成にあたっては多くの問題があるので、これらを含め中斗として十分検討を行い、大衆討議を行い方針を決定する。

一、石炭政策斗争

昨年十二月十日の体制委員会の決議に対し、われわれは、抗議の時限ストライキを決行し、同月二十二日には中央委員会メンバーにより中央行動を実施した。今後、第五次政策の確立、私企業体制の打破、保安と

労働条件確保の三点を中心に石炭政策斗争を推進するが、政府は、本年一月十一日、この決議の内容を含め昭和四七年度石炭予算案一千一億五千百万円を決定し、通常国会に上程されることになった。

一方、体制委員会は、新長期石炭政策をこの一月〜三月を目途に審議を行うことになっている。だが、従来の経験からみて、この体制委員会の結論が三月を越えることも考えられるが、やはり、われわれは三月末にむけて斗いを進め、四、五月と推移すれば当然のことながら春斗諸要求と結合して斗いを進める。

1. 石炭産業の体制問題について

炭労の当面する体制問題については、昨年十二月二十一日の中央委員会において、白紙となったが、第五次政策の確立（具体的政策要求）は大会決定の方針でありこれによって斗いを進めていくなかで具体化する。

① 中央委員会の討議経過を組合員に周知せしめることが先決である。

② 炭労の体制問題は、今後中斗において検討し、機関を開催して決定することになっている。

われわれの中央委員会終了後、昨年十二月二十四日日経新聞によって通産省の検討内容が、本年一月一日道新により石炭協会案がそれぞれ報道された（通産省、石炭協会いずれも否定の態度をとっている）これらは今後正式態度として出されてくるであろうし、炭労としても具体的に提起しなければならないが、性急な方向づけを避け、再開体制委員会をみて、検討していく。

2. 対資本交渉

① 閉山、合理化の停止と、個別私企業体制変革についての対資本要求の集合交渉については、大手五社の会社側は、要求指標から、団体交渉に応ずる回答はできないが、石炭産業が重大な危機に直面しているので危機打開のために話合いには応ずるということであるから、この会社回答を足がかりにして、大手五社との交渉を進め、対立点を明確にし交渉の推移によって、団体交渉に移行する。

② 政策斗争や春斗を進めるにあたって、組合員にはどうしても会社に対する不安やギモンがある。したがって、たとえば操業計画についても明らかにし、すくなくとも、一年間の存続や退職金確保等について各社毎に会社の考えを引出すための交渉を行うこと等を検討する。

3. 共斗体制について

① 中央においては、総評、社会党に共斗の申入れと特に、国有化斗争推進本部の再編強化をはかるよう努力する。

② 地方・地域における共斗体勢の確立についても努力する。

この場合、共斗のための対策は、現状のヤマを守らせる政策樹立が第一義であることとの意思統一を行い、産炭地と地域住民の要求が確保されるよう具体的に協議する。

4. 中央行動について

政府・通産省、体制委員会、並びに石炭資本に対する中央行動について、中斗は、昨年十二月の中央委員会に臨むにあたって、私企業体制の変革についての炭労の方向が決定することを想定し、本年一月末に中央行動を計画していたが、体制問題は、今後の検討課題でもあり、春斗共斗の中央行動も計画されているので、これも中斗において考慮しながら計画、実施する。

二、春斗

1. 春斗共斗のとり組み

春斗共斗のとり組みについてすでに昨年中央委員会において諸行動の日程資料において報告してきたところであるが、本年一月七日早々に第二回共斗委員会を開催、低賃金、長時間労働を基礎にした、日本の経済政策を変更させる契期を具体的につくりだすため、大巾賃上げ、反合理化、時短、生活要求を中心に